

平成17年度

長野市包括外部監査結果報告書

スポーツ・レジャー施設について

長野市包括外部監査人

西澤 利雄

目次

I	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	特定の事件（監査テーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象施設、監査対象部局、監査対象出資団体	1
5.	包括外部監査人及び補助者	1
6.	特定の事件の選定理由	2
7.	監査の要点	2
	（1）市の財務事務の適正性	2
	（2）外郭団体の出納事務の適正性	2
	（3）施設管理運営の効率性	2
	（4）行政コストの把握・分析	2
	（5）行政キャッシュフローの把握・分析	2
8.	監査手続	3
9.	利害関係	3
II	監査の結果及び意見（総論）	4
1.	公有財産台帳	4
	（1）公有財産台帳の不備	4
	（2）公有財産台帳への記載の細分化	5
	（3）公有財産台帳への修理記録の記載	5
2.	備品の管理	5
3.	備品使用簿への現品所在場所の記入	6
4.	管理団体の所有する固定資産	6
5.	登記	6
6.	リース契約	7
	（1）市が行うリース契約と債務負担行為	7
	（2）リース料総額による入札制度の採用	7
7.	リース物件の管理	7
8.	委託契約・再委託契約	8
	（1）競争入札	8
	（2）随意契約	9
9.	スポーツ施設利用料金の減免	10
10.	南長野運動公園の利用	11
	（1）野球場の観客	11
	（2）総合球技場（サッカー・ラグビー場）の稼働率アップ	11
11.	行政コスト計算	12
12.	キャッシュフローベースの行政コスト計算	15
	（1）市民1人当たり負担額	16
13.	施設の処分制限期間	17
14.	利用者アンケートの実施	17
15.	旅費精算における宿泊領収書の添付	18
16.	指定管理者制度への移行	18
	（1）制度の概要	18
	（2）指定管理者制度への移行状況	18
	（3）住民へのサービス向上	19
	（4）経費削減効果	19
	（5）指定管理者との基本協定書原案	19

(6)	指定管理者制度への移行にあたっての留意すべき事項	20
(7)	市の出資団体と指定管理者	21
17.	委託契約、再委託契約に関する監査結果の取扱い	22
III	監査の結果及び意見	23
1.	長野運動公園総合運動場	23
(1)	施設の概要	23
(2)	施設の管理運営方法	26
(3)	初期投資の状況	28
(4)	施設の利用状況及び収支状況	29
(5)	主な委託契約事務	29
(6)	監査の結果	30
(7)	監査の結果に添えて提出する意見	32
2.	南長野運動公園	36
(1)	施設の概要	36
(2)	施設の管理運営方法	39
(3)	初期投資の状況（球技場の竣工する平成14年度まで含む）	39
(4)	施設の利用状況及び収支状況	39
(5)	監査の結果	41
(6)	監査の結果に添えて提出する意見	43
3.	長野市真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）	46
(1)	施設の概要	46
(2)	施設の管理運営方法	46
(3)	初期投資の状況	47
(4)	施設の利用状況及び収支状況	48
(5)	監査の結果	50
(6)	監査の結果に添えて提出する意見	55
4.	エムウェーブ	59
(1)	施設の概要	59
(2)	施設の管理運営方法	61
(3)	初期投資の状況	62
(4)	施設の利用状況及び収支状況	62
(5)	監査の結果	65
(6)	監査の結果に添えて提出する意見	66
5.	長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）	69
(1)	施設の概要	69
(2)	施設の管理運営方法	70
(3)	初期投資の状況	71
(4)	施設の利用状況及び収支状況	72
(5)	主な委託契約事務	75
(6)	監査の結果	75
(7)	監査の結果に添えて提出する意見	81
6.	茶臼山動物園	85
(1)	施設の概要	85
(2)	施設の管理運営方法	85
(3)	初期投資の状況	87
(4)	施設の利用状況及び収支状況	87
(5)	主な委託契約事務	88
(6)	監査の結果	89
(7)	監査の結果に添えて提出する意見	92
7.	総合レクリエーションセンター（サンマリーンなごの）	96

(1)	施設の概要.....	96
(2)	施設の管理運営方法.....	98
(3)	初期投資の状況.....	98
(4)	施設の利用状況及び収支状況.....	99
(5)	監査の結果.....	100
(6)	監査の結果に添えて提出する意見.....	105
9.	飯綱高原スキー場.....	111
(1)	施設の概要.....	111
(2)	施設の管理運営方法.....	112
(3)	初期投資の状況.....	112
(4)	施設の利用状況及び収支状況.....	112
(5)	監査の結果.....	114
(6)	監査の結果に添えて提出する意見.....	115
10.	戸隠スキー場.....	118
(1)	施設の概要.....	118
(2)	施設の管理運営方法.....	119
(3)	施設の利用状況及び収支状況.....	120
(4)	監査の結果.....	121
(5)	監査の結果に添えて提出する意見.....	123
11.	聖山パノラマスキー場.....	128
(1)	施設の概要.....	128
(2)	施設の管理運営方法.....	129
(3)	初期投資の状況.....	129
(4)	施設の利用状況及び収支状況.....	129
(5)	監査の結果.....	130
(6)	監査の結果に添えて提出する意見.....	132
12.	スパイラル.....	136
(1)	施設の概要.....	136
(2)	施設の管理運営方法.....	137
(3)	初期投資の状況.....	137
(4)	施設の利用状況及び収支状況.....	137
(5)	主な委託契約事務.....	138
(6)	監査の結果.....	138
(7)	監査の結果に添えて提出する意見.....	140

<p>報告書中の表の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。</p>
--

I 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査テーマ）

市の主要施設のうち、スポーツ・レジャー関連施設の管理運営に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

3. 監査対象年度

平成 16 年度（ただし必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象施設、監査対象部局、監査対象出資団体

	監査対象施設	監査対象部局	監査対象出資団体
1	長野運動公園	体育課	長野市体育協会
2	南長野運動公園	体育課	長野市体育協会
3	ホワイトリング	体育課	長野市体育協会
4	エムウェーブ	観光課	(株)エムウェーブ
5	ビッグハット	観光課	(財)ながの観光コンベンションビューロー
6	茶臼山動物園	公園緑地課	長野市開発公社
7	サンマリーンながの	体育課	長野市開発公社
8	飯綱高原スキー場	観光課	長野市開発公社
9	戸隠スキー場	観光課	直営のため該当なし
10	聖山パノラマスキー場	観光課	直営のため該当なし
11	スパイラル	体育課	直営のため該当なし

(注) 上記監査対象出資団体は、以下において管理団体という。

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

西澤 利雄 公認会計士

補助者

中島 祐二 公認会計士
福井 利幸 公認会計士
坂邊 淳也 公認会計士
鈴木 祥浩 公認会計士
斉藤 卓 公認会計士
富岡 慶一郎 公認会計士

山崎 智和	公認会計士
手間本 武臣	会計士補
飯沼 尚顕	

6. 特定の事件の選定理由

市は、これまで市民生活の改善や利便性の向上、文化・娯楽・スポーツ活動の振興、福利厚生の実施、さらには98年の冬季オリンピック開催等を図るため、多くの施設の建設やその施設の管理運営に多額の歳出を行ってきている。その結果、市民生活の満足度は大いに高まってきているものと思われる。

しかしながら、バブル崩壊後の長引く景気の低迷による市税歳入の継続的減少と、公債費・扶助費等の義務的経費の増加、さらには国の三位一体改革の影響により、市の財政は年々厳しさを増してきている。

市の一般会計の市債の残高は平成17年3月31日現在1,818億円であり、これは一般会計の予算規模の1.35倍、しかも12年度末に比較して若干ではあるが増加している。

こうした市財政の状況下においては、施設の新規建設への慎重な判断はもとより、既存施設の管理運営並びに関連する出資団体に対する委託料、補助金等の支出についても、更なる見直しや検討が必要と思われる。

そこで、私は市の主要施設のうち、スポーツ・レジャー関連施設の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行が合規的で且つ効率的に行なわれているか検証することが、市財政の改善に不可欠の視点であり、また市民への有益な情報提供にも資するものと考えた。さらに、市は18年度より指定管理者の導入を予定しているが、その対応策を検討することも重要であるため、本テーマを選定した。

7. 監査の要点

(1) 市の財務事務の適正性

市の支出内容（委託料等）は目的に沿ったものか。
外郭団体等に対する委託料の算定は適正か。
契約手続や利用料金の収納等の財務事務は適切に行われているか。

(2) 外郭団体の出納事務の適正性

外郭団体から市への受託料の請求手続は適切か。
外郭団体の支出内容は、目的や事業内容に照らして適切か。
外郭団体の管理受託業務における出納業務は適正になされているか。

(3) 施設管理運営の効率性

固定資産の管理状況は適切か。
所管部局は外郭団体等の委託先について適切な指導監督を行っているか。
事業計画は適切か、計画と実績に大きな相違はないか。

(4) 行政コストの把握・分析

外郭団体の運営経費や人件費等を含めた施設全体のコストを把握する。
市民1人当たり、あるいは利用者1人当たりのコストは妥当か。
減価償却コストや利息負担が過大になっていないか。

(5) 行政キャッシュフローの把握・分析

外郭団体の運営経費や人件費等を含めた施設全体のキャッシュフローを把握する。
市民1人当たりのキャッシュフローは妥当か。
市債返還額や利息負担が過大になっていないか。

8. 監査手続

- (1) 主要施設の管理運営の実情を把握するため、監査対象とした 11 施設について往査を実施した。
- (2) 関連する出資団体の実情を把握するため、監査対象とした 4 団体について往査を実施した。
- (3) 施設の財産管理、契約、出納等に係る財務に関する事務の執行について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (4) 施設の管理委託について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行った。
- (5) 固定資産や現金等の現物の管理状況を確認するため、必要に応じて現物調査を実施した。
- (6) 施設全体の管理運営コストを把握するため、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」の考え方にに基づき、コスト試算を実施した。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 監査の結果及び意見（総論）

1. 公有財産台帳

(1) 公有財産台帳の不備

土地、建物及び工作物に関しては、長野市財務規則第 136 条で公有財産台帳（様式第 71 号）を備えなければならないとされ、同規則第 139 条で公有財産を台帳に記載する場合の価格について規定されている。監査対象の 11 施設のうち 9 施設について次の不備があった。

（問題点 1.）

次の施設について、公有財産台帳は作成されているが価格の記載漏れがあった。

茶臼山動物園 サンマリーンながの 飯綱高原スキー場 聖山パノラマスキー場
ビッグハット 長野運動公園 ホワイトリング スパイラル

（指摘事項）

購入価額等の把握できるものについては取得価額を、これが困難である場合には見積価格等の評価額を記載する必要がある。

（問題点 2.）

次の施設について、公有財産台帳上除却処理がされていない。

ビッグハット 現状ない工作物が台帳上記載されたままとなっていた。

（指摘事項）

台帳での除却処理をする手続を行うことが必要である。

（問題点 3.）

次の施設について、公有財産台帳への計上が漏れていた資産があった。

聖山パノラマスキー場 スキー場造成工事、リフト設備、ワイヤー等の
工作物について台帳が作成されていなかった。

（指摘事項）

合併町村の公有財産については、早期に市の基準に従った台帳管理を行う必要がある。

（問題点 4.）

次の施設について、公有財産台帳が調査時点で所在不明となっていた。

戸隠スキー場 但し、後で見つかったとの連絡を受けている。

（指摘事項）

書類の管理方法を改善すべきである。

（問題点 5.）

次の施設について、公有財産台帳の中に実質的に遊休状態となっている資産が含まれていた。

ホワイトリング 設備の中にピンスポットライト等実質的に遊休状態と
なっているものがあった。

（指摘事項）

処分や有効活用を検討する必要がある。

また、取得時には公有財産台帳に記載した建物に含まれていたものの、現在は通常の備品と同様に取扱われている物については、備品への移動手続を行うことも必要である。

(2) 公有財産台帳への記載の細分化

公有財産台帳の建物については建物付属設備もまとめて1つの財産として捉えられ、電気設備、給排水設備等の個々の設備の内容は把握されていない。

このままでは、今後部分的な改修又は一部設備の交換にどの位の費用に係るかの情報として利用することはできない。

(意見)

今後施設を建設する場合には、建物本体の他の付属設備等について場所別、機能別に設備の取得価格も入手し、台帳を細分化するか又は同明細書も一緒に保管することが望まれる。

また、過去に建設済みのものについては、建設当時の設計図と見積書、契約書等の写しを公有財産台帳と同場所保管することが望まれる。詳細な取得価額が把握できない場合には、見積価格による評価を記載すべきである。

(3) 公有財産台帳への修理記録の記載

公有財産台帳に修理に関する記録をすることが義務付けられていない。

(意見)

備考欄に、今後実施した修理記録を記入するよう義務付けることにより、公有財産台帳が将来の修理か取得かを判断するために有益な資料となるよう改善が望まれる。

2. 備品の管理

備品の管理について、市では次のような方針を採っている。

財務規則第167条第1項及び第2項で、使用中の備品は「課長等はその所管に属する使用中の物品を保管」し、また「常に良好な状態で使用又は処分できるよう保管しなければならない」と規定されており、このことから、課長等は備品使用簿(様式第95号)に記載しかつ、備品の使用状態を常時把握していなければならない、備品の実査をするのは当然の業務である。(会計課回答)。

同178条1項では期末に実査し、現在高を調査すべき物(重要物品等)を定め、その他の備品については、実査すべき時期は定めていない。これらのことから、すべての備品類は少なくとも年1回は台帳と現物との実査による照合がなされ、適切に管理されることを期待しているものである。

しかしながら、監査の対象となった11施設について、調査したところすべての施設について実査は行われていなかった。

このため備品使用簿による管理は不完全な状態となっていた。

1例として、長野運動公園では76点、取得価額で69百万円の実査をしたところ、件数で22%(17点)、金額で36%(25百万円)の備品がなく、この部分の除却処理がされていなかった。

(指摘事項)

このようになった理由は財務規則167条第1項及び第2項の規定だけでは、備品の実査を行い、備品使用簿が常に最新の状況を示す生きた管理台帳としなければならないことが明瞭でないためと思われる。

このため167条にたとえば次のような規定を追加することを検討すべきである。

「課長等は備品について少なくとも年に1度は、備品使用簿と照合し、備品の実在性、使用状況、損耗の程度を把握し、備品使用簿を補正する。」これにより備品管理の徹底を図るべきである。

その他備品管理について次の事項について改善されたい。

- ア 備品使用簿に当初の取得日や価格の記入のないところがあった。（聖山パノラマスキー場、戸隠スキー場）
- イ 備品に備品番号シールがついていないところがあった。（戸隠スキー場、南長野運動公園、ビッグハット、サンマリーンながの）
- ウ 備品番号シールの付けにくい備品（たとえばソフトマット類）にはマジックで統一した場所に備品番号を記入するよう改善すべきである。（ホワイトリング）
- エ 使用見込みのない備品については、他の有効利用の方法又は除却、売却を検討すべきである。（ホワイトリング、茶臼山動物園）

3. 備品使用簿への現品所在場所の記入

使用簿より現品を調査しようとする、担当者以外の人では物がどこにあるかわからないケースが多い。

（意見）

備品使用簿に備品の所在場所の記入が望まれる。（全施設）

4. 管理団体の所有する固定資産

エムウェーブの建物の中に管理団体である(株)エムウェーブが設置した建物付属設備等が取得価格で 6,309 千円存在する。その他、飯綱高原スキー場でも委託料の中で取得したと思われるスノーモービル 2 台が使用されている

管理団体（指定管理者）の交替の場合、買い取りの問題が発生し、業務の引継ぎがスムーズに行えない可能性がある。

（指摘事項）

市と管理団体との協議により、速やかな所有権移転等の手続きが望まれる。

5. 登記

サンマリーンながのの建物は借地上に建てられているにもかかわらず、建物の登記がなされていなかった。

賃借土地が他に売却された場合、新しい土地所有者に対して、土地賃借権の主張ができないため、施設の継続が困難となる。

（指摘事項）

サンマリーンながのの建物は借地上にある。至急、建物の登記をすべきである。

また、全市の借地上の建物が登記されているかどうか再調査し、その登記を徹底すべきである。

6. リース契約

施設管理に利用している主なリース契約は次のとおり。

No.	施設名	リース物件	リース期間 (ヶ月)	リース料総額 (千円)	リース料残高 (千円)	契約形態
1	戸隠スキー場	圧雪車エベレスト	60	35,847	4,780	単年度
2	戸隠スキー場	圧雪車GB350	60	14,755	1,475	単年度
3	戸隠スキー場	圧雪車GB300(中古)	60	4,300	573	単年度
4	戸隠スキー場	圧雪車エベレストP	60	35,280	18,228	単年度
5	戸隠スキー場	動く歩道	60	6,794	4,184	単年度
6	戸隠スキー場	発券機(システム・ハード)	60	4,772	2,545	単年度
7	戸隠スキー場	食券、両替機	64	3,742	748	単年度
8	戸隠スキー場	排ガス中和装置	60	6,804	680	単年度

(注) 平成17年3月末現在 残額50万円以上の物件のみ
リース残高は平成17年3月末現在

(1) 市が行うリース契約と債務負担行為

戸隠スキー場についてのリース取引については複数年に渡り対象となるリース資産を利用し、かつ支払いも複数年に渡るものでありながら、市では毎年の単年度契約としている。

リース契約においては解約が原則禁止されており、解約する場合にはその後のリース料相当額の違約金の支払いが必要になる。したがって契約時点で市はこれを単年度契約としているものの、実態としては将来の支払義務を負っている(債務を負担している)。

(指摘事項)

リース契約においては、翌年度以降の支払義務を追う際に必要となる債務負担行為として議会での議決を得たうえで複数年契約を実施する手続を行う必要があった。

但し、地方自治法の改正により、平成17年度からは、債務負担行為とすることなく長期継続契約ができることとなったため、措置は求めない。

(2) リース料総額による入札制度の採用

リース契約は、単年度契約にした場合は金額基準で随意契約とできても、複数年分の契約を一括して実施した場合には入札方式による契約が必要となる。戸隠スキー場の場合、リース契約先が特定の業者に偏っているが、契約に際して競争原理が働いていないリスクがある。

また、契約書上は単年度契約であっても、リース契約自体は当初の契約により全体の支払義務が生ずるにもかかわらず、単年度契約に分割した場合には契約金額が小さくなり、契約形態の基準を潜脱するリスクもある。

(指摘事項)

リース料総額により契約する方式に改定し、入札等による競争原理を導入する必要がある。

7. リース物件の管理

車輛、機械、備品等についてのリース物件について、備品使用簿に準じた「リース物件使用簿」等の作成がなされていない。

リース物件といえども、市の管理する資産である。

また、リース物件が増加している施設もあり、リース物件と購入品とが混在していることもあるので両者を管理することが重要になってきている。

(指摘事項)

備品等のリース物件についても、備品使用簿に準じた「リース物件使用簿」等を作成すべきである。

8. 委託契約・再委託契約

(1) 競争入札

競争入札としたケースの中に次のような事例がみられた。

- ア 前年度と委託内容に変更がないにもかかわらず、翌年度の指名競争入札に当たって設定された予定価格が、前年度の落札価格以上の金額が設定されている事例。
(長野運動公園)
- イ 指名競争入札に移行しても、委託先に変更がなく、かつ、コストも下がらない事例。
(ビッグハット)
- ウ 同一業者による同一内容の委託業務で市の各施設間で、契約単価が異なる事例。
(ビッグハットとホワイトリング)
- エ 理由がないのに、2つの施設を分けて、同一業者間で指名競争入札をしている事例。
(南長野運動公園)
- オ 落札率が99.3%と高止まりしている事例。(南長野運動公園)

(指摘事項)

市は委託料削減のため、過去の入札結果や市場の動向を確認したうえで、契約金額を引下げる努力をすべきである。

(2) 随意契約

全般的に1社との随意契約が継続して行われているケースが多い。ただし、施設によっては他業者の見積りを入手して価格の比較検討を行っているケースもでてきている。

これまでの比較的金額の大きな随意契約の例としては次のようなものがあつた。

(単位：千円)

施設名	委託業務内容	委託先、契約金額、契約形態			
			平成14年度	15年度	16年度
長野運動公園	プール可動床保守点検業務	委託先	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
		契約金額	2,940	10,500	11,550
		契約形態	E	E	E
南長野運動公園	体育館プール棟空調衛生設備保守	委託先	大倉設備工業(株)	大倉設備工業(株)	大倉設備工業(株)
		契約金額	9,135	8,925	8,820
		契約形態	E	E	B
ホワイトリング	空調設備保守点検業務	委託先	三建設備工業(株)	三建設備工業(株)	三建設備工業(株)
		契約金額	10,500	10,500	10,500
		契約形態	E	E	B
エムウェブ	井戸洗浄業務	委託先	(株)日さく長野支店	(株)日さく長野支店	(株)日さく長野支店
		契約金額	5,460	3,360	5,460
		契約形態	E	E	E
ビッグハット	アイスリンク製氷維持管理	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
		契約金額	39,900	43,260	44,100
		契約形態	E	E	E
茶臼山動物園	清掃、ボロ	委託先	(株)みすず工業	(株)みすず工業	(株)みすず工業
		契約金額	12,495	12,243	11,991
		契約形態	E	E	E
飯綱高原スキー場	人工降雪設備点検整備	委託先	クボタ機工(株)	クボタ機工(株)	クボタ機工(株)
		契約金額	3,045	4,074	3,349
		契約形態	E	E	E

(注) 契約形態の記号は、次のことを意味している。

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約(他社よりの見積書を入手していない)

他社よりの見積書を入手していない随意契約とする主な理由は次のようなものであるが、いずれも他業者を排除する理由には弱い。

理由1 業務内容が専門的である。

問題点 同業他社であれば、ほぼ同等の専門性を有していることが期待できる。実際に複数の登録業者から見積りを入手してみることが望ましい。

理由2 保守対象設備の導入、工事業者である。

問題点 設備の詳細な設計図面や取扱説明書を設備の導入時点で入手していれば、これを公開することで他業者にも作業は可能になる。まずは設備納入業者でなくては取扱えない仕組みにしないことが必要である。

新しい業者に変更すると、業者への説明に手間がかかり、委託者側の負担が大きいため契約を継続している旨の説明があつたが、これは外部委託するための準備不足であり、理由にはならない。

理由3 設備運転業務に長期の習熟を要する。

問題点 いずれの委託先であっても初年度から熟練しているとは考えにくい。既存の受注業者に継続委託するための方便に感ずる。

(意見)

市の業務委託契約は、500千円を超える場合には通常、競争入札することとなっている(契約規則第29条(6))。再委託であっても市の規程に準ずる形で、可能な限り競争入札を実施すべきである。これが不可能であれば見積り合わせをすることが望ましい。いずれも難しいケースはそれほど多くないが、困難な場合であっても次のような方法が検討するに値すると考える。

ア 設備導入時に、複数年の保守点検業務契約を含める

設備の導入時に、導入後の保守点検や運転監視業務も含めた形の入札を実施することで総体コストを比較検討することが望ましい。

イ 委託業務範囲の変更

委託業務を分割、あるいは集約することにより、最も合理的な委託範囲を模索し、継続的な同一の委託業務としないことで、合理的な競争を期待する。また、同等のノウハウを複数の業者に身につけさせることで合理的な競争を期待する。

9. スポーツ施設利用料金の減免

スポーツ施設では、利用料金を特定の者に対して減免しているケースがみられる。たとえば、オリンピックスタジアムの使用予定は毎年年度開始前に開催される当施設の利用調整会議で決定されている。平成16年度の状況をみると4月～10月の利用可能日の土・日・祝祭日のうち93%がこの会議で予約がされ、その他の人が利用できる可能性は僅か7%しか残っていない状況である。しかもその約60%が市や県の大会のため、料金は減免されている。このため、プロ野球以外の年間使用料収入は558万円しかない。

ちなみに、当施設はオリンピックスタジアムを含む公園全体で、市民1人当たり4,949円、一家4人家族の場合で約2万円の財政負担をしており、仮に、国庫補助金の比率で見てこの45%が野球場分だとしても多額の負担をしていることになり、受益者負担(利用料収入)とのバランスに問題がある。

オリンピックスタジアム

土日祝祭日の予約状況と利用料金

(単位：日)

	通常料金	料金減免	予約なし	施設閉鎖
4月	2	6	1	0
5	2	10	1	0
6	6	2	0	0
7	5	5	0	0
8	2	4	3	0
9	3	7	0	0
10	6	5	0	0
小計	26	39	5	0
11	3	3	4	0
12	0	0	9	3
1	0	0	9	3
2	0	0	9	0
3	0	0	9	0
年合計	29	42	45	6
日数計	122			

施設の利用実態を把握するには利用者数だけでなく、利用料収入を把握することも必要である。しかし、当施設では利用料金の減免を受けている利用者が多く、適切な利用料収入が把握できない。

また、利用料金の減免は指定管理者に移行する段階で、このまま制度を継続すると、指定管理者の管理する利用料収入に市が制限を加えることになる。利用者負担の原則からすれば、利用者がまず適正な利用料金を支払う必要がある。

(指摘事項)

有料スポーツ施設の行う利用者への財政的な援助については、利用料金の減免ではなく、利用者への補助金といった形で行うことにより、利用実態の明瞭性、負担の公平性を確保してゆく努力が必要である。

また、使用料収入を増加させるためには、利用者数の増加は不可欠である。そのためには平日昼間の利用促進策を検討するよう、指定管理者を指導することも必要になる。

(意見)

人気の高い土日祝祭日及び平日夜間の利用料を高くして、平日昼間の利用料をその分低く抑えることにより、利用者を分散させることや、営業の専任者を置き施設利用促進のために、全国的にPR活動を行うことにより、平日昼間を含む施設全体の利用率アップを図ることも検討に値する。

10.南長野運動公園の利用

(1) 野球場の観客

野球場は、オリンピックの開閉会式に使用された施設で、市民がスポーツを行うというよりは、スポーツを観るための施設と思われる。

平成16年度の観客数は次のとおり

年 月	観客数(人)
16年4月	1,680
16年5月	2,460
16年6月	38,896
16年7月	27,750
16年8月	1,030
16年9月	2,516
16年10月	296
16年11月	190

6、7月はプロ野球招致により多かったが、それ以外の月の観客は僅かである。

(指摘事項)

国際的な大会・イベントとまではいなくても、全国大会レベルの野球等の大会を招致し、市民に観る楽しみをもっと与えるよう努力すべきである。

(2) 総合球技場(サッカー・ラグビー場)の稼働率アップ

球技場については、天然芝の養生等のグランドコンディションの関係から、土日祭日を中心に5月～11月までで89日(16年度実績)で、かつ利用は1回4時間までとのことである。この状況で利用率が70%を下回っている。これは天然芝の養生等のグランドコンディションを中心にし過ぎるためである。

(指摘事項)

利用者にアンケートを実施し利用日の増加及び休日等の利用時間の延長等運営を利用者本位となるように改善する必要がある。

市は、次年度より、本施設を指定管理者に委託することになっているが上記指摘事項が実施されるよう指導すべきである。

11. 行政コスト計算

市の決算では、施設の減価償却費が反映されておらず、通常の民間企業におけるコストとはこの部分が食い違っている。そこで、民間企業での損益計算書に該当するものを試算すべく、行政コスト計算書を作成した。

行政コスト計算書の作成に当たり、次の前提を置いている。

(1) 基準

基本的に総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠。

(2) 人に係るコスト

市職員人件費、管理受託団体の職員人件費等である。

(3) 市職員人件費の計算方法

市職員人件費は、各施設の管理に当たる市の職員の給与、賞与等により算定している。

正確に把握できない場合には、担当者の仕事に占める当該施設の管理比率（時間割合）をヒアリングし、担当者の職位の平均給与に乗じて算出している。

複数いる場合には各人についてこの計算を行ない、合計している。

(4) 物に係るコスト

物件費、外部委託費、維持管理費、減価償却費等である。

(5) その他コスト

市債利息等である。

(6) 減価償却費

施設について減価償却がされている場合はその金額を用いている。これ以外については初期投資額のうち建設費の部分を取得価額としている。その後の備品や設備購入費が判明する場合にはこれも取得価額とし、支出年度を供用開始年度としている。耐用年数は総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠して、簡便的に公園施設 40 年、その他施設 25 年の定額法（残存価額 10%）で計算している。

(7) 市民 1 人当たり行政コスト・利用者 1 人当たり行政コスト

行政コスト合計から収入項目合計を控除した金額を市人口 363,306 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）で割って計算している。利用者 1 人当たり行政コストは、行政コスト合計から収入項目合計を控除した金額を利用者数で割って計算している。

なお、市民 1 人当たり行政コストの金額は、当該施設を永続的に維持するためには、市民 1 人ひとりが毎年どの程度の負担をする必要があるかを示している。

各施設に関する平成 16 年度の行政コストの試算結果は、次頁のとおりである。

各施設の行政コスト計算書

(単位：千円)

項目	長野 運動公園	南長野 運動公園	ホワイト リング	エム ウェーブ	ビッグ ハット	茶臼山 動物園
人に係るコスト	71,599	74,459	25,408	59,709	15,433	175,230
市職員人件費	4,067	3,454	10,168	2,942	1,580	3,754
団体職員人件費	67,531	71,005	15,240	56,767	13,853	171,476
物に係るコスト	541,679	690,981	494,609	1,275,507	727,453	182,758
物件費	15,385	20,722	7,370	34,741	5,024	81,729
委託費	140,691	72,175	44,945	185,943	122,824	24,162
維持管理費	285,300	70,969	30,337	132,393	77,358	58,348
減価償却費	100,302	527,116	411,955	922,430	521,960	18,517
その他	-	-	-	-	285	-
その他のコスト	69,555	582,039	169,540	400,201	226,857	10,589
支払利息	65,643	577,708	168,254	389,689	226,768	-
その他	3,912	4,331	1,286	10,513	88	10,589
行政コスト合計	682,834	1,347,480	689,557	1,735,417	969,744	368,578
収入						
利用料収入	48,770	50,007	17,887	220,336	103,355	34,736
その他収入	2,051	53	364	462	117,628	464
収入金額合計	50,822	50,061	18,251	220,799	220,983	35,200
差引行政コスト	632,011	1,297,420	671,306	1,514,618	748,761	333,378
利用者数	407,333人	225,723人	144,453人	440,725人	342,280人	143,578人
利用者1人当たり 行政コスト	1,551円	5,747円	4,647円	3,437円	2,188円	2,322円
市民1人当たり 行政コスト	1,740円	3,571円	1,848円	4,169円	2,061円	918円

項目	サンマリー ながの	飯綱高原 スキー場	戸隠 スキー場	聖山パノラ マスキー場	スパイラル
人に係るコスト	121,338	85,904	131,050	4,257	17,776
市職員人件費	3,155	8,257	131,050	4,257	17,776
団体職員人件費	118,182	77,646	-	-	-
物に係るコスト	223,007	145,672	293,214	25,246	511,093
物件費	36,766	6,308	105,222	1,424	12,966
委託費	17,298	20,210	14,699	974	101,410
維持管理費	84,537	63,514	67,599	3,978	55,218
減価償却費	78,480	55,640	90,810	17,780	341,497
その他	5,926	-	14,884	1,090	-
その他のコスト	17,279	4,892	10,829	5,698	106,693
支払利息	7,367	3,915	10,829	5,698	106,693
その他	9,911	977	-	-	-
行政コスト合計	361,625	236,468	435,093	35,201	635,563
収入					
利用料収入	53,156	64,763	258,404	6,108	7,911
その他収入	6,350	79	59,982	-	50,011
収入金額合計	59,506	64,843	318,386	6,108	57,922
差引行政コスト	302,119	171,626	116,707	29,094	577,641
利用者数	152,160人	74,750人	95,530人	4,963人	3,586人
利用者1人当たり 行政コスト	1,986円	2,296円	1,222円	5,862円	161,082円
市民1人当たり 行政コスト	832円	472円	321円	80円	1,590円

スパイラルの利用者1人当たり行政コストは、滑走1回当たり行政コストである

(8) 市民 1 人当たりの行政コスト

市民 1 人当たりの行政コスト面で見ると高いのがエムウェーブの 4,169 円で、以下南長野運動公園 3,571 円、ビッグハット 2,061 円の順で、逆に低いのは、聖山パノラマスキー場の 80 円、以下戸隠スキー場 321 円、飯綱高原スキー場 472 円とスキー場が安い方を独占している。このことは相対的にみると、スキー場の維持には他の大型施設と比較すると行政コストが少なくて済むことを示している。

(9) 利用者 1 人当たり行政コスト

スパイラルは、利用者 1 人当たりではなく、滑走 1 回当たりの行政コストを表示している。仮にこれを利用者 1 人当たり行政コストと仮定しても、最も高くは 161,082 円、以下聖山パノラマスキー場 5,862 円、南長野運動公園 5,748 円の順となっている。ただし、長野運動公園及び南長野運動公園については、長野市を代表する都市公園であり、散歩などの余暇で訪れた人等は利用者数に含まれていないため、実際はもっと下がる可能性もある。

1 位、2 位は利用者数が少ないためにコスト高になっているとみることができるので、利用者を増加させる対策が必要になる。

なお、低い方では 1 位が戸隠スキー場の 1,222 円で以下、長野運動公園 1,551 円、サンマリーンながの 1,986 円の順になっている。

(意見)

市の大型施設については、重要性も高く、また市民の関心も高いので施設ごとの行政コスト計算書を開示することが望まれる。

12. キャッシュフローベースの行政コスト計算

行政コスト計算書は、民間企業での損益計算書に該当するものを試算するために作成しているが、ここでは既に支出している施設の取得費用から算出した減価償却費を各年度のコストとして見ており、実際の支出以上に負担額が大きく表示されていると感じられる危険性がある。

そこで各年度にどの程度の支出が行われているかを判断する材料としてキャッシュフローベースの行政コスト計算書を簡便的に作成してみることにした。

計算書の作成にあたっては、次の前提を置いた。

基本的に総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠した行政コスト計算書をベースとする。

行政コスト計算書の行政コスト合計より減価償却費を控除した額に、市債償還に係る市の負担分を加算し、そこから施設収入を控除する方法で「差引市財政負担額」を計算している。

なお、支払利息分を「歳出」から「市債償還に係る市の負担分」に組替することにより、市債返済負担額の実態を明らかにしている。

市民1人当たり負担額は、「差引市財政負担」を市人口で割って計算している。

なお、市民1人当たり負担額は、当該施設を過去に取得し、現在も利用していることにより、市民1人ひとりが毎年どの程度支払っているかを示している。

各施設に関する平成16年度の行政キャッシュフロー計算書の結果は、次頁のとおりである。

各施設の行政キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

項目	長野 運動公園	南長野 運動公園	ホワイト リング	エム ウェーブ	ビッグ ハット	茶臼山 動物園
歳出	516,889	242,656	109,348	423,298	221,016	350,061
行政コスト合計 1	682,834	1,347,480	689,557	1,735,417	969,744	368,578
減価償却費 1	100,302	527,116	411,955	922,430	521,960	18,517
支払利息 1	65,643	577,708	168,254	389,689	226,768	-
市債償還に係る 市の負担	92,436	1,605,308	205,537	606,968	393,731	-
元金償還額	164,657	1,364,580	474,515	1,041,653	683,472	-
支払利息 1	65,643	577,708	168,254	389,689	226,768	-
国交付税	45,428	191,316	231,696	179,488	111,297	-
県補助金	92,435	145,664	205,536	644,886	405,212	-
歳入 1	50,822	50,061	18,251	220,799	220,983	35,200
差引市財政負担	558,504	1,797,904	296,634	809,467	393,764	314,861
市民1人当たり 財政負担額	1,537 円	4,949 円	816 円	2,228 円	1,084 円	867 円
(参考)市民1人当 り行政コスト	1,740 円	3,571 円	1,848 円	4,169 円	2,061 円	918 円

項目	サンマリン ながの	飯綱高原 スキー場	戸隠 スキー場	聖山パノラマ スキー場	スパイラル
歳出	275,778	176,913	333,454	11,957	187,373
行政コスト合計 1	361,625	236,468	435,093	35,201	635,563
減価償却費 1	78,480	55,640	90,810	17,546	341,497
支払利息 1	7,367	3,915	10,829	5,698	106,693
市債償還に係る 市の負担	79,808	12,271	120,529	17,589	163,067
元金償還額	72,440	49,459	109,700	52,934	313,427
支払利息 1	7,367	3,915	10,829	5,698	106,693
国交付税	-	36,536	-	41,043	93,986
県補助金	-	4,567	-	-	163,067
歳入 1	59,506	64,843	318,386	6,108	57,922
差引市財政負担	296,079	124,341	135,597	23,438	292,518
市民1人当たり 財政負担額	815 円	342 円	373 円	65 円	805 円
(参考)市民1人当 り行政コスト	832 円	472 円	321 円	80 円	1,590 円

1 行政コスト計算書の数値を使用

2 元金償還金額、支払利息については、所管部署の変更や、他施設と一体で行った起債があるため、起債残高明細が一部しか入手できなかった。このため、入手した明細から判明した各年度の市債償還額から、不明分の起債残高に係る元金償還金額、支払利息を推定している。

(1) 市民1人当たり負担額

市民1人当たり負担額でみると高いのが南長野運動公園の4,949円で、以下エムウェーブ2,228円、長野運動公園1,537円の順で、逆に低いのは、聖山パノラマスキー場の65円、以下飯綱高原スキー場342円、戸隠スキー場373円と、やはりスキー場が安い方を独占している。

参考までに市民1人当たり行政コストを併記したが、これを市民1人当たり財政負担額が大きく下回っている施設は、施設の規模に比べて市民の負担が小さいことを

示している。即ち、いずれもオリンピック開催を主目的にしていた施設であり、国や県からの補助の額が今なお大きいことを示している。

市の大型施設による市民へのサービス提供の継続と、その維持にかかる負担とについては、後述する施設の処分制限期間の問題も含めて長期的な計画の検討が必要である。

(意見)

市の大型施設については、重要性も高く、また、市民の関心も高いので、行政コスト計算書と同様に行政キャッシュフロー計算書も開示することが望まれる。

13.施設の処分制限期間

国からの補助金を受けて建設した施設は、処分に制限があり、原則として一定年数(下表「平成16年度末での処分制限残存年数」)は所轄大臣の承認なしには処分等ができないことになっている。

仮に、大臣の承認なしに処分した場合には、当該施設建設のために過去に受領した補助金の全額又は一部を国に返還しなければならない可能性がある。平成16年度末に処分をした場合には、最大で下の費用(下表「平成16年度末での要支払額」)を国に返還する義務が生ずる。この金額は残存年数に比例するので、減少してはゆくが、残存年数経過前に施設を廃止する場合には考慮する必要がある。

施設名		平成16年度末での 処分制限残存年数	平成16年度末での 要支払額(千円)
長野運動公園	陸上競技場等	17年	136,380
	総合体育館	21年	203,588
	テニスコート	3年	2,107
	市民プール	31年	3,568,263
	弓道場	31年	26,500
南長野運動公園	野球場	40年	7,453,777
ホワイトリング	全体	38年	4,423,851
エムウェーブ	全体	37年	10,631,333
ビッグハット	全体	35年	4,853,333
スパイラル	全体	31年	2,586,868

14.利用者アンケートの実施

各施設の管理に当たり、利用者の声をどの程度反映しているかについて各部署、団体に質問したところ、次のような回答を得た。

施設名	アンケート実施の有無	対応の有無
長野運動公園	なし	なし
南長野運動公園	なし	なし
ホワイトリング	なし	なし
エムウェーブ	なし	なし
ビッグハット	なし	なし
茶臼山動物園	有	有
サンマリーン長野	有	有
飯綱高原スキー場	有	有
戸隠スキー場	有	有
聖山パノラマスキー場	有	有
スパイラル	有	有

どの施設も市民が中心となって使用する施設であり、その満足度を高めて集客につなげることが、市民サービスの向上に有効である。また、有料利用者数の増加は、一般市民の負担減少に直結するので、各施設には利用者の増加に向けた努力を行うことが求められる。

(意見)

過半数の施設については利用者アンケートを実施し、これに応える努力を行っている。まだ行っていない残りの施設についても、多くの利用者の声を収集し、これに対応してゆく体制作りが望まれる。

15. 旅費精算における宿泊領収書の添付

市では出張に伴う宿泊代について実費ではなく規定による額を支給している。また、出張精算時に宿泊代の領収書の添付はなされていない。

これでは出張の事実を証する重要な証拠書類が欠けている。

(意見)

現在要求はされていないが旅費精算の際に、実際に宿泊した領収書の添付を義務付けることが望ましい。

このことによって、宿泊手当の妥当額を検討するための有力な資料とすることが可能となり、また経費の削減にもつながる。

16. 指定管理者制度への移行

(1) 制度の概要

市では、平成 18 年 4 月より指定管理者制度へ移行することを計画している。指定管理者制度とは公の施設の管理運営を民間に代行させるという制度であり、指定管理者は市の代わりに施設の管理権限を持ち、利用時間の延長、休館日の縮減及び各種教室やイベントの開催といった自主事業を行うことができる。この制度の活用により住民サービスの向上と経費削減が期待されている。

(2) 指定管理者制度への移行状況

平成 17 年 12 月現在の指定管理者制度への移行方針及び進行状況は以下のとおりとなっている。

指定管理者制度へ移行する施設数	171
(内訳)	
(従来は市が運営していた施設数)	(52)
(従来から施設を運営していた市の出資団体が指定管理者となる施設数)	(100)
(従来からの団体から新しい団体が指定管理者になる施設)	(18)
(PFI 事業者が指定管理者となる施設)	(1)
指定管理者制度を導入済の施設	2
指定管理者制度に移行未済の施設数(廃止、民営化及び平成 18 年度以降指定管理者を公募する施設を含む)	552
合計	<u>725</u>

なお、指定管理者の候補決定は、公募した事業者の中から平成 17 年 8 月及び 10 月の選定委員会(市の外部・内部委員 8 名)で決定されている。

(3) 住民へのサービス向上

営業日、営業時間の延長等を計画している施設	長野運動公園 南長野運動公園 サンマリーンながの エムウェーブ ホワイトリング ビックハット
自主事業を増やすことを計画している施設	長野運動公園 南長野運動公園 サンマリーンながの ホワイトリング 茶臼山動物園

(4) 経費削減効果

市の担当課によると、各施設の経費削減見込額は次のとおりである。

(単位：千円)

施設名	指定管理者候補	経費削減見込額
長野運動公園	シンコー(株)長野支店	39,008
南長野運動公園	(株)電算・コナミスポーツ(株)グループ	26,299
サンマリーンながの	(社)長野市開発公社	25,696
茶臼山動物園	(社)長野市開発公社	16,904
エムウェーブ	(株)エムウェーブ	8,000
ホワイトリング	(株)フクシ・エンタープライズ長野営業所	5,212
ビックハット	(株)エムウェーブ	3,000
飯綱高原スキー場	(社)長野市開発公社	

(5) 指定管理者との基本協定書原案

(意見)

指定管理者との「標準的な基本協定書」原案(平成17年12月現在)の、次の点について再検討すべきである。

ア 備品の帰属等

第14条 甲(長野市)が支出した 経費から購入する備品の管理については、長野市財務規則に準拠して行う。乙(受託者)は同規則に定められた備品使用簿に準拠した帳簿を備え、長野市の備品について適切に管理しなければならない。

() 原案通り

() 第1項の備品は、指定管理期間経過後は甲の指定するものに引き渡すものとする

イ 原状回復義務

乙は第2条第1項に定める指定期間が満了したとき、又は第27条及び第28条の規定により指定の取り消しが行われたときは・・・

(6) 指定管理者制度への移行にあたっての留意すべき事項

(意見)

指定管理者との契約においては、以下の事項を検討することが望まれる。

ア 市からの委託料については「概算払い+精算」方式を避け、確定額で契約する。

(理由)

受託者にインセンティブを与えることが望ましい。

イ 収入額については全額を受託者の収入とする。

(理由)

受託者にインセンティブを与えることが望ましい。

ウ 委託契約価額の改定はある程度長期間をおいて実施する。

(理由)

短期間での改定を繰り返すと民間の活力は生まれない。

エ 委託内容には、原則として下記業務は含めない。

() 施設の維持修繕業務

(理由)

指定管理者は、契約期間という比較的短期間の効率的運営を意図する。他方、施設は、50年等の長期間の使用を予定しており両者の利害は異なる。施設を長期間利用するためには、市が主体となった計画的な維持修繕が必要になる。

() 備品等の固定資産の取得業務

(理由)

備品等を指定管理者が取得すると、指定管理者の交替時に、買い取りの問題が発生し、スムーズな交替が困難になるため。

() リース契約業務

(理由)

リース期間と指定管理者の契約期間が一致しないため、指定管理者の交替時にリース期間の費用負担の問題が発生するため。

指定管理者への業務引継上の留意事項

ア 緊急時の固定資産の立替取得等

緊急の必要により固定資産を取得する場合の立替等の取扱いを事前に協議し、指定管理者が固定資産を取得しないことが望まれる。

イ 利用料金の減免制度は原則的に廃止の方向で努力する。

(理由)

指定管理者制度への移行により、収入はそのまま指定管理者の収入になるケースが多くなるものと思われ、利用料金の減免制度は指定管理者の不利益となる。

これを避けるため、減免については当面、市より指定管理者に納入すること等が考えられるが、手続的には煩雑になる。

ウ 指定管理者への引継ぎ時に備品の实地棚卸を行い、備品の管理について、責任の所在を明確にする。

(理由)

備品の实地棚卸がない場合、前任者と指定管理者のいずれがなくしたか不明確になる。

エ 発行済の未利用券等が使用された場合の取扱いの検討が必要である。

(理由)

前任者の発行した未使用回数券等が指定管理者制度に移行してから利用された場合、指定管理者は収入を得られず不利益になる。

(7) 市の出資団体と指定管理者

(意見)

指定管理者は競争原理の中でサービスの向上とコストの削減を求めて導入されたものであり、市に準じた契約制度、会計制度等を求めるものではない。このため、従来の市の出資団体が指定管理者になったケースでは、17年度までは市に準じた扱いが求められた。

たとえば、茶臼山動物園を管理する長野市開発公社と、市との随意契約とできる要件は次表のとおり異なっている。

	長野市	長野市開発公社												
a	該当なし。	長野市の依頼に基づき契約を行うとき。												
b	<p>売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が、契約規則において、契約の種類に応じて設定された以下の金額を超えないとき。</p> <p>(単位：万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>財産の買入れ</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>物件の借入れ</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>財産の売払い</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>物件の貸付け</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50</td> </tr> </table>	工事又は製造の請負	130	財産の買入れ	80	物件の借入れ	40	財産の売払い	30	物件の貸付け	30	前各号に掲げるもの以外のもの	50	予定価格が1件200万円以下の契約を行うとき。
工事又は製造の請負	130													
財産の買入れ	80													
物件の借入れ	40													
財産の売払い	30													
物件の貸付け	30													
前各号に掲げるもの以外のもの	50													
c	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	契約の目的又は性質が競争入札に適しないと認められるとき。												
d	身体障害者更生施設等一定の施設において製作された物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約をするとき、シルバー人材センター等の一定の団体から役務の提供を、普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。	該当なし。												
e	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約をするとき。	該当なし。												
f	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	緊急の必要により競争入札に付することができない場合。												

	長野市	長野市開発公社
g	競争入札に付することが不利と認められるとき。	競争入札に付することが不利と認められるとき。
h	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できるとき。
i	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	競争入札に付し入札者若しくは落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないとき。
j	落札者が契約を締結しないとき。	
k	該当なし。	飼料、売店原材料及び食堂原材料の買入れ契約を行うとき。
l	該当なし。	請負契約のうち前年度と同一の契約を行うとき。
m	該当なし。	前各号に限定するもののほか、業務の運営上特に必要があると認められるとき。

要件 b、k、l 及び m を比較してみると、明らかに長野市開発公社の方が随意契約にできる要件は緩やかであり、かつ、緩やかになっている要件の内容には必ずしも合理性がないと考えられる。また、いずれも契約事務の透明性を確保すると同時に競争原理を働かせることによってコストダウンを図ろうとする市の一連の契約規則に抵触する可能性があるといえる。

市の出資団体が、市から委託された業務を遂行するために契約を締結することを勧奨すると、契約に係る規則は市と合わせて設ける必要があると考えられる。

従来であればこのように市の基準に合わせた運用を求めるところだが、逆に 18 年度からは長野市開発公社も指定管理者として、基本的にそれぞれの法的組織の中で民間企業と競争できるような体制に移行していくことが求められるので、これらの基準の適用は求めるものではない。

17. 委託契約、再委託契約に関する監査結果の取扱い

今回の監査においては平成 16 年度を中心として実施している。そのため、監査対象とした部分に問題があれば、指摘事項として取扱っている。

しかし、今回対象とした施設の多くは平成 18 年度から指定管理者による管理が行われる。このため、指定管理者制度の趣旨に反するものについては、措置できないものがあることは事実である。ただ、指定管理者制度になってもなお、市が直接行う委託契約については従前のとおりである。

III 監査の結果及び意見

1. 長野運動公園総合運動場

(1) 施設の概要

所在地

長野市吉田 5 丁目 1 - 19

所管部署

長野市教育委員会体育課

供用開始年度

県営野球場	昭和 41 年 10 月
運動広場	昭和 51 年 3 月
陸上競技場	昭和 51 年 4 月
テニスコート	昭和 52 年 7 月
総合体育館	昭和 53 年 8 月
弓道場	昭和 55 年 1 月 (遠的場は平成 16 年 4 月)
総合市民プール	平成 11 年 1 月

施設の目的

市民が緑の中でスポーツ、野外レクリエーションが楽しめるように、また全国規模の競技会が開けるようにという基本構想を持って計画され建設された。

総合市民プール(通称:アクアウィング)は長野オリンピックのアイスホッケーB会場となった施設であるが、建設当初からオリンピック後に屋内プールとして利用することとされていた。

なお、県営野球場は長野県の施設であるが、長野県都市公園条例により県は長野市に管理を委託している。

施設の内容

施設名	内容
運動広場	少年野球、ソフトボール、サッカー等屋外競技 陸上競技投てき種目 夜間照明設備
県営野球場	グラウンド 両翼 98m、センター122m スタンド 内野席 10,000 人 外野席 6,000 人 夜間照明設備
総合体育館	主体育館 バレーボール 4 面 バスケットボール 2 面 バドミントン 12 面 卓球 24 面 庭球 2 面 卓球場 補助体育館 1 階 剣道場、柔道場 208 畳敷 2 階 バレーボール 2 面、バスケットボール 1 面

施設名	内容
総合市民プール	メインプール 長水路 50m 競技プール(国際公認 8 コース) 短水路 25m 競技プール(公認 16 コース) 国際シンクロプール 国際水球プール ダイビングプール 国際公認飛込プール サブプール 25m 未公認プール(6 コース) 観客席 約 2,000 席(うち車椅子席 10 席)
テニスコート	砂入り人工芝 10 面 夜間照明設備
弓道場	近的場 10 人立 屋外スタンド 120 人 遠的場 10 人立
附属施設	徒歩池 滝の池 夏のチビッコ水遊び 芝生広場 植栽 駐車場 2 か所(330 台収容)

利用料金は長野市営運動場条例により規定されており、その設定状況は以下のとおりである(抜粋)

ア. 総合体育館

		区分		午前	午後	夜間
全部を使用する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	主体育館	円	円	円
			補助体育館	4,400	5,600	8,000
			柔道場	2,600	3,500	5,300
			剣道場			
			卓球場	1,300	1,700	2,600
		入場料等を徴収する場合又は市民以外の者が使用する場合	主体育館	16,800	22,400	28,000
			補助体育館	8,400	11,200	16,800
			柔道場			
			剣道場			
			卓球場	4,200	5,600	8,400
	上記以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	主体育館	20,200	30,300	46,000
			補助体育館	13,400	20,200	30,300
			柔道場			
			剣道場			
		卓球場	6,700	10,100	15,100	
		入場料等を徴収する場合	主体育館	76,300	101,100	151,600
補助体育館			50,500	66,200	101,100	
柔道場						
剣道場						
卓球場	25,200	33,100	50,500			
一部を使用する	専用する場合	その使用面積が 2 分の 1、3 分の 1、又は、4 分の 1 に満たない時の使用料は全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該使用料のそれぞれ 2 分の 1、3 分の 1、4 分の 1 とする。この場合 10 円未満の端数は切り上げる。				

		区分		午前	午後	夜間
場 合	専用しない場 合	一般	1回券	円 200	使用料の額は1人2 時間とし、2時間未 満の端数があるとき は2時間に切り上げ る 回数券は、真島総合 スポーツアリーナと 共通とする。	
			回数券(11回券)	2,000		
		高校生及び シルバー	1回券	100		
			回数券(11回券)	1,000		
		小・中学生	1回券	50		
			回数券(11回券)	500		
会議室				午前・午後・夜間ごと1室200円		

イ．総合市民プール

		区分		小・中学生	高校生及び シルバー	一般
専用しない場合		1回券		円 150	円 300	円 500
		回数券(6回券)		750	1,500	2,500
		個人通年使用券		6,000	12,000	20,000
大会等 で専用 する場 合	入場料等を徴収 しない場合	25m プール		2時間につき		円 6,000
		50m プール		2時間につき		28,000
		飛込プール		2時間につき		10,000
	入場料等を徴収 する場合又は市 民以外のものが 使用する場合	25m プール		2時間につき		19,000
		50m プール		2時間につき		106,000
		飛込プール		2時間につき		38,000
一部を 専用す る場合	入場料等を徴収 しない場合	25m プール		1コース2時間につき 1,000		
		50m プール		1コース2時間につき 2,800		
	入場料等を徴収 する場合又は市 民以外のものが 使用する場合	25m プール		1コース2時間につき 3,200		
		50m プール		1コース2時間につき 10,600		
会議室				午前・午後・夜間ごとに1室200円		
土曜日における小・中学生の使用料は無料とする。						

ウ．テニスコート

		午前	午後	夜間
個人で専用する場合(1面2時間につき)		円 1,200	円 1,200	円 1,600
大会等で専用する場合(1面につき)		2,100	3,000	
放送設備		一式1回につき 1,200円		
個人で専用する場合で、使用時間(許可を受けた使用時間をいう。)が2時間に満たない時の使用料は、30分までごとに当該使用時間の区分に定める額の4分の1に相当する額とする。				

エ．弓道場

		区分		午前	午後	夜間
近的場を専用 する場合	入場料等を徴収しない場合		円 2,600	円 3,500	円 5,300	
	入場料等を徴収する場合		8,400	11,200	16,800	
遠的場を専用 する場合	入場料等を徴収しない場合		2,600	3,500	5,300	
	入場料等を徴収する場合		8,400	11,200	16,800	
専用しない場 合	1人1回に つき	一般	200	200	200	
		高校生及びシルバー	100	100	100	
		小・中学生	50	50	50	
	回数券(11 回券)	一般	2,000円			
		高校生及びシルバー	1,000円			
		小・中学生	500円			

区分		午前	午後	夜間
個人通年 使用券	一般	5,000 円		
	高校生及びシルバー	3,000 円		
	小・中学生	1,500 円		
会議室		午前・午後・夜間ごと 1 室 200 円		

オ．県営野球場

区分		使用料
入場料等を徴収 して使用する場 合	入場者数 2,000 人未満	35,000 円
	入場者数 2,000 人以上 3,000 人未満	64,000 円
	入場者数 3,000 人以上 5,000 人未満	92,000 円
	入場者数 5,000 人以上 7,000 人未満	138,000 円
	入場者数 7,000 人以上 10,000 人未満	185,000 円
	入場者数 10,000 人以上	278,000 円
入場料等を徴収 しないで使用す る場合	午前 8 時 30 分から正午まで	5,100 円
	正午から午後 5 時まで	7,300 円
	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	10,400 円
	午後 5 時から午後 9 時まで	5,900 円

カ．照明使用料

区分	料金	
野球場	1 時間	5,250 円
運動広場	1 時間	2,800 円
使用時間が 1 時間未満であるとき又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。		

(2) 施設の管理運営方法

管理運営方法

管理運営業務の大部分は（財）長野市体育協会（以下、「協会」という）に委託している。協会では日常業務を市派遣職員 1 名、嘱託 24 名、臨時 8 名（平成 16 年度）で運営している。

委託先の概要

ア 名称

財団法人長野市体育協会

イ 所在地

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市役所内

ウ 所管部署

長野市教育委員会体育課

エ 設立目的

スポーツを振興し、市民の体力の向上と健全なる発達を図り、アマチュアスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

オ 事業内容

- () 市民の体力向上と競技者の競技力向上を図ること
- () 学校教育団体との連絡協調を図ること
- () 各種体育大会、研修会、講習会の開催及び補助をすること
- () 体育施設(設備)の調査、研究をすること
- () 加盟団体の強化育成、相互連絡を図ること
- () スポーツ少年団を育成すること

- () スポーツ功労者を表彰すること
- () 指導者及び競技役員を養成すること
- () 長野市が委託する体育・スポーツ施設の管理及び運営
- () その他本会の目的達成に必要な事業

カ 市からの受託内容

長野運動公園総合運動場
 長野運動公園総合市民プール(アクアウイング)
 市営西和田テニスコート
 真島総合スポーツアリーナ(ホワイトリング)
 南長野運動公園総合運動場
 上記5施設の管理運営及び使用料徴収業務

委託先における利用者に対するニーズ調査(又はマーケティング調査)
 特に行っていない。

委託先の財務状況等の推移

ア 財務状況の推移

- () 収入

(単位：千円)

科 目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
基本財産運用収入	63	67	22	17	16
分担金収入	430	430	440	440	880
補助金収入	2,243	4,601	3,124	1,532	832
受託料収入	213,674	435,809	430,713	475,838	454,750
負担金収入	43,683	34,295	41,765	37,782	45,344
参加料収入	8,421	42	-	-	-
使用料収入	243	220	176	167	161
会費収入	2,549	2,369	2,209	2,389	2,559
雑収入	535	117	108	16	9
寄附金収入	214	120	-	-	-
退職給与引当金取崩収入	-	-	-	-	741
当期収入額合計	272,059	478,073	478,560	518,182	505,295
前期繰越収支差額	5,686	6,085	9,986	11,827	9,615
収入合計	277,746	484,158	488,546	530,009	514,911

(注) 受託料収入は、市の施設管理受託による収入である。負担金収入は、市からの出向職員等の人件費に係る市の負担分である。

- () 支出

(単位：千円)

科 目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事業費	19,154	9,282	10,834	10,966	18,205
管理費	250,506	463,889	464,384	509,427	486,730
特定預金支出	2,000	1,000	1,500	0	2,940
予備費	-	-	-	-	-
当期支出合計	271,661	474,172	476,719	520,394	503,876
当期収支差額	398	3,901	1,840	2,211	2,580
次期繰越収支差額	6,085	9,986	11,827	9,615	7,034

(注) 管理費のうち、施設管理に係る再委託料がもっとも大きな支出となっている。
 平成13年度から、新たに長野市営長野運動公園総合運動場及び西和田テニスコートの管理運営を受託したことにより、管理費が増加している。

() 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
現 金	330	750	750	780	780
普 通 預 金	118,030	190,658	149,244	105,468	92,343
未 収 金	410	889	490	598	470
流動資産合計	118,770	192,297	150,484	106,847	93,593
基 本 財 産	42,060	42,060	42,060	42,060	42,500
退職給与引当預金	741	741	741	741	-
事務局移転積立預金	7,500	8,500	10,000	10,000	10,000
選手強化積立金	-	-	-	-	2,500
固定資産合計	50,301	51,301	52,801	52,802	55,000
資産合計	169,071	243,599	203,286	159,649	148,594
未 払 金	102,753	149,724	102,334	61,069	65,930
預 り 金	9,931	32,586	36,323	36,162	20,628
流動負債合計	112,685	182,311	138,657	97,231	86,559
退職給与引当金	741	741	741	741	741
事務局移転積立金	7,500	8,500	10,000	10,000	10,000
固定負債合計	8,241	9,241	10,741	10,742	10,742
負債合計	120,926	191,552	149,399	107,973	97,301
正 味 財 産	48,145	52,046	53,887	51,675	51,292
(うち基本財産)	(42,060)	(42,060)	(42,060)	(42,060)	(42,500)
(うち当期正味財産増加額)	(398)	(3,901)	(1,840)	(2,211)	(382)
負債及び正味財産合計	169,071	243,599	203,286	159,649	148,594

(注)選手強化積立金は、平成 16 年度における新規積立金であり、選手強化費として必要な経費を予算の範囲内で積み立てている。

(3) 初期投資の状況

長野運動公園整備事業(昭和 49 年~)

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	2,487,672	-	-	-	-
建設費	4,437,028	-	-	-	-
計	6,924,700	5,124,824	501,176	-	1,298,700

総合市民プール(アクアウィング)整備事業

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	-	-	-	-	-
建設費	9,087,376	797,789	4,374,000	797,787	3,117,800
計	9,087,376	797,789	4,374,000	797,787	3,117,800

長野市運動公園整備事業で取得した土地に建設しているため用地費は発生していない。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

(単位：人)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
総合市民プール	53,707	64,192	73,727	63,819	72,713
体育館	109,510	107,715	110,933	122,607	128,173
弓道場	15,187	17,559	18,167	7,739	20,795
テニスコート	58,717	61,507	58,432	61,973	66,266
陸上競技場	66,379	105,405	72,266	72,563	62,798
運動広場	16,539	15,755	17,089	19,198	18,774
県営野球場	16,181	12,274	31,557	35,756	37,814
合計	336,220	384,407	382,171	383,655	407,333

収支状況

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
歳入	47,833	48,482	49,784	49,079	50,816
使用料及び手数料	41,679	44,104	46,903	47,060	48,770
県支出金	1,015	456	1,321	1,385	1,684
諸収入	5,138	3,921	1,559	633	360
歳出	392,941	422,766	445,739	595,715	512,814
人件費	64,727	-	-	-	-
委託費	115,482	213,155	213,858	240,714	231,169
需要費	147,980	131,142	124,618	116,498	110,392
工事請負費	41,853	63,267	83,038	216,612	151,077
その他	22,896	15,200	24,224	21,889	20,176
収支 (-)	345,107	374,284	395,955	546,636	461,998

(5) 主な委託契約事務

市が直接行っている委託契約

(単位：千円)

	委託内容(業務)		平成 14 年度	15 年度	16 年度
1	長野運動公園総合運動場総合市民プール管理運営業務及び使用料徴収業務委託	委託先	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会
		契約金額	118,338	150,144	128,155
		契約形態	E	E	E
2	長野運動公園総合運動場管理運営業務及び使用料徴収業務委託	委託先	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会
		契約金額	82,117	77,769	81,959
		契約形態	E	E	E
3	長野運動公園樹木管理業務	委託先	(有)元田造園	(有)稲田造園	(有)稲田造園
		契約金額	5,145	5,197	5,145
		契約形態	B	B	B
4	長野運動公園総合運動場内清掃管理業務	委託先	(財)長野シルバー人材センター	(財)長野シルバー人材センター	(財)長野シルバー人材センター
		契約金額	1,168	1,240	1,193
		契約形態	E	E	E

委託先が行っている再委託契約

(単位：千円)

	委託内容(業務)		平成 14 年度	15 年度	16 年度
1	長野運動公園総合運動場総合市民プール設備運転管理業務	委託先	(株)サニウェイ	(株)サニウェイ	(株)サニウェイ
		契約金額	34,440	34,272	33,810
		契約形態	E	B	B
2	長野運動公園総合運動場総合市民プール空調設備保守点検業務	委託先	(株)大気社	(株)大気社	(株)大気社
		契約金額	18,375	1 38,850	19,425
		契約形態	E	B	B
3	長野運動公園総合運動場総合市民プールプール可動床保守点検業務	委託先	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
		契約金額	2,940	10,500	11,550
		契約形態	E	E	E
4	長野運動公園総合運動場総合市民プールろ過設備保守点検業務	委託先	(株)竹村製作所	(株)竹村製作所	(株)竹村製作所
		契約金額	9,240	9,660	10,206
		契約形態	E	B	B

1 発電設備の法定点検費用(12,000時間毎)含む

2 契約形態の記号について

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約(他社よりの見積書を入力していない)

(6) 監査の結果

回数券の現物管理

回数券について受払簿を作成しているが、実査を行っていない。また、回数券は現金同等物であるにもかかわらず、営業時間終了後も金庫ではなく鍵のかからないキャビネットに保管されている。

(指摘事項)

回数券については、原則として毎日実査を行い、帳簿残高と実際有高とを照合するように受託者を指導することが望まれる。また、回数券は現金同等物なので、営業時間終了後は現金等と一緒に保管するように受託者を指導することも必要であると考えられる。

小口現金の管理

小口現金について受払簿を作成しているが、実査を行っていない。

(指摘事項)

現金管理を適切に行うために、小口現金については原則として毎日実査を行い、帳簿残高と実際有高とを照合するように受託者を指導することが望まれる。

公有財産台帳

土地、建物及び工作物に関しては、長野市財務規則第136条で公有財産台帳(様式第71号)を備えなければならないとされ、同規則第139条で公有財産を台帳に記載する場合の価格について規定されている。

長野運動公園にある土地、建物及び工作物の公有財産台帳は作成されているが、取得価格の記載漏れがあった。

(指摘事項)

公有財産の取得価格は財産管理に当たって重要な情報であり、財務規則においても記入が要請されていることから、財務規則にしたがって台帳を整備すべきである。

備品管理

市財務規則第 178 条によれば、備品のうち価格が 1,000 千円以上のもの及び美術工芸品及び標本等で市長が必要と認めるものについては、毎会計年度末に現在高を調査しなければならないとされている。また、同第 167 条において課長等が備品を常に良好な状態で使用又は処分できるように保管しなければならない旨を明らかにすることによって、同第 178 条に掲げられている備品以外のものも当然実査対象に含めているとのことである。

しかし、長野運動公園では同第 178 条に規定されている備品について会計年度末に実査が行われていない。また、同第 178 条の存在を前提にすると、同第 167 条をもって同第 178 条に掲げられているもの以外の備品も実査対象に含まれていると解釈することは難しく、そのような解釈に基づいた備品の実査は行われていない。

そこで、備品使用簿から無作為に対象物品を抽出して実査を行った。実査の概要は以下のとおりである。

	実査対象	総合計	カバー率
備品点数	76 点	1,054 点	7.2%
備品取得価額	69,151 千円	172,360 千円	40.1%

実査の結果は以下のとおりである。「現物なし」に分類されたものほとんどは、除却処理が漏れていたものである。

	現物あり	現物なし (A)	合計 (B)	A÷B×100
備品点数	59 点	17 点	76 点	22.4%
備品取得価額	44,060 千円	25,091 千円	69,151 千円	36.3%

(指摘事項)

- ア 市財務規則に準拠して毎会計年度末に備品を実査するように受託者を指導することが望まれる。
- イ 備品について実査をすることの意義は、備品の実在性を確認すると同時にその使用状況や損耗の程度を把握することにより、備品使用簿を補正する、不要なものを廃棄する等の措置を適時に講じていくことにある。今回の実査によって検出された除却処理漏れの備品については直ちに除却処理を行うと同時に、同様の備品が他にもないかどうかを早急に確認し備品使用簿を補正するように受託者を指導することが望まれる。
- ウ 既述の実査の趣旨に鑑みて、すべての備品を実査対象とするべきである。しかし、財務規則第 178 条の存在を前提にすると、同第 167 条をもって同第 178 条に掲げられているもの以外の備品も実査対象に含まれていると解釈することは難しいので、すべての備品を実査対象とする旨が明確になるように財務規則を改定し、その運用を徹底していくことが望まれる。

契約事務

指名競争入札を採用している委託契約の中で、前年度と委託する内容に変更がないにもかかわらず、翌年度の指名競争入札に当たって設定された予定価格が前年度の落札価格以上の金額で設定されているケースがあった。

結果的に前年度の落札価格を超えての落札とはならなかったものの、前年度の落札価格以上の金額での落札の可能性があり競争入札を採用する意義が低下する恐れがある。

(指摘事項)

委託内容に特段の変更がないような場合には、予定価格の設定を積算による価格だけでなく過年度の落札金額の状況などを考慮することが望まれる。

過年度において、予定価格を大幅に下回る落札価格となった場合には予定価格の設定基礎となった積算方法の見直しが必要と考える。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

長野運動公園の行政コスト(過去3年度分)の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	83,667	81,590	71,599
市職員人件費	4,214	4,141	4,067
団体職員人件費	79,452	77,448	67,531
物に係るコスト	460,486	613,455	541,679
物件費	24,663	19,004	15,385
委託費	110,040	139,449	140,691
維持管理費	226,782	355,902	285,300
減価償却費	98,999	99,098	100,302
その他のコスト	79,060	73,924	69,555
支払利息	74,255	70,010	65,643
その他	4,804	3,913	3,912
行政コスト合計	623,213	768,970	682,834
収入			
利用料収入	46,903	47,060	48,770
その他収入	2,886	2,022	2,051
収入金額合計	49,789	49,083	50,822
差引行政コスト	573,424	719,887	632,011
市人口(4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	1,582円	1,986円	1,740円
利用者数	382,171人	383,655人	407,333人
利用者1人当たり行政コスト	1,500円	1,876円	1,551円

行政コストの推移を見ると、平成14年度から平成15年度で大幅な増加となっている。

これは維持管理費の増加を主な原因としているが、内容的には弓道場の改修(遠的場の新築工事と近的場の改修工事)116百万円、テニスコートの人工芝張替え54百万円などが平成15年度に発生している。

また平成15年度と平成16年度を比較すると、平成16年度では全体的な行政コストは減少しているものの、平成14年度と比較した場合には増加となっている。

これは、平成16年度においても陸上競技場観客席の防水工事(雨漏り対策)114百万円といった大規模修繕が実施されたためであり、それ以外のコストが年々減少傾向であるにもかかわらず全体のコストの引き下げにならない結果となっている。

(意見)

長野運動公園は大規模な施設を有しているため、施設の維持に係るコストの負担が大きく、また取得に要した金額も多額で市債による資金調達も行っていることから減価償却費の負担や支払利息の負担も相対的に大きなものとなっている。

大規模施設の場合は、施設の取得及びその後の維持に多額の資金・コストが発生することから市民負担も多額なものとなりやすい。

また、施設の老朽化の進行により今後施設の維持に係るコストが増加する可能性があることや、施設の更新に多額のコスト負担が生じる可能性があることを考慮して事業計画の検討が必要となる。

人件費や物件費といった項目は年々減少傾向にありコスト削減努力の効果が見受けられる。

今後、指定管理者制度の導入により施設の管理運営がさらに合理化され効率的な運営が行われることを期待する。

行政キャッシュフロー計算書

参考までに市の長野運動公園に係る財政負担という観点から見た場合における市の負担の推移については次のとおりである。

財政負担に関する下記の推移表は、施設における歳入、歳出をベースとして、市債の償還及び利息の支払に係る支出のうち市の財政負担分を加味したものである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	449,959	599,862	516,889
行政コスト合計 1	623,213	768,970	682,834
減価償却費 1	98,999	99,098	100,302
支払利息 1、 2	74,255	70,010	65,643
市債償還に係る市の負担	92,436	92,436	92,436
元金償還金額	156,044	160,289	164,657
支払利息 1、 2	74,255	70,010	65,643
国交付税	45,428	45,428	45,428
県補助金	92,435	92,435	92,435
歳入 1	49,789	49,083	50,822
差引市財政負担額 (+ -)	492,606	643,215	558,504
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	1,359円	1,774円	1,537円

※1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

※2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

大規模修繕計画等

長野運動公園の施設は県営野球場が昭和41年に開設されて以来、陸上競技場、総合体育館等が昭和50年代の開設であり、最も新しい施設でも総合市民プールが平成11年となっている。そのため、総合市民プールを除く各施設は老朽化が進んでいる。

また、総合体育館には空調設備が暖房のみであり夏季の換気対策が課題となっていることや、陸上競技場が第1種公認陸上競技場となっているために当該公認を継続して取得するために施設の水準維持が課題とされている。

老朽化の進行の結果、平成15年度には陸上競技場2階デッキ床の防水工事に30百万円、テニスコートの人工芝張替えに54百万円、平成16年度には陸上競技場観客席床の防水工事114百万円といった維持コストが発生しており、平成17年度には第1種公認を維持することに伴うトラック整備として60百万円近いコストの発生が見込まれている。なお、第1種公認を維持するためには、5年先にトラックの全面改装が必要であると見込まれており多額の整備コストの発生が予想される。

このような状況におかれていることから、市教育委員会体育課では施設維持に係る事業計画を平成21年度までについて作成している。

(意見)

市教育委員会体育課において施設の老朽化等に対して問題意識を持ち維持修繕に関する事業計画を作成していることは望ましいことである。

しかしながら、計画されている内容は定期的な修繕維持に関する事柄が中心であり大規模な修繕や施設の更新に関する長期的な計画までには至っていない。

まずは、現状の行政サービスを維持するために必要な設備が何であるか、その設備が今後どの程度定期的な修繕で維持できるかといった検討を実施して長期的な大規模修繕計画を策定することが望まれる。

また、市民のニーズの観点から施設が提供するサービスレベルの見直しをすることも必要と考える。たとえば、陸上競技場を第1種公認競技場として維持していくか否かは今後の大規模修繕の要否に大きな影響を与えるが、市民ニーズの観点から検討することにより長期計画を具体的に策定できるのではないかと考える。

さらに、市民ニーズの観点から修繕や施設更新の要否を検討するに当たっては、ニーズを把握するとともにニーズに応えるためにどの程度の市民負担が発生するかといった情報提供を行なうなどにより市民と行政の相互理解に基づいた長期計画の作成が可能ではないかと思われる。

指定管理者制度の導入

平成18年度からは、指定管理者制度により施設の管理運営を行う予定であり、市民ニーズへの対応やサービスの向上を図るとともにコスト削減を進め適切な管理運営を目指すこととしている。

(意見)

これから導入される指定管理者制度は民間の手法を導入することにより管理運営コストの削減を目指したものであり、その効果が期待されることである。

市としては指定管理者を管理、監督する立場にあるが、市民サービスの水準維持、向上、及び市の財産の適切な管理、コスト管理など管理、監督する内容及び管理、監督の具体的な方法については十分に検討されたい。

再委託業務

業務の再委託が随意契約により行われている場合がある。随意契約の締結に当たっては1社からしか見積りをとっていないケースが多く、その理由の多くは、「業務内容が専門的である」、「保守点検の対象となる設備の導入業者である」といったものである。

平成16年度において随意契約により再委託された業務のうち、契約金額が500千円を超えるものであり、かつ、契約に際して1社からしか見積りをとらなかったものの過去3年間の推移は次表のとおりである。

随意契約により再委託された主な業務の推移

(単位：千円)

業務	委託先	14年度	15年度	16年度
自動火災報知設備保守点検	ホーチキ(株)	—	911	893
総合体育館エレベータ保守	東芝エレベータ(株)	730	716	554
長野運動公園施設管理補助	(社)シルバー人材センター	1,691	1,588	1,651
弓道場管理	長野市弓道連盟	966	321	1,672
設備運転管理緊急処置	(株)サニウエイ	663	679	889
プール可動床保守点検	(株)荏原製作所	2,940	10,500	11,550
プール水泳競技用計測システム保守	(株)ティアイシイ シチズン	3,045	4,830	3,360
音響設備保守点検	長野日本無線(株)	—	—	1,837
非常用自家発電設備保守点検	ミツワヤンマー(株)	840	819	819

(意見)

業務内容が専門的であったとしても当該業務を専門とする業者が複数ある場合や設備導入業者以外の業者にも設備の保守点検が可能な場合はあると考えられる。

したがって、委託している業務の内容や業者の選定範囲等を改めて見直し、その上で競争入札が適当なケースについては随意契約をやめ、随意契約による場合であっても見積り合わせが可能なケースについては見積り合わせを行うように受託者を指導することによって、委託料削減に努める必要がある。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

2. 南長野運動公園

(1) 施設の概要

所在地

長野市篠ノ井東福寺 320 番地

所管部署

長野市教育委員会体育課

供用開始年度

体育館	平成 9 年 4 月
プール	平成 9 年 7 月
野球場	平成 12 年 4 月
ゲートボール場	平成 13 年 4 月
テニスコート	平成 13 年 5 月
相撲場	平成 15 年 5 月
総合球技場	平成 15 年 5 月

施設の目的

市南部地域における市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、心身の健康保持増進とみどり豊かな憩いの場の創出を図るため建設された。

施設の内容

施設名	内 容
野球場	観客 30,000 人収容。ナイター照明 6 基で、人工芝はプロ野球公式戦開催可能。屋内練習場、トレーニング室、会議室等
体育館	観客 450 人収容 アリーナ 1,651 m ² (バスケットボール 2 面)
プール	25m×8 コース 公認コース
テニスコート	観客 1,300 人収容。砂入り人工芝 16 面 ナイター照明 54 基
総合球技場	観客 6,000 人収容。ナイター照明 4 基
相撲場	土俵 1 面 屋根付
ゲートボール場	屋外コート 3 面、屋内コート 1 面
付属施設	芝生広場約 21,000 m ² 、エントランス広場約 25,000 m ² 、駐車場 896 台等

開場時間 8:30 ~ 21:00

利用料金は長野市営運動場条例第 6 条第 3 項別表により次のように定められている。

ア 野球場

区分			1 時間につき	午前	午後	夜間	昼間	全日
野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	円 2,000	円 7,000	円 10,000	円 8,000	円 15,000	円 22,000
		入場料等を徴収する場合	6,000	21,000	30,000	24,000	45,000	66,000
	上記以外に使用す	入場料等を徴収しない場合	10,000	35,000	50,000	40,000	75,000	110,000

区分			1時間につき	午前	午後	夜間	昼間	全日
	る場合	入場料等を徴収する場合	100,000	350,000	500,000	400,000	750,000	1,100,000
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用する場合		500	1,500	2,000	2,000	3,000	4,750
	上記以外に使用する場合		1,500	4,500	6,000	5,750	9,500	14,250
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合			200	200	200	400	600
	上記以外に使用する場合			1,500	1,950	1,800	3,450	5,250
更衣室	アマチュアスポーツに使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室1,000円					
	上記以外に使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室3,000円					
多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室200円					
	上記以外に使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室2,000円					
券売所	アマチュアスポーツに使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室1,000円					
	上記以外に使用する場合		それぞれの時間区分ごとに、1室5,000円					
トレーニング室（シャワー施設のみを使用する場合を含む。）			1人1回の使用につき、一般300円、高校生及びシルバー100円、小・中学生50円					

イ 体育館

区分			午前	午後	夜間
全部を使用する場合	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	円 2,600	円 3,500	円 5,300
		入場料等を徴収する場合又は市民以外の者が使用する場合	7,500	9,800	13,000
		上記以外に使用する場合	13,400	20,200	30,300
一部を使用する場合	専用しない場合	一般	1回券	円 200	使用料の額は1人2時間とし、2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。回数券は、真島総合スポーツアリーナと共通とする。
			回数券（11回券）	2,000	
		高校生及びシルバー	1回券	100	
			回数券（11回券）	1,000	
		小・中学生	1回券	50	
			回数券（11回券）	500	
会議室			午前・午後・夜間ごと1室200円		

その使用面積が2分の1、3分の1又は4分の1に満たないときの使用料は、全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該使用料のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1とする。この場合10円未満の端数は切り上げる。

ウ 屋内プール

区分		小・中学生	高校生及びシルバー	一般
専用しない場合	1回券	円 150	円 300	円 500
	回数券（6回券）	750	1,500	2,500
	個人通年使用券	6,000	12,000	20,000
	大会等で専用する場合 2時間につき6,000円			
一部を専用する場合		1コース2時間につき750円		
土曜日における小・中学生の使用料は、無料とする。 回数券及び個人通年使用券は、長野運動公園総合運動場総合市民プールと共通とする。				

エ テニスコート（個人使用料及び個人通年使用券）

区分		早朝	午前	午後	夜間	昼間
個人使用料	一般	150円	200円	300円	300円	
	高校生及びシルバー	100	150	200	200	
	小・中学生	50	100	100	100	
個人通年使用券	一般	3,000	5,000	7,500	6,000	10,000円
	高校生及びシルバー	2,000	3,500	5,000	4,000	7,000
	小・中学生	1,000			2,000	2,000

オ テニスコート

区分		午前	午後	夜間
個人で専用する場合（1面2時間につき）		円 1,200	円 1,200	円 1,600
大会等で専用する場合（1面につき）		2,100	3,000	
会議室	1室	200	200	200
	冷暖房設備	午前・午後・夜間ごとに、1室1,000円		
放送設備		一式1回につき1,200円		
個人で専用する場合で、使用時間（許可を受けた使用時間をいう。）が2時間に満たないときの使用料は、30分までごとに当該使用時間の区分に定める額の4分の1に相当する額とする。				

カ 総合球技場

区分		午前	午後	夜間	昼間	全日
全部を専用する場合	入場料等を徴収しない場合	円 3,500	円 5,000	円 4,000	円 8,000	円 12,000
	入場料等を徴収する場合	35,000	50,000	40,000	80,000	120,000
2分の1を専用する場合	入場料等を徴収しない場合	1,750	2,500	2,000	4,000	6,000
	入場料等を徴収する場合	17,500	25,000	20,000	40,000	60,000
会議室		午前・午後・夜間ごとに、1室200円				
更衣室		それぞれの時間区分ごとに、1室1,000円				
シャワー室		1人1回につき100円				

（注）

- 1 特殊の電気設備をしたときの電気料は別に実費を徴収する。
- 2 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間を含む。
- 3 「入場料等」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、運動場に入場する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券をいう。
- 4 早朝、午前、午後、夜間、昼間及び全日の時間区分は、それぞれ午前6時30分から午前8時30分まで、午前8時30分から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後9時まで、午前8時30分から午後5時まで及び午前8時30分から午後9時までとする。ただし、別表の9に掲げる午前の時間区分は、午前9時から正午までとする。
- 5 「シルバー」とは、60歳以上の者をいう。
- 6 専用使用の許可を受けた使用時間を延長して使用する場合は、延長時間1時間につき当該専用使用の許可を受けた使用時間区分の1時間当たりの使用料の額（10円未満の端数があるときは、10円とする。）に100分の50を乗じて得た額を加算する。この場合において、延長時間の計算は、延長時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間とする。
- 7 準備又は撤去のため使用する場合の専用使用料の額は、この表に定める額の100分の50に相当する額とする。
- 8 市民以外の者が使用する場合は、使用しようとする者の住所又は事務所の所在地が市外にあること及び当該者の構成員の過半数が市外に住所を有するものが使用する目的外使用のことをいう。

(2) 施設の管理運営方法

管理運営業務は財団法人長野市体育協会（以下「体育協会」と呼ぶ。）に委託している。体育協会のうち、南長野運動公園の業務に従事しているのは、正規職員1名（市派遣職員）、嘱託26名、臨時職員5名。

なお、委託先である財団法人長野市体育協会の概要等については前述の長野運動公園と同様である。

(3) 初期投資の状況（球技場の竣工する平成14年度まで含む）

（単位：千円）

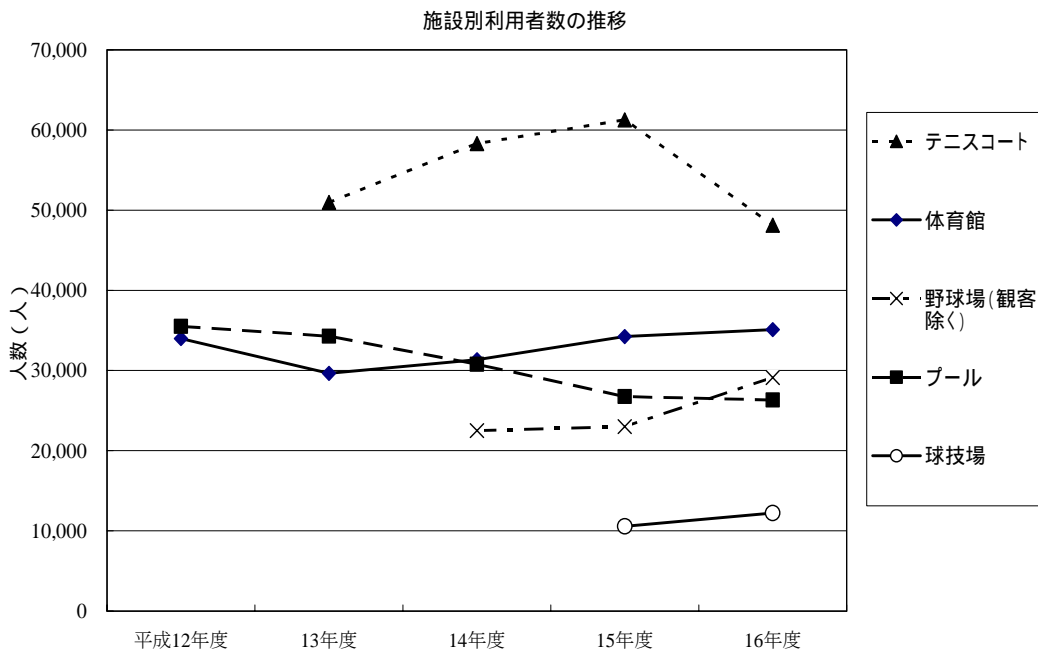
	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
測量試験・委託費	996,400	888,000	-	-	108,400
用地費・補償費	16,199,610	4,597,010	5,678,600	-	5,924,000
建設費	23,413,700	-	12,747,500	-	10,666,200
事務費	261,400	-	261,400	-	-
合計	40,871,110	5,485,010	18,687,500	-	16,698,600

(4) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

（単位：人）

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
野球場（観客含む）	20,806	37,465	85,492	91,330	103,940
体育館	33,978	29,650	31,356	34,246	35,103
プール	35,502	34,276	30,776	26,753	26,320
テニスコート	-	50,966	58,313	61,278	48,129
球技場	-	-	-	10,578	12,231
合計	90,286	152,357	205,937	224,185	225,723
野球場（観客除く）	-	-	22,515	23,018	29,128



利用者数は全体としては増加しているものの、施設ごとに見た場合、プール、テニスコートでの減少がみられる。

収支状況
ア 市の収支状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入	33,226	40,104	47,857	51,012	50,061
利用料金収入	33,226	40,032	47,803	50,964	50,007
諸収入	-	72	54	48	53
歳出	213,407	212,433	225,788	263,900	246,650
人件費	3,746	3,829	4,565	3,924	3,454
物件費	78,994	69,843	81,142	71,792	68,266
維持管理費	130,667	138,501	139,144	155,286	172,742
その他	-	260	936	32,898	2,187
収支(-)	180,181	172,330	177,931	212,888	196,590

イ 委託先の収支状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入	130,699	149,224	150,356	165,548	172,976
受託料収入	130,667	149,196	150,356	165,548	172,976
諸収入	32	28	-	-	-
支出	130,699	138,530	139,144	154,562	163,567
人件費	68,541	72,180	73,179	71,680	71,005
物件費	5,847	5,724	5,347	6,108	14,244
維持管理費	53,898	54,633	54,581	68,273	67,914
その他	2,413	5,993	6,037	8,501	10,404
収支(-)	0	10,694	11,212	10,986	9,409

ウ 施設の収支状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入	33,258	40,132	47,857	51,012	50,061
利用料金収入	33,226	40,032	47,803	50,964	50,007
諸収入	32	100	54	48	53
支出	213,439	212,462	225,788	263,900	246,650
人件費	72,288	76,009	77,745	75,604	74,459
物件費	84,841	75,566	86,489	77,900	82,510
維持管理費	53,898	54,633	54,581	68,998	77,089
その他	2,413	6,253	6,973	41,398	12,591
収支(-)	180,181	172,330	177,931	212,888	196,590

(5) 監査の結果

回数券の管理

南長野運動公園で発行している体育館の利用回数券には有効期限の設定がない。有効期限のない回数券は、翌年度以降にも利用される可能性があるにもかかわらず、その残数（発行済回数券のうち未利用回数券）についての管理が行われていない。

(指摘事項)

回数券の場合、何年も後に使用される可能性がある以上、未利用回数券の数量を管理しておく必要がある。また、指定管理者制度に移行する段階で、既に発行している回数券が使用される場合の対応を明確にしておく必要がある。

指名競争入札

空調衛生設備点検委託での指名競争入札は2回（野球場分と体育館分）行われているが、いずれも同じ5社を指名している。これらの落札率は2回の平均で99.3%と高止まりしている。

(指摘事項)

委託内容を分割するのであれば、指名業者を入れ替える必要がある。同一の指名業者で競争入札を実施するのであれば、逆にまとめて一つの契約として入札することにより、競争原理を働かせることができると考える。なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

備品の管理

取得価額3万円以上の備品については、市財務規則第179条に基づき台帳がシステムにより整備され、備品番号、備品分類番号、品名、単価、取得日、取得事由、規格等が記載されている。また、市財務規則179条の2に基づき、備品に標識（管理用のシール）を付すことが求められている。

今回、取得価額10万円以上の備品を中心に、台帳と現物の照合を実施したところ、以下の問題点が抽出された。

- ア 公園建設当初から設置されている備品については台帳が整備されていない。
- イ 台帳等に備品の保管場所が明記されておらず、担当者でないと各備品の保管場所が分からない。また、自動車を除き、機械類について使用、修理状況が明記されていない。
- ウ 取得価額100万円以上等の重要物品については、財務規則（第178条）上、年1回現場調査を行うことになっているが、実際には行われていなかった。
- エ サッカー用ネットウェイト（取得価額215,000円）について、数本で1セットとなっているが、この点が台帳上明らかになっていない。
- オ 移動型PAワゴン（取得価額910,000円）について、性質、形状上標識（シール）の貼付が可能であるにもかかわらず、シールが貼付されていなかった。

(指摘事項)

それぞれ、財務規則に合わせて、また、実際の管理が効率的となるよう、改善が必要である。たとえば、機械類については使用や修繕を記録する台帳が必要と考える。

球技場の稼働率

球技場の空き状況や使用可能日は次のようになっている。

球技場の使用可能日と閉鎖日の状況

(単位：日)

	予約有	空き	使用不可
4月	0	0	30
5	10	5	16
6	4	8	18
7	13	1	17
8	10	3	18
9	5	6	19
10	11	4	16
11	8	1	21
12	0	0	31
1	0	0	31
2	0	0	28
3	0	0	31
合計	61	28	276
日数計			365

球技場については、グラウンドコンディションの関係から、土日祝祭日のうち、利用できるのは5月～11月までとなっている。さらに利用できる期間であっても、月曜日から木曜日は整備のために利用できないため、実質的に利用できる日数は89日であった。また、利用時間は1日4時間までとのことである。

(指摘事項)

利用者アンケートの実施より利用者本位の運営方法に改善する必要がある。

利用者現状でも稼働率が70%を下回っている状況を考えると、平日無理に開業する必要はないとも考えられるが、稼働率に応じた管理をすべきと考える。土日祝祭日の利用者を増加させる方法としては、利用可能時間の延長を検討すべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

南長野運動公園の行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	77,745	75,604	74,459
市職員人件費	4,566	3,924	3,454
団体職員人件費	73,179	71,680	71,005
物に係るコスト	662,498	675,785	690,981
物件費	10,691	14,483	20,722
委託費	52,993	67,066	72,175
維持管理費	71,789	67,161	70,969
減価償却費 ¹	527,025	527,075	527,116
その他のコスト	670,272	627,666	582,039
支払利息 ²	667,315	623,239	577,708
その他	2,958	4,427	4,331
行政コスト合計	1,410,514	1,379,055	1,347,480
収入			
利用料収入	47,803	50,964	50,007
その他収入	54	48	53
収入金額合計	47,857	51,012	50,061
差引行政コスト	1,362,657	1,328,043	1,297,420
市人口（4月1日現在）	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	3,760円	3,663円	3,571円
利用者数	205,937人	224,185人	225,723人
利用者1人当たり行政コスト	6,616円	5,923円	5,747円

1 減価償却費については、取得価額、時期の不明なものについては当初の建設費を40年で、取得時期の判明しているものについては取得時から40年で償却計算している。

2 支払利息については、起債残高の明細が一部しか入手できなかったため、入手した明細から判明した各年度の支払利息から、不明分の起債残高に係る支払利息を推定している。

（意見）

当施設の行政コストが高くなっている要因としては、単に体育施設としてだけでなく、都市公園としての整備も同時に行われているためである。市民に憩いの場を提供するとともに、非常時の避難所としての機能も付与しているために、整備費用が膨らんでいるとのことである。

利用者数が増加していること、支払利息が減少していることにより、利用者1人当たり行政コストは減少しており、今後も減少傾向で推移することが望まれる。

行政キャッシュフロー計算書

南長野運動公園に係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	216,174	228,741	242,656
行政コスト合計 1	1,410,514	1,379,055	1,347,480
減価償却費 1	527,025	527,075	527,116
支払利息 1、 2、 3	667,315	623,239	577,708
市債償還に係る市の負担	1,625,893	1,619,616	1,605,308
元金償還金額 3	1,299,163	1,336,009	1,364,580
支払利息 1、 2、 3	667,315	623,239	577,708
国交付税	192,980	192,540	191,316
県補助金	147,605	147,092	145,664
歳入 1	47,857	51,012	50,061
差引市財政負担額 (+ -)	1,794,211	1,797,345	1,797,904
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	4,951円	4,958円	4,949円

※1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

※2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

※3. 元金償還金額、支払利息については、所管部署の変更や、他施設と一体で行った起債があるため、起債残高明細が一部しか入手できなかった。このため、入手した明細から判明した各年度の市債償還額から、不明分の起債残高に係る元金償還金額、支払利息を推定している。

(意見)

3に記載したとおり推定値ではあるが、市債の償還元金、利息が負担の中心になっている。今後ともより多くの市民に利用してもらうことにより、理解を得る必要がある。このためには、スタジアムやテニスコート等の利用者はもちろん、公園利用者の声も参考にしながら、維持管理を行うことが望ましい。

球技場の整備

平成16年度の球技場の芝生維持管理費用は次のようになっている。

(単位：千円)

支出の内訳	金額
芝生管理業務委託	9,103
芝管理監督業務委託	1,064
合計	10,167

政策的な部分もあるうが、平成16年度の場合、収入1,074千円に対して支出10,167千円と、ここまでの費用をかける必要があるのか疑問である。

(意見)

整備状況を常にベストにすることは望ましい。しかし、利用者の技量との均衡を図っても問題はないと考える。維持費が利用料金を大幅に上回った状態で継続することには疑問がある。芝の状態を現状で維持するのであれば、利用料の値上げや利用者増加策を検討する必要がある。

指定管理者の選定と今後の管理運営

(意見)

18年度より指定管理者候補者は(株)電算・コナミスポーツ(株)グループに決定した。

今後検討する事項としては次のようなことがあげられる。

- ア (株)電算・コナミスポーツ(株)グループの事業計画には収支も含まれているので、16年度や17年度予算と比べてどのくらい節約できる見込みなのか確認する。
- イ 節約額の積算根拠が信用できるか検討する。
- ウ 実際に節約できなかった場合には、(株)電算・コナミスポーツ(株)グループが負担をする旨がプレゼン資料にある。

委託契約

市の契約規則 第31条では、随意契約の場合他社よりの見積書をとることを原則としており、「ただし」書きで、例外として特定の場合他社よりの見積をとらないこともできると規定されているに過ぎない。

(意見)

南長野運動公園の契約方法は違法ではないが経費削減の面から、原則どおり、他社よりの見積書をとる方法に改め、さらにすすめて一般競争入札へ移行するよう努力が望まれる。最近3年間は、ほとんど他社からの見積書をとっていない随意契約であり、設備の特殊性を考慮したとしても、最低もう一社から見積書を入手することも必要である。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

委託の契約形態(上位5件)

(単位:千円)

業 務		平成14年度	15年度	16年度
管理運営及び使用料徴収	契約金額	150,357	165,548	172,977
	委託先	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会
	契約形態	E	E	E
運転監視業務	契約金額	16,905	16,482	13,390
	委託先	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)
	契約形態	E	B	B
体育館プール棟空調衛生設備保守	契約金額	9,135	8,925	8,820
	委託先	大倉設備工業(株)	大倉設備工業(株)	大倉設備工業(株)
	契約形態	E	E	B
芝生管理業務委託	契約金額		10,395	7,140
	委託先		林業笠原造園(株)	林業笠原造園(株)
	契約形態		B	B
野球場空調衛生設備点検委託	契約金額	5,601	5,250	5,250
	委託先	(株)マツハシ冷熱	(株)マツハシ冷熱	(株)マツハシ冷熱
	契約形態	E	E	B

(注) 契約形態

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約(他社よりの見積書を入手していない)

3. 長野市真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）

(1) 施設の概要

所在地

長野市真島町真島 2268 番地 1

所管部署

当初取得時 長野市総務部オリンピック課

平成 11 年 2 月～ 長野市教育委員会体育課

供用開始年度

平成 8 年 10 月

施設の目的

1998 年第 18 回オリンピック冬季競技大会開催に当たり、フィギュアスケート会場及びショートトラックスピードスケート会場として建設され、その後、後利用計画に基づき一部改修工事を行い、スポーツ振興を目的とした市民の一般利用を中心とする施設として整備した。

施設の内容

メインアリーナ	建築面積	10,780 m ² 延床面積 16,060 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造
	階数	地上 3 階
	観客席数	4,973 席
	アリーナ面積	2,700 m ² (66m×41m)
	最高高さ	39.7m
		バスケットボールコート 3 面 バレーボールコート 4 面 バドミントンコート 12 面

サブアリーナ	建築面積	3,110 m ² 延床面積 3,450 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造
	階数	地上 2 階
	アリーナ面積	2,300 m ² (64m×36m)
	最高高さ	15.8m
		バスケットボールコート 1 面 バレーボールコート 2 面 バドミントンコート 4 面 体操用器具一式

テニスコート	全天候型舗装 1 面
--------	------------

(2) 施設の管理運営方法

管理運営の委託先

財団法人長野市体育協会。

なお、財団法人長野市体育協会の概要等については前述の長野運動公園と同様である。

従事職員数

(単位：人)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
正職員	1	1	1	1	1
臨時・嘱託	9	9	9	8	7
合計	10	10	10	9	8

(注) 正職員は、体育課からの出向者である。

委託の契約形態

(単位：千円)

業 務		平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
真島総合スポーツアリーナ管理運営及び使用料徴収業務	契約金額 (当初)	87,735	89,353	91,816	91,805	80,671
	委託先	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会
	契約形態	E	E	E	E	E

(注)1.業務 各施設に係る委託した業務の内容

契約金額 年間の委託契約金額

委託先 委託業者の正式名称

契約形態 A 一般競争入札

B 指名競争入札

C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)

D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)

E 随意契約(他社よりの見積書を入手していない)

2.長野市営運動場条例第11条に基づき、管理及び運営は(財)長野市体育協会に委託されている。

一般市民の利用申込方法とその周知

翌年度の利用申込方法(受付日・連絡先等)については通常 2/15 号の「広報ながの」で周知している。大会予定表も長野市ホームページに3月末に翌年度分を掲載している。パンフレットについては施設及び体育課で求めに応じて配布(視察や来場者に)している。

(3) 初期投資の状況

建設当初の所管課は長野市総務部オリンピック課であった。その後、平成 11 年 2 月 1 日にオリンピック課から教育委員会体育課へ所管換えされている。

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	2,716,463	319,810	-	87,753	2,308,900
建設費	11,443,215	281,968	5,766,125	466,322	4,928,800
合計	14,159,678	601,778	5,766,125	554,075	7,237,700

(4) 施設の利用状況及び収支状況

歳入

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
保健体育使用料	10,358	12,859	10,584	17,261	18,174
真島総合スポーツアリーナアリーナ使用料	10,140	12,436	10,063	16,791	17,683
真島テニスコート使用料	217	252	283	251	203
真島総合スポーツアリーナ目的外使用料	0	170	237	218	287

- (注) 1. 真島総合スポーツアリーナアリーナ使用料について、平成 15 年度においてはワールドカップバレーボール男子大会が 11 月に開催され、4 百万円の使用料収入があった。平成 16 年度においては 2005 年 2 月 26 日から 3 月 5 日にかけて、スペシャルオリンピックス冬季世界大会が開催され、5 百万円の使用料収入があった。
2. 真島総合スポーツアリーナ目的外使用料とは、自動販売機及び農産物の直売並びに PHS の基地局使用料による収入である。

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
その他収入(公衆電話・シャワー)	99	28	15	71	77

歳出

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
体育施設費 (真島総合スポーツアリーナ管理運営合計)	113,260	120,200	114,318	115,913	103,563
需要費	27,275	26,762	26,058	26,563	27,123
委託料	82,548	89,307	84,769	86,687	75,138
使用料及び賃借料	841	987	953	1,033	1,125
備品購入費	1,024	-	966	58	176
負担金、補助及び交付金	1,571	3,141	1,570	1,570	-

- (注) 1. 委託料は、すべて財団法人長野市体育協会へホワイトリングの管理運営及び使用料徴収業務の委託によるものである。平成 16 年度においては、財団法人長野市体育協会が再委託について入札制度を見直し、指名競争入札にした結果、入札差額が生じたことから委託料の戻し入れ 5 百万円を行っている。そのため委託料が予算と比較して減少している。
2. 負担金、補助及び交付金は、下水道事業受益者負担金である。内容は「長野都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の規定に基づき排水区域内の土地所有者又は権利者が土地 1 m²当たり負担するものである。平成 11 年度から 5 年分割の賦課となっているが、予算措置をしていなかったため、平成 12 年度からの支払となっている。なお、平成 12 年度予算要求時に平成 11・12 年度の 2 カ年分の予算計上ができず、下水道建設課と協議のうえ平成 11 年度分のみ平成 12 年度で支払をしている。平成 13 年度は据え置いてあった平成 12 年度分と平成 13 年度分を支払ったものである。なお、平成 16 年 3 月で分割納付は終了しているため、平成 16 年度において歳出はない。

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
体育施設費 (真島総合スポーツアリーナ改修合計)	-	-	-	2,676	2,614
工事請負費	-	-	-	2,079	2,614
備品購入費	-	-	-	597	-

(注) 工事請負費は、メインアリーナの照明安定器の取替えによるものである。

利用人数(利用実績)

(単位：人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
真島総合スポーツアリーナ	85,924	108,076	125,774	133,788	143,081
真島テニスコート	1,353	1,357	1,585	1,452	1,372
合計	87,277	109,433	127,359	135,240	144,453

- (注) 1. ホワイトリングは、平成11年度に長野オリンピック後再オープンしており、約13万人の利用人数があった。平成12年度は、初年度の反動により大幅に減少した。
2. 平成15年度においては、ワールドカップバレーボール男子大会が11月に開催され13,410名の利用人数があった。
3. 平成16年度においては、2005年2月26日から3月5日にかけて、スペシャルオリンピックス冬季世界大会のフロアホッケー会場として使用され、28,551名の利用人数があった。

当該施設の管理運営に係る収支状況の推移

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入	87,773	89,353	91,817	91,806	80,671
受託料収入	87,735	89,353	91,817	91,806	80,671
受取利息	38	-	-	-	-
支出	82,586	84,307	84,769	86,687	75,138
人件費	25,472	25,396	24,654	23,456	22,238
(内訳)					
給与	16,192	15,775	15,012	3,076	3,979
諸手当	3,739	4,052	3,892	2,306	3,018
共済費	5,539	5,567	5,749	5,208	4,192
賃金	-	-	-	12,865	11,047
物件費	2,918	1,515	1,896	2,557	3,944
(内訳)					
消耗品等需要費	2,918	1,515	1,896	2,557	3,944
維持管理費	53,451	54,962	55,668	58,536	47,022
(内訳)					
修繕工事費	889	315	1,297	4,853	2,076
委託費(再委託分)	52,561	54,647	54,370	53,683	44,945
減価償却費	-	-	-	-	-
その他支出	745	2,433	2,549	2,135	1,933
収支差額(-)	5,186	5,045	7,047	5,118	5,532

- (注) 1. 平成15年度より給与に含まれていた嘱託に係る人件費を、賃金として別掲記している。
2. 各年度の収支差額は、市へ戻入している。

平成 17 年度以降の事業計画

(単位：千円)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
予定利用者数(人)	130,000	135,000	140,000	140,000	140,000
予定使用料収入	13,597	16,757	17,468	18,485	18,485
運営経費	109,087	105,181	104,878	106,470	106,470
設備投資	3,000	3,000	16,000	3,000	3,000

- (注) 1.使用料収入及び運営経費は、平成 18 年度から指定管理者制度の導入により、指定管理者へ移管される予定である。
 2.設備投資について、平成 19 年度においては、耐用年数到来にともなう大型表示システムの改修工事 16 百万円を予定している。また、50 万円以下の小規模な設備投資については、指定管理者が実施する。なお、平成 18 年度からの指定管理者は、民間企業である株式会社フクシ・エンタープライズ長野営業所である。

(5) 監査の結果

公有財産台帳のへ記載

長野市財務規則第 136 条によれば、土地や建物等については公有財産台帳の作成が求められているが、このうち土地及び工作物の公有財産台帳には台帳価格が記載されておらず、建物の公有財産台帳は、メインアリーナ、サブアリーナ、渡り廊下、公園内便所の 4 件の記載のみで、建物附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられ、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できない。

(指摘事項)

財務規則第 136 条にしたがい、土地及び工作物の台帳価格を記載する必要がある。また、建物は躯体だけでなく建物附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価額等を記載した公有財産台帳を整備する必要がある。

遊休資産

メインアリーナ 3 階にピンスポットライトが 2 台あった。当初は 6 台保有していたが、現在はビッグハットへ 4 台移動している。これまでの使用実績としては、長野オリンピック、パラリンピック及び長野オリンピック 5 周年記念フィギュアスケートエキシビジョン程度である。体育課によれば今後、全く使用する見込みがないと判断した場合は、使用する頻度の高いイベント会場へ所管換えすることも検討したいとのことであった。

また、ビッグハットにおいては、ピンスポットライトが備品として管理されていたが、ホワイトリングにおいては建設費に含まれてしまっており、備品管理なされておらず、管理方法がビッグハットと整合していなかった。

(指摘事項)

ピンスポットライトについて、設備の有効活用が望まれるところである。これまでの使用実績からすれば、ホワイトリングにおいて保有する必要はなく、使用する頻度が高い施設へ所管換えし、有効利用すべきである。また、管理方法について、現状は建設費の一部となっているが、市の備品管理上は工事により取得した物品で移動可能なものは備品(成果品)として備品管理するのが正しい処理であることから、備品として管理する必要がある。

(意見)

ホワイトリングは、オリンピック開催に当たり、フィギュアスケート会場及びショートトラックスピードスケート会場として建設され、その後、後利用計画に基づき一部改修工事を行い、スポーツ振興を目的とした市民の一般利用を中心とする施

設として整備されたものである。したがって、当初建設工事にて整備されたもののなかには、ピンスポットライトのように遊休状態となっているものがあると考えられる。体育課によると下表のものがピンスポットライトと同様に遊休状態であるとのことであった。これらは、当初建設工事にて設備されたものであり、取得価格については、設計書等が存在しないため概算でも分からない。

遊休となっているこれらの資産については、現在の状況を把握し、今後の使用見込み等を検討したうえで、処分や有効活用を検討する必要がある。

- ・観客席の座席ヒーター設備（製氷しないため通常の暖房で足りる。）
- ・イベント関係設備のうち、カラーカメラ1台、書画カメラ1台、音響の移動操作ワゴン1台及びサブ体育館の音響操作ワゴン、案内表示装置1式、大型映像装置1式、ゴミコンパクト設備1式
- ・競技用システムのうち、ショートトラックタイミングシステム、フィギュアスコアリングシステム

備品管理

備品台帳に記載されている物品について、金額10万円以上のものについて現品と備品台帳との照合作業を行った。そのなかで発見された事項は次のとおりである。

ア 使用していない備品

使用していない下記物品が一般出入口（北口）ロビー左手の控室にしまわれており、使用見込みについてもないものであった。

（単位：千円）

備品番号	品名	金額	取得日
78682	ワードプロセッサ 東芝ルポ JX98GX	161	平成9年3月24日
78683	ワードプロセッサ 東芝ルポ JX98GX	161	平成9年3月24日
	合計	322	

（指摘事項）

物品について使用の必要がなくなったときには財務規則第171条にしたがい、物品を返納、もしくは第172条にしたがい、修繕、処分の検討が必要である。

イ 備品への標識の添付

サブアリーナの西側にある倉庫内及びサブアリーナ内において使用中であった体操関係のソフトマット類については、標識が付されていないものが多く、備品台帳と現品との照合作業が難しい状態であった。

（指摘事項）

備品については、財務規則第179条の2にしたがい、標識を添付する必要がある。ただし、同条において、その性質、形状等により標識を付することに適しないものについてはこの限りではないとされており、仮に体操関係のソフトマット類が該当するならば、マジックなどで、統一してわかりやすい箇所に標識と同様の内容を入力するべきである。

また、平成18年度から、指定管理者制度の導入により、選定された指定管理者が、体育協会に代わり、管理受託を行うことになる。備品などの物品について、現状においては定期的な実査やたな卸が行われていないことから、指定管理者への移行前に実査やたな卸を行うことで、備品台帳を整備したうえで指定管理者へ管理を引き継ぐことが望ましい。

回数券・通年券の管理

長野市体育協会では、3種類の回数券（11回分が1綴り、一般、高校生・シルバー、小中学生）及びテニスコートの通年券を販売している。これら回数券の管理状況について、以下のような不備が見られた。

まず、回数券について未発行の残数を適時に把握できる台帳を作成していない。回数券は約300枚単位で発注がなされ、近いうちに販売される分（20枚程度）に通し番号を付し、別の箱に移している。このとき、回数券の袋に通し番号を付した枚数をメモしているが、未発行の回数券が何枚あるかを適時に把握できない状況にある。

また、回数券（高校生・シルバーの100円券）の104～106が抜けており、番号順に発行されていない。

さらに、回数券（高校生・シルバーの100円券）の021及びテニスコートの通年券（41016）については、印字ミスで残っているが、無効の処理が何らなされていない。通年券について鉛筆書きで×印が描かれているのみであり、不正使用の可能性が残る。

（指摘事項）

回数券及び通年券は金券に類するものとして、厳重な管理が必要であるといえる。台帳管理、連番管理、無効券の処理についての規則を定めた上で、適切に運用されるよう監視する必要がある。

電話・コピー代の納金

長野市体育協会では施設使用料のほかに、公衆電話代、コインシャワー使用料、コピー代の現金収入があり、これらは1ヶ月分まとめて長野市教育委員会体育課に納金している。納金は現金を直接体育課に持参しているとのことであるが、その際、体育課から領収書や受領印等を入手していない。

（指摘事項）

金銭の受け渡しをする場合、責任の所在を明確にしてトラブルを防止するために、領収書等は必ず入手する必要がある。

市と市の外郭団体との間の金銭の授受であることから、トラブル防止の必要性に対する認識が薄かったものと思われる。今後は、指定管理者制度の導入により、民間企業へ管理の委託が予定されており、改善が期待される。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

鍵の管理

現金等を保管している金庫の鍵の保管場所が施錠されていない。また、金庫の前にも扉があり施錠できるが、その鍵もまた同様の保管状態である。

（意見）

現金等その他重要書類の保管及び、施設への入退室管理は厳重に行う必要がある。鍵の本数も20から30本程度あるとのことであり、キーボックスを用いて鍵を管理することが望ましい。

修繕計画

平成16年度の委託費予算で、体育館フロアリフォームとして、3,072千円が計上されているが、工事は実施されなかった。実施が見送られた理由としては、フロアリフォームの工期として見込まれる1週間程度、施設の使用を止める必要があるが、施設の使用予定が決まっていることから、使用を止めることが困難であったとのことである。

また、平成17年度の予算においても、フロアリフォームに係る支出が計上されているが、往査時点では工事は未実施であった。

(指摘事項)

フロアリフォームのような、施設の使用に影響するような工事は、年度の最初に行われる日程の調整会議において、施設の使用予定計画に織り込み、適時に実施できるように対応する必要がある。

資金の前渡し

消耗品費について、資金の前渡しが行われている。月額 10,000 円であるが、月によっては 20,000 円、30,000 円の場合もある。金額について規則(上限)は設けられていないので、多額の前渡しが発生する可能性がある。「長野市体育協会会計事務処理規程」の第 20 条において、(資金前渡等)の規程があるが、上限については触れられていない。

また、前渡金で購入した物は、すべて消耗品費として計上されているが、中には食糧費とすべきもの(お茶、コーヒー代)、通信費(切手代)とすべきものが含まれている。

(指摘事項)

不要な現金の授受が不正の原因になることが考えられるため、前渡金について上限を定めることが必要であると考えられる。また、適切な計上科目で処理するため、精算時に精査して適切な科目に振り替える必要がある。

なお、平成 18 年度以降、当該施設の管理運営は、指定管理者制度へ移行するため、体育協会との委託契約がなくなる場合には問題とならないので措置は求めない。

委託契約

市が締結している委託契約及び再委託契約((財)長野市体育協会の契約)は以下のとおりである。

ア 委託契約

(単位:千円)

委託内容(業務)		平成 14 年度	15 年度	16 年度
真島総合スポーツ管理運営業務及び使用料徴収業務委託	委託先	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会	(財)長野市体育協会
	契約金額	84,769	86,687	75,138
	契約形態	E	E	E

イ 再委託契約

(単位:千円)

委託内容(業務)		平成 14 年度	15 年度	16 年度
真島総合スポーツアリーナ運転監視業務	委託先	第一建築サービス(株)	第一建築サービス(株)	第一建築サービス(株)
	契約金額	15,750	15,855	14,700
	契約形態	E	B	B
真島総合スポーツアリーナ空調設備保守点検業務	委託先	三建設備工業(株)	三建設備工業(株)	三建設備工業(株)
	契約金額	10,500	10,500	10,500
	契約形態	E	E	B
真島総合スポーツアリーナ清掃業務	委託先	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)	太平ビルサービス(株)
	契約金額	6,693	6,489	6,034
	契約形態	B	B	B
真島総合スポーツアリーナ競技用時計表示設備保守点検業務	委託先	セイコータイムシステム(株)	セイコータイムシステム(株)	セイコータイムシステム(株)
	契約金額	3,465	3,327	2,268
	契約形態	E	E	E
真島総合スポーツアリーナ消防設備保守点検業務	委託先	(株)ナショナル防災	(株)ナショナル防災	(株)ナショナル防災
	契約金額	1,501	1,501	1,344
	契約形態	B	B	B

ウ 音響操作の委託

音響等操業業務を指名競争入札により、21,000 円/日で外部民間業者に委託している。ビッグハットにおいても、同様の業務を同じ業者に委託しているが、19,000 円/日の契約である。仕様書の内容に大きな差はみられず、また、施設の規模はビッグハットの方が大きく、ビッグハットと同程度の単価（19,000 円/日）になることが考えられる。

（指摘事項）

市において予定価格の妥当性を、他施設との比較によって吟味し、委託費の削減に努める必要があると思われる。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

施設	設計額	予定価格	実施額
ビッグハット	21,000 円/日	19,800 円/日	19,000 円/日
ホワイトリング	21,000 円/日	21,000 円/日	21,000 円/日

エ 業務委託の契約方式

平成 16 年度の業務委託契約のうち、一者随意契約が 3 件（100 万円を超えるもの）ある。いずれも設備の保守・点検に係る業務であるが、特殊機器であり、信頼性、技術的特性から、機器メーカーとの一者随意契約によっている。

（単位：千円）

業務内容	決定業者	決算額	予定価格	設計金額
競技用計時表示設備 保守点検業務	セイコータイムシステム(株)	2,160	2,170	2,222
中央監視設備保守点検	富士通(株)	1,040	1,040	1,040
音響設備保守点検	パナソニック SS マーケティング(株)	1,230	1,230	1,234

（意見）

随意契約は、契約担当者が任意に選定した特定の者を相手方として結ぶ契約であり、価格について業者との協定だけに任せると公正性、適正性を欠く恐れがある。このため、随意契約を締結する場合には、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を記載した見積依頼書により 2 人以上の者から見積書を徴することが原則とされている。

機器メーカー以外の業者への保守業務の委託が困難であるとしても、他の業者からも見積書を徴し、委託料相場を把握して値下げ要求を実施する又は複数年契約を導入する等、コスト削減に努めることが望ましい。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

ホワイトリングの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。なお、減価償却費は建設費を簡便的に25年の定額法で償却計算している。

（単位：千円）

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	28,441	26,766	25,408
市職員人件費	10,781	9,692	10,168
団体職員人件費	17,660	17,074	15,240
物に係るコスト	498,270	504,066	494,609
物件費	5,165	5,680	7,370
委託費	54,370	53,683	44,945
維持管理費	26,777	32,746	30,337
減価償却費	411,955	411,955	411,955
その他のコスト	205,571	188,491	169,540
支払利息	202,222	185,469	168,254
その他	3,349	3,022	1,286
行政コスト合計	732,282	719,323	689,557
収入			
利用料収入	10,347	17,043	17,887
その他収入	252	289	364
収入金額合計	10,599	17,332	18,251
差引行政コスト	721,683	701,991	671,306
市人口（4月1日現在）	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	1,991円	1,936円	1,848円
利用者数	127,359人	135,240人	144,453人
利用者1人当たり行政コスト	5,667円	5,191円	4,647円

平成16年度における行政コスト合計689,557千円に占めるコスト項目の割合を見ると、委託費や修繕費、水道光熱費等の維持管理費（75,282千円）が10.9%、支払利息（168,254千円）が24.4%、減価償却費（411,955千円）が59.7%であり、維持管理費、支払利息及び減価償却費がコストの大部分を占めていることがわかる。

支払利息と減価償却費は、一旦、決定された事業計画に基づき事業費支出が行われると、将来にわたり不可避免的に発生するコストである。一方、維持管理費については、契約金額や委託業務内容の見直し等により短期的に削減可能な金額である。平成14年度から16年度までの推移を見ると、委託料は低減傾向にありコストの削減が図られているといえる。

行政キャッシュフロー計算書

長野市のホワイトリングに係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	118,105	121,899	109,348
行政コスト合計 1	732,282	719,323	689,557
減価償却費 1	411,955	411,955	411,955
支払利息 1、 2	202,222	185,469	168,254
市債償還に係る市の負担	210,408	207,990	205,537
元金償還金額	454,827	464,490	474,515
支払利息 1、 2	202,222	185,469	168,254
国交付税	236,232	233,979	231,696
県補助金	210,409	207,990	205,536
歳入 1	10,599	17,332	18,251
差引市財政負担額 (+ -)	317,914	312,547	296,634
市人口(4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	877円	862円	816円

※1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

※2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

この表から経常的な維持管理負担として年間 115,000 千円程度が必要であり、そのほかに施設の建設のために発行した市債の償還に係る市の負担として平成 14 年度に 210,408 千円、平成 15 年度に 207,990 千円、平成 16 年度に 205,537 千円の負担が必要となっている。市債の償還は平成 27 年度まで継続していくが、この金額は平成 17 年度以降、平成 27 年度までの合計で 4,177,908 千円となる。この市債の償還に係る財政負担はホワイトリングの存続の是非に依らず今後発生することが予想される。

財政負担の観点から見た場合にもホワイトリングに係る市民負担は少なくない金額であり、施設の有効活用を図ることや市民負担の軽減などの方策を十分に検討していくことが望まれる。

(意見)

ホワイトリングの行政コスト合計は、比較的高い水準にあるが、これは減価償却費の負担が多額であることが原因の一つである。減価償却費が多額であるのは、施設に係る初期の事業支出額が大きいためであるが、施設の種類により、事業計画時の必要支出額は当然異なるため、一概に他施設との比較をもってホワイトリングに係る事業支出額が不効率であったとはいえない。しかし、決定された事業計画における施設建設費により、市民 1 人当たりの負担額(市民 1 人当たり行政コスト)は大きく影響を受けるため、市はそのことに十分留意し、事業の必要性も含め事業計画を策定していく必要があるものとする。

委託料は低減傾向にあり、コスト削減の努力が見受けられる。委託料の引き下げは、委託設計内容の見直しや値下げにより実現可能であるが、当該方法による効果には限界がある。このため、今後は、人に係るコストを含めた施設の管理運営コスト全体の観点からコスト削減に係る方策を見出していく必要があると考える。

建物の公有財産台帳の整備の必要性

建物の公有財産台帳の記載については、一括して記載されており、建物と建物付属設備、機械、備品等を明確に区分していない。

(意見)

一貫して特定の担当者が管理している、もしくは、特定の部署が設立当初から管理しているのであればともかく、5年、10年という中長期的なスパンで発生する設備

の改修等について、現状のような区分では、今後の設備の改修等の工事の際に、公有財産台帳から撤去した設備等を控除することが難しくなり、財産管理の手続を煩雑にするだけでなく、設備等を管理する上でも望ましくない。したがって、建物と建物付属設備、機械、備品等を公有財産台帳において、明確に区分整理して管理する必要がある。

設備投資計画

設備投資及び修繕に関しては、平成 16 年度に作成された、平成 17 年度以降平成 21 年度までの実施計画事業調書によれば、下記の予定になっている。平成 19 年に予定している大型表示システム改修工事とは、メインアリーナの天井中心部にある設備について、ソフトウェアの更新を行うものである。しかし、大型表示システムの稼働実績としては、長野オリンピック、パラリンピック、長野オリンピック 5 周年記念フィギュアスケートエキシビション、ワールドカップバレーボール大会 2 回、スペシャルオリンピックス冬季世界大会、ワールドグランドチャンピオンカップ 2005 男女バレーボール大会、マーチングの大会などが挙げられるものの、必ずしも高い稼働率とはいえないと思われる。改修工事により、大型表示システムを整備する必要があるのか疑問である。

(単位：千円)

年度	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
工事費	3,000	3,000	16,000	3,000	3,000
内訳	メインアリーナ照明安定器改修工事	メインアリーナ照明安定器改修工事	大型表示システム改修工事	施設修繕工事	施設修繕工事

(意見)

メインアリーナが、フィギュアスケートやショートトラックスピードスケートの競技会場として使用されているならば、大型表示システムを整備する余地があるとも考えられるが、総合体育館となり、主としてスポーツ会場となつてからは、稼働率はそれほど高くはない状況である。近年比較的大きな大会として行われた、バレーボール世界大会においても使用されなかったことも考えると、現状認識のため当該実施計画事業調書へ掲出は必要であるが、実施については財政状況を十分考慮したうえで進めていく必要があると思われる。

未取得土地

メインアリーナの西側で、サブアリーナの南側の未舗装となっている駐車場のなかに柵に囲われた土地があり、畑となっている。これは、建設当初所有者の相続が発生しており、未取得地を除いて建物の設計を行ったためである。

今後の対応に関して、所管である体育課は、長野オリンピックもすでに終了しており、現状施設利用上大きな弊害はないため、当該土地を必ずしも取得する必要はないとしており、土地所有者からの申し出があれば対応するが、市からアプローチする予定はないとのことである。

(意見)

当該未取得地が、長野オリンピック開催に当たり解決できず、未取得のままであったことを考慮すると、短期的な解決は難しい状況であるといえる。ただ、施設としての価値を著しく減じる可能性があり、追加的な財務負担が発生する可能性もあることから、中長期的な運営方針や事業計画について、行政コスト等勘案したうえで、未取得土地に対する対応についても検討するべきである。

利用時間の設定

ホワイトリングの利用時間は以下の区分となっている。

午前	午後	夜間
8:30～12:00 3時間30分	12:00～17:00 5時間	17:00～21:00 4時間

(意見)

午後の5時間は、一般の利用者にとっては長すぎると思われる。実情は5時間の使用でも、途中(13時、14時等)から開始したり、途中(16時等)で切り上げたりするような利用があるとのことであり、他施設の事例を見ても5時間の設定は見られない。

入れ替えの時間を挟む、あるいは、使用時間の単位を4分割へ変更することも検討の余地があるものと思われる。

なお、指定管理者制度の導入において、指定管理者から利用時間の拡大が提案されており、利用時間の区分についても見直されることが期待される。

(参考) 他施設の事例

ア 磐梯熱海アイスアリーナ(夏季使用料)

1	2	3	4	5	6(終日)
9:00～12:00 3時間	12:00～15:00 3時間	15:00～17:00 2時間	17:00～19:00 2時間	19:00～21:00 2時間	9:00～21:00 12時間
970円	970円	770円	1,050円	1,050円	4,810円

料金はアマチュアスポーツ(全面)のもの

イ 浜松アリーナ

午前	午後	夜間
9:00～12:00 3時間	13:00～16:30 3時間30分	17:30～21:00 3時間30分
4,450円	6,700円	8,950円

料金はサブアリーナ(入場料を徴収しない場合)のもの

ウ 盛岡市アイスアリーナ

時間帯A(午前)	時間帯B(午後)	時間帯C(夜間)
9:00～13:00 4時間	13:00～17:00 4時間	17:00～21:00 4時間
12,600円	13,600円	14,700円

料金はアマチュアスポーツ(全面、平日)のもの

エ 川崎スポーツセンター

午前	午後	夜間	終日
9:00～12:00 3時間	13:00～16:30 3時間30分	17:30～21:00 3時間30分	9:00～21:00 12時間
6,300円	9,300円	11,200円	26,800円

料金は大体育室(全面、入場料を徴収しない場合)のもの

オ 東京都渋谷区スポーツセンター

午前	午後1部	午後2部	夜間
9:00～12:00 3時間	13:00～15:00 2時間	15:30～17:30 2時間	18:00～21:00 3時間
19,200円	16,000円	16,000円	28,800円

料金は大体育室(全面)のもの

4. エムウェーブ

(1) 施設の概要

所在地

長野市大字北長池 195 番地

所管部署

産業振興部観光課

供用開始年度

平成 8 年 12 月。平成 10 年 6 月再オープン

施設の目的

長野冬季オリンピック大会でスピードスケート会場として使用される。

長野オリンピックの開催を記念し、スポーツと文化の振興を図り、併せて産業の発展に資するため。

施設の内容

項目	仕様
公園面積	43,000 m ²
アリーナ	面積約 17,200 m ² 固定席 6,500 席、可動席 2,420 席で、収容人員は約 10,000 人
建築構造	地下 1 階、地上 3 階
主要施設	アイスリンク 400m ダブルトラックスピードスケートリンク (ISU 公認)、60m×30m アイスリンク 1 面
附属施設	大型映像装置 2 面 オリンピック記念館 トレーニングルーム 駐車場は地下 600 台、地上 300 台
設備	製氷設備 (冷凍設備、製氷配管、水処理、氷上製氷車)、空調設備

開館時間は次のとおりである。

基準利用時間 午前 9:00 ~ 午後 9:00

休館日は、毎週火曜日と年末年始 (12 / 29 ~ 1 / 3)

利用料金は、長野市オリンピック記念アリーナの設置及び管理に関する条例第 7 条第 3 項の別表によって定められている。平成 16 年 4 月 1 日現在の料金は以下のとおりである (消費税は含まれていない)。

ア 夏期（アイスリンク設置期間以外の期間）

区分				午前	午後	夜間	全日
				9時～正午	1時～5時	6時～9時	午前9時～午後9時
アリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	平日	73,500円以上 95,500円以下	99,000円以上 128,700円以下	91,500円以上 119,000円以下	264,000円以上 343,200円以下
			土・日・祝日	91,500円以上 118,900円以下	123,000円以上 159,900円以下	115,500円以上 150,200円以下	330,000円以上 429,000円以下
		入場料等を徴収する場合	平日	111,000円以上 144,300円以下	147,000円以上 191,100円以下	138,000円以上 179,400円以下	396,000円以上 514,800円以下
			土・日・祝日	138,000円以上 179,400円以下	184,500円以上 239,800円以下	172,500円以上 224,300円以下	495,000円以上 643,500円以下
	式典、集会、会議その他これらに類する目的に利用する場合	平日	294,000円以上 382,200円以下	394,000円以上 512,200円以下	368,000円以上 478,400円以下	1,056,000円以上 1,372,800円以下	
		土・日・祝日	368,000円以上 478,400円以下	492,000円以上 639,600円以下	460,000円以上 598,000円以下	1,320,000円以上 1,716,000円以下	
	見本市、展示会その他これらに類する目的に利用する場合	平日	344,000円以上 447,200円以下	458,000円以上 595,400円以下	430,000円以上 559,000円以下	1,232,000円以上 1,601,600円以下	
		土・日・祝日	430,000円以上 559,000円以下	572,000円以上 743,600円以下	538,000円以上 699,400円以下	1,540,000円以上 2,002,000円以下	
	コンサートプロスポーツ等の興行に利用する場合	平日	492,000円以上 639,600円以下	654,000円以上 850,200円以下	614,000円以上 798,200円以下	1,760,000円以上 2,288,000円以下	
		土・日・祝日	614,000円以上 798,200円以下	818,000円以上 1,063,400円以下	768,000円以上 998,400円以下	2,200,000円以上 2,860,000円以下	
	会議室		1室につき	3,000円以上 3,900円以下	4,000円以上 5,200円以下	3,000円以上 3,900円以下	10,000円以上 13,000円以下
	多目的室			5,000円以上 6,500円以下	6,500円以上 8,400円以下	5,000円以上 6,500円以下	16,500円以上 21,400円以下
更衣室		1,000円以上 1,300円以下		1,000円以上 1,300円以下	1,000円以上 1,300円以下	3,000円以上 3,900円以下	
地下駐車場			1回につき	100,000円以上 130,000円以下			

イ 冬期（アイスリンク設置期間）

区分				午前	午後	夜間	全日
				9時～正午	1時～5時	6時～9時	午前9時～午後9時
アリーナ	専用する場合	アマチュアスポーツで競技大会に利用する場合	平日	189,000円以上 246,000円以下	280,000円以上 364,000円以下	231,000円以上 300,000円以下	700,000円以上 910,000円以下
			土・日・祝日	270,000円以上 351,000円以下	400,000円以上 520,000円以下	330,000円以上 429,000円以下	1,000,000円以上 1,300,000円以下
		プロスポーツの興行等に利用する場合	平日	378,000円以上 491,000円以下	560,000円以上 728,000円以下	462,000円以上 601,000円以下	1,400,000円以上 1,820,000円以下
			土・日・祝日	540,000円以上 702,000円以下	800,000円以上 1,040,000円以下	660,000円以上 858,000円以下	2,000,000円以上 2,600,000円以下
	専用しない場合	個人	一般	1回につき 1,500円以上 2,000円以下			
			中学生以下	1回につき 800円以上 1,100円以下			
		団体（20人以上）1人につき	一般	1回につき 1,300円以上 1,700円以下			
			中学生以下	1回につき 700円以上 900円以下			
	会議室、多目的室、更衣室（1室につき）			それぞれ夏期と同じ範囲内の額			
	地下駐車場（1回につき）			100,000円以上 130,000円以下			

ウ 見学入館料

区分	一般	小・中学生
個人	700円以上 900円以下	350円以上 500円以下
団体（20人以上） 1人につき	600円以上 800円以下	300円以上 400円以下

（注）

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）をいう。
- 2 「土・日・祝日」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 3 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」を連続して利用する場合は、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの時間を含めて利用することができるものとし、当該時間に係る利用料金は、徴収しないものとする。
- 4 アリーナを専用しない場合及び見学入館料に係るこの表の額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（2）施設の管理運営方法

主な委託業務

管理運営業務は株式会社エムウェーブに委託している。株式会社エムウェーブの常勤者は、社長以下正規職員 4 名（市からの出向 1 名、民間からの出向 1 名を含む）、パート 1 名、派遣 4 名。

委託先の概要

ア 名称

(株)エムウェーブ

イ 所在地

長野市大字北長池 195 番地

ウ 所管部署

産業振興部観光課

エ 設立目的

長野市オリンピック記念アリーナの良好な管理運営及び長野市におけるスケートの振興

オ 事業内容

- () 公共施設の受託運営事業
- () スケートリンクの経営
- () スポーツ施設の経営
- () 興行場の経営及び芸能、スポーツに関する興行
- () 飲食料品、観光用みやげ物、スポーツ用品、日用雑貨、酒類、タバコの小売業ほか

カ 市からの受託内容

- () 長野市オリンピック記念アリーナの管理運営に関する事
- () 長野市オリンピック記念アリーナの施設、付属設備及び器具等の維持管理及び修繕に関する事
- () その他必要と認められる事項

キ 利用者に対するニーズ調査（又はマーケティング調査）

実施していない

ク 財務状況の推移

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
売上高	477,700	427,269	411,745	342,744	360,336
売上原価	38,628	17,467	15,847	9,518	5,711
販売費及び一般管理費	406,164	397,672	383,698	333,663	337,871
営業利益	32,908	12,130	12,201	437	16,754
営業外収益	898	628	922	489	361
営業外費用	1,321	2,426	1,321	-	-
特別損益	-	-	484	-	-
税引前利益	32,485	10,332	12,286	52	17,116
法人税等	322	5,291	5,613	332	8,547
当期利益	32,163	5,041	6,673	279	8,568
総資産	348,280	377,502	334,536	327,694	350,695
総負債	57,899	82,079	32,441	25,877	40,309
総資本	290,381	295,423	302,096	301,817	310,385

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	8,400,000	-	-	-	-
建設費	26,400,000	-	-	-	-
合計	34,800,000	2,576,364	12,930,000	2,010,836	17,282,800

ア 平成17年度以降の修繕計画

(単位：千円)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
建築設備	-	4,650	20,810	8,500	44,000	-	77,960
空調衛生設備	-	21,260	-	7,750	-	14,500	43,510
特殊建築設備	5,560	17,965	17,780	9,560	57,850	56,710	165,425
電気設備	750	117,970	3,000	1,590	241,170	21,010	385,490
製氷設備	2,000	6,000	16,000	25,720	15,000	27,000	91,720
合計金額	8,310	167,845	57,590	53,120	358,020	119,220	764,105

この計画は平成12年度から22年度までについて立てられたものである。主要な修繕としては平成18年度アリーナ音響設備のオーバーホール、21年度大型映像設備のオーバーホールとなっている。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

(単位：人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
貸館イベント	423,435	398,008	357,358	229,848	342,800
スケート	111,715	95,611	99,872	95,047	82,382
記念館	63,337	41,433	29,279	24,353	15,543
合計	598,487	535,052	486,509	349,248	440,725

記念館利用者数が著しく減少している。このため施設見学収入が落ち込んでいる。

収支状況
ア 市の収支状況

(単位:千円)

項 目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
歳入	70	90	108	90	101
総務管理使用料	70	90	108	90	101
歳出	202,058	196,777	217,902	250,914	211,291
需用費	1,889	1,198	698	9,976	6,027
委託料	40,850	41,507	43,421	100,209	44,211
使用料	11	10	8	8	8
工事請負費	4,581	9,060	33,774	720	3,404
備品購入費	5,178	-	-	-	17,640
負担金	149,548	145,000	140,000	140,000	140,000
収支 (-)	201,987	196,686	217,793	250,823	211,181

イ 委託先の収支状況

(単位:千円)

項 目	平成 11 年 10 月 ~ 平成 12 年 9 月	12 年 10 月 ~ 13 年 9 月	13 年 10 月 ~ 14 年 9 月	14 年 10 月 ~ 15 年 9 月	15 年 10 月 ~ 16 年 9 月
収入	478,598	427,896	413,150	343,233	360,697
施設見学	46,740	29,331	18,200	14,030	9,873
売店売上	53,859	26,048	22,446	11,623	7,321
貸館売上	80,410	82,600	59,917	44,765	72,492
カート入場売上	75,557	114,979	97,773	105,929	106,533
カート大会売上	71,353	12,092	56,153	15,894	13,757
館内広告看板	10,765	12,585	9,647	5,272	6,077
市負担金	132,000	145,000	143,000	140,000	140,000
ケータリング 売上	3,390	969	1,409	2,163	752
その他売上	3,626	3,665	3,199	3,067	3,531
その他収入	898	628	1,406	489	361
支出	426,480	410,303	398,710	337,084	346,618
仕入高	34,872	15,410	15,089	7,840	4,811
業務委託費	127,026	142,416	161,241	140,688	141,731
その他販売費	2,236	2,647	2,603	2,346	1,950
人件費	80,556	66,091	56,852	53,924	56,767
業務費	17,118	16,491	6,088	4,951	5,471
事務費	11,870	10,221	8,728	5,733	7,466
電力水道光熱費	140,845	129,395	128,226	115,707	111,623
その他施設費	9,363	19,177	12,417	5,189	7,832
公租公課	951	740	532	375	419
その他支出	1,643	7,717	6,934	332	8,547
収支 (-)	52,117	17,593	14,441	6,149	14,079

ウ 施設の収支状況

(単位:千円)

項 目	平成 11 年 10 月～ 平成 12 年 9 月	12 年 10 月～ 13 年 9 月	13 年 10 月～ 14 年 9 月	14 年 10 月～ 15 年 9 月	15 年 10 月～ 16 年 9 月
収入	346,668	282,987	270,260	203,325	220,799
総務管理使用料	70	90	108	90	101
施設見学	46,740	29,331	18,200	14,030	9,873
売店売上	53,859	26,048	22,446	11,623	7,321
貸館売上	80,410	82,600	59,917	44,765	72,492
ｽｰﾄﾞ入場売上	75,557	114,979	97,773	105,929	106,533
ｽｰﾄﾞ大会売上	71,353	12,092	56,153	15,894	13,757
館内広告看板	10,765	12,585	9,647	5,272	6,077
ｹｰｷﾝｸﾞ 売上	3,390	969	1,409	2,163	752
その他売上	3,626	3,665	3,199	3,067	3,531
その他収入	898	628	1,406	489	361
支出	478,990	462,080	476,612	447,998	417,909
仕入高	34,872	15,410	15,089	7,840	4,811
業務委託費	167,876	183,923	204,662	240,897	185,942
その他販売費	2,236	2,647	2,603	2,346	1,950
人件費	80,556	66,091	56,852	53,924	56,767
業務費	17,118	16,491	6,088	4,951	5,471
事務費	11,870	10,221	8,728	5,733	7,466
電力水道光熱費	140,845	129,395	128,226	115,707	111,623
その他施設費	9,363	19,177	12,417	5,189	7,832
公租公課	951	740	532	375	419
その他支出	1,643	7,717	6,934	332	8,547
委託費以外の市の支出	11,659	10,269	34,481	10,705	27,079
収支 (-)	132,321	179,092	206,352	244,674	197,110

施設見学収入や売店売上の減少により、収入は減少してきている。このため、電力水道光熱費や人件費を削減してきているが、収入の減少には追いつかないため、結果として収支状況は改善されていない。

(5) 監査の結果

現金管理

現金有高表と現金出納帳をチェックしたところ、期末日では一致していた。しかし平成 16 年 9 月 27 日の親金庫出納日計（現金有高表）での現金合計は 2,329,070 円であったのに対し、同日の現金出納帳での現金残高は 2,310,637 円と、日々の段階では不一致がみられた。不一致の原因は委託先が立替払いした分や、事務所休日分の売店売上、記念館入場料であった。

(指摘事項)

現金については実際有高と現金出納帳を一致させることが必要である。現金の動きのない取引については未収金勘定や未払金勘定等を使用することにより、収益、費用の計上と現金収支のタイミングをずらして計上することが可能である。

資産の所有

エムウェーブ建物の一部に(株)エムウェーブが建設した建物が存在しており、市の固定資産内に、(株)エムウェーブの固定資産がある形になっている。

(株)エムウェーブ所有の建物、建物付属設備（平成 16 年 9 月 30 日現在）

（単位：千円）

資産名称	取得年度	取得価額	帳簿価額
南側風除室	平成 10 年	2,952	2,521
エントランス床工事	10 年	1,250	1,067
事務所内電気設備工事	10 年	407	156
南側風除室照明工事	10 年	220	87
南側風除室スプリンクラー増設工事	12 年	380	126
量水器取替工事	13 年	400	249
地下水汲上配管追加工事	14 年	700	522
合計		6,309	4,728

市が施設を所有している以上、固定資産については市の所有にする必要がある。

委託先を変更する場合、市は再度同じ資産の取得が必要になる。

(指摘事項)

既存の(株)エムウェーブ所有建物については、早急に市に所有権を移転するか、委託契約終了時の原状回復義務又は(株)エムウェーブの権利放棄を業務委託契約書に明記しておく必要がある。

風除室関係については(株)エムウェーブが必要に迫られて市との協議なしに設置したとのことであるが、その他の工事については、本来、施設を所有する市が実施すべきであったと考えられる。今後の工事については市で予算を計上して、市の負担において実施する必要がある。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

エムウェブの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	59,900	56,919	59,709
市職員人件費	3,048	2,995	2,942
団体職員人件費	56,852	53,924	56,767
物に係るコスト	1,338,666	1,319,208	1,275,507
物件費	52,931	22,569	34,741
委託費	204,663	240,898	185,943
維持管理費	155,459	131,580	132,393
減価償却費 ¹	925,613	924,161	922,430
その他のコスト	512,390	467,396	400,201
支払利息	504,959	466,735	389,689
その他	7,431	661	10,513
行政コスト合計	1,910,955	1,843,523	1,735,417
収入			
利用料収入	268,745	202,744	220,336
その他収入	1,514	580	462
収入金額合計	270,260	203,325	220,799
差引行政コスト	1,640,695	1,640,199	1,514,618
市人口(4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	4,527円	4,524円	4,169円
利用者数	486,509人	349,248人	440,725人
利用者1人当たり行政コスト	3,372円	4,696円	3,437円

※1 減価償却費については、取得価額の不明なものについては当初の建設費を25年で、判明しているものについては税法の耐用年数により償却計算している。

(意見)

市民1人当たり行政コストからみると、負担の重い施設である。減価償却費の計上は、施設の更新を今後とも行うことを前提にした場合に行う費用計上といえるので、仮に、現在ある施設を処分制限期間の満了時点である平成54年度まで維持して、その後は処分するとした場合には、市民1人当たり行政コストは平成16年度で4,169円となる。今後もスケートリンクを維持するためには設備の更新を必要とするので、さらに事業計画が必要となる。

行政キャッシュフロー計算書

エムウェーブに係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	480,383	452,627	423,298
行政コスト合計 1	1,910,955	1,843,523	1,735,417
減価償却費 1	925,613	924,161	922,430
支払利息 1、 2	504,959	466,735	389,689
市債償還に係る市の負担	657,214	651,073	606,968
元金償還金額	999,876	1,020,376	1,041,653
支払利息 1、 2	504,959	466,735	389,689
国交付税	190,407	184,967	179,488
県補助金	657,214	651,071	644,886
歳入 1	270,260	203,325	220,799
差引市財政負担額 (+ -)	867,337	900,375	809,467
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	2,393円	2,484円	2,228円

※1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

※2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

(意見)

実際の支出で見た場合、市債の元金償還金額は平成 16 年度で 1,041,652 千円あるが、一方で国や県からの補助金が 824,374 千円あり、これを考慮すると平成 16 年度の市民 1 人当たり負担額は 2,228 円となっている。一層の利用促進により、負担の軽減に努める必要がある。

事業計画

平成 17 年度予算や、設備の修繕計画はあるが、長期事業計画はない。また、修繕計画内においても、設備の更新に関する計画は盛り込まれていない。

(意見)

エムウェーブの建設に際しては、国からの補助金が出ているため、平成 54 年度までは処分が制限されている。このため、どのような形態でエムウェーブを利用してゆくかについての計画を策定し、具体的な方針を検討する必要がある。建設当初の設置した設備は、かなり老朽化が進んでおり、近い将来対策を検討する必要が発生する。この際、設備投資を改めて行うか、代替的な方法を採用するか、あるいはその設備なしに営業を行ってゆくかの決定が必要になる。

特に設備については、長期事業計画をもとにして、修繕計画を立て、先行投資による費用削減効果を検討し、早期に設備更新することが、総費用から見た場合には有利である場合も多いので、事業計画の策定は不可欠である。なお、効果については費用削減効果だけでなく、省エネ効果、環境負荷軽減効果についても検討することが必要と思われる。

委託契約

市の契約規則第 31 条では、随意契約の場合他社よりの見積書をとることを原則としており、「ただし」書きで、例外として特定の場合他社よりの見積をとらないこともできると規定されているに過ぎない。

(意見)

エムウェーブの契約方法は違法ではないが経費削減の面から、原則どおり、他社からの見積書もとる方法に改め、さらにすすめて一般競争入札へ移行するよう努力が望まれる。最近 3 年間は、ほとんど見積書をとっていない随意契約であり、設備

の特殊性を考慮したとしても、最低もう一社から見積書を入力することも必要である。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

委託の契約形態（上位 5 件）

（単位：千円）

業 務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
エムウェーブ 管理委託業務	契約金額	143,000	140,000	140,000
	委託先	(株)エムウェーブ	(株)エムウェーブ	(株)エムウェーブ
	契約形態	E	E	E
増速機 オーバーホール 業務	契約金額	-	-	6,594
	委託先	-	-	(株)前川製作所
	契約形態	-	-	E
井戸洗浄業務	契約金額	5,460	3,360	5,460
	委託先	(株)日さく	(株)日さく	(株)日さく
	契約形態	E	E	E
井水槽滅菌清掃 及び井水配管交 換業務	契約金額	2,835	2,835	4,410
	委託先	鹿島建物総合管理(株)	鹿島建物総合管理(株)	鹿島建物総合管理(株)
	契約形態	E	E	E
消防設備改修業 務	契約金額	-	-	3,885
	委託先	-	-	鹿島建物総合管理(株)
	契約形態	-	-	E
アリーナ東西面 暗幕交換業務	契約金額	-	-	3,622
	委託先	-	-	(株)小林建装
	契約形態	-	-	B

- （注）契約形態
- A 一般競争入札
 - B 指名競争入札
 - C 随意契約（他社よりの見積書を 2 社以上入手している）
 - D 随意契約（他社よりの見積書を 1 社入手している）
 - E 随意契約（他社よりの見積書を入力していない）

当初取得した資産の管理

資産の内、建設当初に取得した資産については建物として一括して台帳に記録されている。エムウェーブの設備は空調、給排水、製氷冷凍、電力が一体となった複雑かつ巨大、高額なものであり、その維持修繕費用も高額になっている。

設備を修繕するか更新するかの判断には、設備を取得した際の費用が参考になるが、台帳への記載が個別ではないため、参考にすべき取得価額が台帳上では不明である。また設備の現物管理もしにくい状態になっている。

（意見）

今後設備を更新する際は、購入時に見積書を入力して機能別や場所別に細分化した上で、個別に金額、数量を把握して台帳を作成するとともに、設備が十分に機能することを年一回の視察によって確かめるべきである。

また、既存の設備については当初導入時の設計図書や積算資料を台帳同様の管理資料として保管しておくことが必要である。

5. 長野市若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット）

(1) 施設の概要

① 所在地

長野市若里三丁目 22 番 2 号

② 所管部署

産業振興部観光課

③ 供用開始年度

平成 7 年 6 月より供用開始し、長野冬季オリンピック大会においてアイスホッケーの競技会場として使用された後、平成 10 年 7 月より多目的スポーツアリーナとして再オープンした。

④ 建設目的（事業目的）

ゆるやかな球面を組み合わせた屋根は、市を取り巻く雄大な山々の連なりに呼応している。この特徴的な屋根の形を「大きな帽子」にみたてて、愛称は“ビッグハット”と命名された。長野冬季オリンピック大会で、アイスホッケーの競技会場として使用された。

⑤ 施設の内容

ア 主な設備の機能、能力、諸元等

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
 階数 地下 1 階、地上 4 階
 最高高さ 約 35m
 アリーナ面積 2,000 m²～4,000 m²
 客席数 約 8,000 席
 会議室 1～7 室
 大型映像装置 2 面、電光表示盤 2 面、舞台装置
 冬期は 60m×30m のアイスリンクを設置

アリーナ内部について、天井高は有効で 20m 以上、最高で 30m 確保し、天井面には各種イベントパターンを想定して、特殊音響、特殊照明、舞台機構が配置されているほか、吊フックを多数設け舞台装置、各種吊物を自由にセットできるよう計画されている。

また、アリーナに面する 6ヶ所のトップサイドライトは、その一部を開放することにより自然換気を可能とし、さらにサッシュ面に設けられた電動ブラインドにより、自然光と人工光との切替えも自由にできるようになっている。この天井面には特に天井板を貼らずに、特徴ある鉄骨架構や各種設備を積極的にインテリアの構成要素として表現し、力強さや躍動感を強調したデザインとしている。

イ 施設の閉鎖期間

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
自	H12.11.20	H13.11.3	H14.11.28	H15.11.17	H16.11.15
至	H12.11.29	H13.11.11	H14.12.12	H15.11.28	H16.11.25
日数	10 日間	9 日間	15 日間	12 日間	11 日間
理由	アイスリンク設置工事				
自	H13.3.5	H14.3.25	H15.3.17	H16.3.4	H17.3.8
至	H13.3.24	H14.4.10	H15.3.31	H16.3.17	H17.3.22
日数	20 日間	17 日間	15 日間	14 日間	15 日間
理由	アイスリンク撤去工事				

(2) 施設の管理運営方法

① 管理運営の委託先

財団法人ながの観光コンベンションビューロー

② 委託先の概要

ア 名称

財団法人ながの観光コンベンションビューロー

イ 所在地

長野市若里三丁目 22 番 2 号

ウ 所管部署

産業振興部 観光課

エ 設立目的

長野市の産業、自然、文化、歴史などの資源及び長野冬季オリンピックの有形無形の財産を活用し、コンベンション（イベント・各種大会・見本市等）の企画、誘致及び支援並びに観光の振興を図り、もって長野市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与する。（寄付行為第 3 条抜粋）

オ 事業内容

長野市若里多目的スポーツアリーナ及び長野市若里市民文化ホールの管理運営（寄付行為第 4 条(4)抜粋）

カ 市からの受託内容

- (i) アリーナ等の管理運営に関すること。
 - (ii) アリーナ等の使用料の徴収に関すること。
- （管理運営委託契約書第 1 条 2）

※ アリーナ等＝長野市若里多目的スポーツアリーナ，長野市若里市民文化ホール

キ 委託先の財務状況等の推移

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
管理料収入	144,318	144,742	150,621	143,029	145,319
補助金収入	39,863	38,511	26,643	34,134	23,095
その他収入	522	1,058	0	0	0
総 収 入	184,703	184,311	177,265	177,163	168,415
管 理 費	180,984	182,502	183,274	177,372	168,414
総 支 出	180,984	182,502	183,274	177,372	168,414
当期収支差額	3,718	1,809	△6,009	△208	0
正味財産	3,718	1,809	△6,009	△208	0

③ 委託費

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
商工観光費	272,669	257,436	225,550	223,098	218,566
観 光 費	272,669	257,436	225,550	223,098	218,566
観光振興費	272,669	257,436	225,550	223,098	218,566
委 託 料	131,654	159,639	134,623	127,581	130,678

平成13年度の委託料については、施設の管理運営に支障をきたしてしまうため空調設備オーバーホールなどの臨時的経費25,032千円を支出していることにより増加している。

④ 従事職員数

(単位：人)

		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
正職員	市派遣・プロパー	4	4	4	4	2
臨時・嘱託	人材派遣含む	4	4	4	4	6
合計		8	8	8	8	8

⑤ 一般市民の利用申込方法とその周知

「ながのコンベンション総合ガイドブック」への掲載、ホームページ、パンフレット等は会館窓口での配布を行っている。

⑥ 平成17年度以降の事業計画

長野市産業振興部観光課においては、平成18年度以降の管理運営委託を株式会社エムウェブにすることから、平成17年度以降の事業計画や設備投資計画は作成していない。したがって、平成17年度予算を参考として記載する。

項目	平成17年度予算
予 測 利 用 者 数	350,000人
使 用 料 収 入	81,000千円（貸館57,000千円、アイスリンク24,000千円）
オリンピックムーブメント補助金収入	25,000千円
管 理 運 営 費	286,841千円（管理運営委託料150,809千円、アイスリンク製氷維持管理45,000千円ほか。） ※ただし、文化ホール分の管理費含む。
設 備 投 資 額	52,309千円（中央監視システム更新工事ほか）
市 債 償 還 額	662,851千円
支 払 利 息	185,314千円

(注) オリンピックムーブメント補助金収入は、長野オリンピック記念基金より、ビッグハットにおけるアイスリンクの設営・維持管理経費に対する補助である。

(3) 初期投資の状況

建設当初の所管課は長野市オリンピック局総務課であった。その後、総務部オリンピック課、商工部商工課と所管換えの経緯があり、現在は産業振興部観光課の所管である。

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	4,769,352	—	—	—	—
建設費	14,498,906	—	—	—	—
合 計	19,268,258	1,758,988	6,240,000	1,358,270	9,911,000

(4) 施設の利用状況及び収支状況

① 利用状況

ア 利用人数（利用実績）

（単位：人）

		平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
区分①	貸館	9,320	4,025	8,890	3,650	9,210
区分②	貸館	13,073	18,690	12,229	24,043	10,882
区分③	貸館	64,003	116,340	45,550	24,820	54,520
区分④	貸館	221,460	178,945	215,330	193,780	169,048
区分⑤	貸館	14,732	41,090	26,880	44,450	45,750
区分⑥	貸館	430	458	435	360	330
区分⑦	アイスリンク	7,440	9,373	6,210	32,810	30,830
区分⑧	アイスリンク	3,402	3,665	3,924	3,587	3,450
区分⑨	アイスリンク	23,088	21,787	18,232	11,076	13,750
区分⑩	アイスリンク	4,486	3,867	3,280	4,492	3,890
区分⑪	アイスリンク	38	149	220	515	620
合計		361,472	398,389	341,180	343,583	342,280

（注）

区分① 貸館 アマチュアスポーツ・レクリエーション入場料無料

区分② 貸館 アマチュアスポーツ・レクリエーション入場料有料

区分③ 貸館 式典・集会

区分④ 貸館 見本市・展示会

区分⑤ 貸館 興行

区分⑥ 貸館 会議室

区分⑦ アイスリンク アマチュアスポーツ・レクリエーション入場料無料 大会使用

区分⑧ アイスリンク アマチュアスポーツ・レクリエーション入場料無料 クラブチーム使用

区分⑨ アイスリンク アマチュアスポーツ・レクリエーション入場料有料

区分⑩ アイスリンク 興行

区分⑪ アイスリンク 会議室

イ 主要な利用者

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
名称	信州ふるさと 自慢大集合	信州ふるさと 自慢大集合	信州ふるさと 自慢大集合	信州ふるさと 自慢大集合	信州ふるさと 自慢大集合
自	10 月 11 日	10 月 3 日	10 月 17 日	10 月 16 日	10 月 14 日
至	10 月 16 日	10 月 8 日	10 月 21 日	10 月 20 日	10 月 17 日
日数	6	6	5	5	4

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
名称	信州日本海市	2001 ディズニー オーンアイス	2002 信州大日 本海市	2003 信州大日 本海市	2005 スペシャル オリンピック クス冬季世界 大会
自	6 月 8 日	9 月 10 日	5 月 16 日	5 月 29 日	2 月 21 日
至	6 月 12 日	9 月 17 日	5 月 20 日	6 月 2 日	3 月 7 日
日数	5	8	5	5	15

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
名称	スーパードッグフェスティバル	2001 信州日本海市	動物愛護フェスティバル 2002	ディズニーオンアイス 2003	ディズニーオンアイス 2004
自	5 月 1 日	4 月 5 日	9 月 23 日	9 月 16 日	9 月 28 日
至	5 月 5 日	4 月 9 日	9 月 23 日	9 月 23 日	10 月 4 日
日数	5	5	1	8	7

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
名称	TBS 快テック住宅フェア	日本じゅうだん元気市	ディズニーオンアイス 2002	信州環境フェア 2003	ものみの塔長野地域大会
自	5 月 25 日	8 月 17 日	9 月 11 日	7 月 18 日	8 月 12 日
至	5 月 28 日	8 月 19 日	9 月 17 日	7 月 20 日	8 月 15 日
日数	4	3	7	3	4

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
名称	ものみの塔大会	SBC フリーマーケット祭り in ビッグハット	ものみの塔長野地域大会	浜崎あゆみコンサート	信州環境フェア 2004
自	8 月 17 日	5 月 2 日	8 月 8 日	3 月 18 日	7 月 16 日
至	8 月 20 日	5 月 4 日	8 月 11 日	3 月 21 日	7 月 18 日
日数	4	3	4	4	3

② 収支状況

ア 歳入

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
使用料	88,644	107,836	84,099	100,774	103,355
雑入	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000

歳入に関して、平成 13 年度は 2001 ディズニーオンアイスにより 10,624 千円の使用料があり、平成 15 年度はディズニーオンアイス 2003 による使用料 8,182 千円や浜崎あゆみコンサートによる使用料 4,882 千円があった。また、平成 16 年度においては、2005 スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催による使用料 9,994 千円やディズニーオンアイス 2004 による使用料 6,979 千円により予算を上回る歳入となった。

イ 歳出

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
旅費	20	18	78	0	0
需用費	69,390	61,809	55,853	61,353	57,220
使用料	2,429	2,596	2,296	2,067	2,198
工事請負費	46,883	6,607	17,740	11,307	15,497
備品購入費	328	5,545	265	1,977	231
負担金・補助金	21,962	21,219	14,691	18,811	12,740

需用費について、平成 16 年度は電気料金が中部電力(株)との料金設定の契約内容を比較的安価な休日使用区分や夜間使用区分のある時間帯による区分を利用する変更をしたことにより 7,651 千円予算より減少している。工事請負費について、平成 12 年度は投資的工事請負費として、屋外トイレ建設 29,316 千円を支出している。また、平成

17年度予算においては、中央監視システム更新工事 50,000 千円を予定している。これは、電力や空調、防災等の各設備機器をコンピューターにより防災センターで一括管理しており、コンピューターは平成7年の開館当時からのものであり、すでに10年を経過している。メーカーである富士通でも10年間は保守対応の必要性から保守用部品パーツを保有しているが、在庫数も乏しくなっており、老朽化により施設運営に支障をきたす危険性もあるためシステムを更新するものである。

ウ 当該施設の管理運営に係る収支状況の推移

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
I 収入	184,703	184,311	177,265	177,163	168,415
利用料金収入	—	—	—	—	—
受託料収入	144,318	144,742	150,621	143,029	145,319
補助金収入	39,863	38,511	26,643	34,134	23,095
その他収入	522	1,058	—	—	—
II 支出	180,984	182,502	183,274	177,372	168,414
人件費	36,128	33,511	32,643	34,343	23,095
(内訳)					
職員給与手当	31,475	29,379	29,331	30,684	20,582
福利厚生費	4,652	4,132	3,311	3,658	2,512
物件費	10,444	8,619	8,441	8,433	8,024
(内訳)					
通信運搬費	442	474	408	354	327
什器備品費	—	—	33	199	239
消耗品費	7,495	5,796	5,512	5,275	4,743
印刷製本費	1,098	593	882	913	1,141
燃料費	59	74	57	79	71
賃借料・使用料	1,347	1,680	1,547	1,612	1,501
維持管理費	134,061	139,989	141,696	134,042	136,833
(内訳)					
修繕費	3,235	4,695	6,797	6,075	4,894
委託費	130,767	135,234	134,840	127,908	131,883
検査手数料	59	59	59	59	56
減価償却費	—	—	—	—	—
その他支出	350	382	493	553	460
(内訳)					
会議費	—	—	—	—	—
旅費交通費	85	77	183	217	137
公租公課	162	161	161	161	161
負担金	33	78	83	92	82
雑費	69	65	65	82	80
収支 (I - II)	3,718	1,809	△6,009	△208	0

(5) 主な委託契約事務

(単位：千円)

業 務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
施設管理運営（文化ホール分含む）	契約金額	150,621	143,029	145,319
	委託先	(財)長野市 商工振興公社	(財)ながの 観光コンベン ションビュー ロー	(財)ながの 観光コンベン ションビュー ロー
	契約形態	E	E	E
アイスリンク製氷 維持管理	契約金額	39,900	43,260	44,100
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E
冷凍機オーバーホ ール	契約金額	4,462	3,675	2,415
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E
冷凍機月次点検	契約金額	195	195	195
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E
アイスリンク中央 監視装置システム 更新	契約金額	—	—	4,042
	委託先	—	—	(株)前川製作所
	契約形態	—	—	E

(注) 1.業務 各施設に係る委託した業務の内容

2.契約金額 年間の委託契約金額

3.契約形態 A 一般競争入札

B 指名競争入札

C 随意契約（他社よりの見積書を2社以上入手している）

D 随意契約（他社よりの見積書を1社入手している）

E 随意契約（他社よりの見積書を入力していない）

(6) 監査の結果

① 備品管理

備品使用簿に記載されている物品について、金額10万円以上のものについて現品と備品使用簿との照合作業を行った。そのなかで発見された事項は次のとおりである。

ア 備品台帳への記載漏れ

備品使用簿に記載されていないものがあった。これは、観光課における備品管理システムへの登録漏れとのことであるが財務規則第179条にしたがい、備品使用簿への記載を適切に行う必要がある。

(単位：千円)

品名	取得時期	単価	数量	金額
パネル収納運搬車 1,800×2,100 25枚用	平成15年度	180	4台	720
ワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイク	平成16年度	127	一式	127
テレビデオ	平成16年度	72	一式	72
パソコン対応液晶プロジェクター	平成16年度	220	一式	220
合計				1,140

(指摘事項)

備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品台帳への記載漏れ等が発見できたものと考えられる。

イ 備品台帳上の記載区分等

アリーナ入り口付近に展示されている絵画のうち、備品使用簿に記載がなく、若里市民文化ホールの備品使用簿へ記載していたものがあつた。当該絵画は(財)ながの観光コンベンションビューローへ寄贈されたものであるから、所属区分を適切に行う必要がある。また、公有財産の寄附の受納の場合は、財務規則第130条において明確に時価見積額を明らかにする必要がある一方で、備品の寄附の受納については、時価見積額が財務規則上求められていないために、備品である絵画の金額については一律30千円とされている。

(指摘事項)

備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品台帳上の所属区分の誤りを発見できたものと考えられる。

(意見)

備品の寄附の受納については、絵画などの美術工芸品については、時価見積額は、ある程度著名な画家の作品であれば美術年鑑などにより推測可能であるが、無名な画家の作品や単なる愛好家の作品であると時価を見積ることは困難である。ただし、財務規則第178条における重要物品の調査等の規定との整合性から、少なくとも新規の絵画等の寄附の際には、寄贈者による自己申告の評価額や専門家の簡易的な評価等によって適正な価格の把握に努めるべきである。

ウ 備品の所管換え

平成16年度中に教育委員会へ所管換えしたにもかかわらず、財務規則第170条に従った手続が未了であるものがあつた。所管換えの手続を遅滞なく実施する必要がある。

(単位：千円)

品名	単価	数量	金額	異動事由
Fke 防災パネル 1,800×1,800×30	32	25枚	800	篠ノ井地区公民館への移管

(指摘事項)

財務規則第170条に従った所管換えの手続を遅滞なく実施する必要がある。

エ 備品への標識の添付

財務規則第179条の2により、新たに備品を取得した場合には、備品番号等を記載した標識を付さなければならないが、現品に標識が付されていないものがあつた。

(単位：千円)

品名	取得日	単価	数量	金額
エアリウムカウンター (ロータイプ)	平成16年3月18日	237	4台	948

(指摘事項)

備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品番号の標識添付の不備が発見できたものと考えられる。

オ 備品の実査

備品については、定期的な実査が行われていない。

(指摘事項)

定期的な実査を行うことにより、備品台帳への現品の有無や記載漏れを把握できるだけでなく、長期滞留となっている備品の把握やそれについての使用見込みの検討を行うことが可能となる。したがって、重要物品だけでなく、そのほかの通常の備品についても定期的な実査を行うことが望ましい。

② 公有財産管理

ア 公有財産台帳への記載

長野市財務規則第 136 条によれば、土地や建物等については公有財産台帳の作成が求められているが、このうち土地及び工作物の公有財産台帳には台帳価格が記載されておらず、建物の公有財産台帳は建物附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられ、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できない。

(指摘事項)

財務規則第 136 条にしたがい、土地及び工作物の台帳価格を記載する必要がある。また、建物は躯体だけでなく建物附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価額等を記載した公有財産台帳を整備する必要がある。

イ 公有財産台帳の除却漏れ

工作物の公有財産台帳に記載されている工作物は以下のとおりである。これらのうち、噴水は実際には存在していないにもかかわらず公有財産台帳に記載されている。これについては、所管課がオリンピック局総務課を皮切りに、総務部オリンピック課、商工部商工課、商工部観光課と多く変わっており、原因は明らかではない。

名称	異動年月日	異動原因
噴水	平成 15 年 4 月 1 日	所管換え
フラッグポール	平成 15 年 4 月 1 日	所管換え

(指摘事項)

すでに実在性がないと明らかであるならば、長野市財務規則第 133 条及び同規則第 133 条の 2 にしたがい、公有財産台帳上の記載を消去する手続を実施するべきである。

③ 委託契約・再委託契約

市が締結している委託契約及び再委託契約（(財)ながの観光コンベンションビューローの契約）は以下のとおりである。

(i) 委託契約

(単位：千円)

委託内容		平成 14 年度	15 年度	16 年度
施設管理運営（文化ホール分含む）	契約金額	150,621	143,029	145,319
	委託先	(財)長野市商工振興公社	(財)ながの観光コンベンションビューロー	(財)ながの観光コンベンションビューロー
	契約形態	E	E	E
アイスリンク製氷維持管理	契約金額	39,900	43,260	44,100
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E
アイスリンク中央監視装置システム更新	契約金額	—	—	4,042
	委託先	—	—	(株)前川製作所
	契約形態	—	—	E
冷凍機オーバーホール	契約金額	4,462	3,675	2,415
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E

委託内容		平成 14 年度	15 年度	16 年度
冷凍機月次点検	契約金額	195	195	195
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
	契約形態	E	E	E

(ii) 再委託契約

(単位：千円)

委託内容		平成 14 年度	15 年度	16 年度
設備保守点検業務	委託先	陽光ビルメンテナンス(株)	陽光ビルメンテナンス(株)	陽光ビルメンテナンス(株)
	契約金額	45,150	44,100	45,780
	契約形態	E	E	E
運転監視・防災設備点検業務	委託先	陽光ビルメンテナンス(株)	陽光ビルメンテナンス(株)	陽光ビルメンテナンス(株)
	契約金額	36,435	35,700	35,700
	契約形態	E	E	E
清掃業務	委託先	(株)岩野商会	(株)岩野商会	(株)岩野商会
	契約金額	20,989	19,278	19,278
	契約形態	B	B	B
舞台装置操作業務	委託先	(株)長野三光	(株)長野三光	(株)長野三光
	契約金額	18,307	16,630	15,995
	契約形態	B	B	B
人材派遣	委託先	アクティブ・エイ・ワン	アクティブ・エイ・ワン	アクティブ・エイ・ワン
	契約金額	5,822	4,317	6,366
	契約形態	E	E	E

ア 業務委託の契約方法

ながの観光コンベンションビューローにおいて、ビッグハットに関連する業務委託契約は以下のとおりとなっている。

(i) 指名競争入札

業務内容		平成 14 年度	15 年度	16 年度	予定価格等 (16 年度)
清掃業務	委託費	19,278,000 円	19,278,000 円	19,278,000 円	指名業者 7 社※
	委託業者	(株)岩野商会	(株)岩野商会	(株)岩野商会	予定価格：19,656,000 円
					実施設計書：19,855,500 円
					実施額：19,278,000 円
					落札率：98.1%
舞台装置操作	委託費	18,307,104 円	16,630,002 円	15,995,973 円	指名業者 3 社※
		(22,500 円/日)	(18,000 円/日)	(19,000 円/日)	予定価格：19,800 円/日
	委託業者	長野三光(株)	長野三光(株)	長野三光(株)	実施設計書：21,000 円/日
					実施額：19,000 円/日
					落札率：96.0%

※市に登録があり、かつ、賛助会員である業者から、委託業務に適する業者を選定している。

清掃業務、舞台装置操作業務のいずれも、平成 12 年度から 16 年度まで同一の業者に対して業務委託されている。また、清掃業務については、競争入札でありながら、平成 14 年度からの 3 年間は委託費に変動がなく、平成 16 年度の落札率は 98.1%と高い値となっている。

(指摘事項)

清掃業務については、7 社の指名競争入札であるものの、委託費が同額で推移しており、競争原理が働いていない。指名業者の指名に当たっては、落札の意図が認められない業者をはずす等、指名業者の入れ替えを行い、委託費の削減に努めるべきであ

る。また、予定価格を設定するに当たっては、過年度の落札額を踏まえて、予定価格の妥当性を再度、検討する必要がある。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

(ii) 随意契約

(単位：千円)

業務内容	16 年度決算額	随意契約とする理由
(一者随意契約)		
運転監視・防災設備点検	35,700	ビッグハットの設備容量が多大であり、設備運転業務も長期の習熟期間を要する。
運転監視緊急処置	5,492	ビッグハットの設備容量が多大であり、設備運転業務も長期の習熟期間を要する。
設備保守点検	45,780	ビッグハットの設備容量が多大であり、設備運転業務も長期の習熟期間を要する。
防火対象物点検	231	ビッグハットの設備容量が多大であり、設備運転業務も長期の習熟期間を要する。
警備業務	270	警備システムの購入先であるため。
植栽帯管理 (散水除草・消毒)	450	750 円/h 程度であり、これ以下になる業者はないと考えられるため。
ピアノ保守点検 (パーセント・ルファー)	152	独製のピアノ。調律に要する技術が高いため、ピアノの総輸入元に依頼している。
スライディングウォール保守点検	189	設備の購入先である。
ホール分煙テーブル保守点検	40	製品の購入先である。
アイスリンク会館管理	245	(社)長野シルバー人材センターに委託している。 750 円/h 程度であり、これ以下になる業者はないと考えられるため。
人材派遣	6,366	業務に慣れた人材を派遣してもらうため。 過去 2 年の派遣実績から判断する。
除雪業務	1,631	単価は市の規則で決まっており、機動性を重視して近辺の業者を選択。
(随意契約)		
ピアノ保守点検	42	他 1 社から見積りを取っている。
看板作成委託	15	他 1 社から見積りを取っている。

業務委託の契約方法のうち、多くが随意契約によっており、そのほとんどが一者随意契約である。

随意契約は、契約担当者が任意に選定した特定の者を相手方として結ぶ契約であり、価格について業者との協定だけに任せると公正性、適正性を欠く恐れがある。このため、随意契約を締結する場合には、契約の目的、内容その他契約に関し必要な事項を記載した見積依頼書により 2 人以上の者から見積書を徴するものとされている。

また、以下の各号のいずれかに該当する場合には、1 人の者から見積書を徴することができる。 (長野市契約規則第 31 条)

- (i) 国又は他の地方公共団体と直接に契約をするとき。
- (ii) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (iii) 予定価格が 1 件 50 万円以下の工事の請負契約及び工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託契約をする時。
- (iv) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (v) 予定価格が 1 件 1 万円未満の物品の購入又は 1 件 2 万円未満の物品の修繕をするとき。
- (vi) 2 人以上の者から見積書を徴することが適当でないと認められる時。
- (vii) 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による契約をする時。
- (viii) その他特別な事情がある時。

上記の一者随意契約のうち、運転監視業務、設備保守業務については、長野市契約規則第31条第1項第2号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」に基づいて契約がなされている。具体的理由としては、「ビッグハット（アリーナ・ホール）の設備容量が多量であり、設備運転業務も長期の習熟期間を要すること。」とされている。これらの業務については、平成12年度から平成16年度まで同じ業者に委託されており、同程度の水準で推移している。

(単位：千円)

委託業務内容	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
運転監視・防災設備点検	36,330	36,330	36,435	35,700	35,700
運転監視緊急処置	5,149	5,962	5,582	6,038	5,492
設備保守点検	45,150	45,150	45,150	44,100	45,780
防火対象物点検	—	—	—	—	231

(意見)

施設規模や委託業者の習熟度合を勘案して業者を決定しているとしても、ビルメンテナンス業の会社は数多くあり、他の業者からも見積書を徴して、委託料相場の把握や委託業者への値下げ要求を行うなどして、コスト削減に努める必要があると思われる。

また、委託業者の業務の習熟度合いを考慮する場合、複数年契約の導入によるコスト削減も視野に入れた契約方法の見直しも検討の余地があると思われる。

イ 再委託契約における料金設定

(財)ながの観光コンベンションビューローは、舞台装置操作について(株)長野三光に業務委託を行っている。平成16年度の契約における単価設定は以下のようになっている。

業務委託単価	19,000円
<ol style="list-style-type: none"> 勤務時間は1日9時間以内とし、これを越えるものは時間外勤務とする。 勤務時間は1日4時間以内の場合は委託単価の2分の1とする。 上記金額は、消費税抜きの金額とし消費税については別途加算する。 	
時間外単価	
1-a 時間外単価 (午後10時以前) = 委託単価÷8×1.25 (10円未満切捨て)	2,960円
1-b 時間外単価 (午後10時以降) = 委託単価÷8×1.5 (10円未満切捨て)	3,560円
2 30分以上を1時間とし、30未満は計上しない。	
3 上記金額は、消費税抜きの金額とし消費税については別途加算する。	

この契約によると、1日の作業時間が9時間に満たない場合、作業時間4時間までが9,500円、5時間以上8時間未満は19,000円となっている。したがって、作業時間が1時間の場合でも9,500円、5時間の場合でも19,000円を支払う契約となっており、実際の作業時間に見合った金額になっていない。

平成16年度において、9時間(又は4時間)に満たない作業時間につき、9時間(又は4時間)との差、すなわち、支払額に見合っていない作業時間を集計すると次のようになる。

(意見)

本来、実際の作業時間に見合った金額を支払う契約にすべきであり、移動時間・準備時間等の拘束時間を考慮して、2時間ごと(1/4日ずつ)の料金設定にするなど、契約方法の見直しを検討することが望まれる。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

<9（又は4）時間に満たない時間数>

	時間数	金額 (円)
若里多目的 スポーツアリーナ	81	192,375
若里市民文化ホール	17	40,375
臨時増員	10	23,750
合 計	108	256,500

(注) 金額は、時間数に@2,375円(19,000円÷8時間)を乗じて計算している。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算

ビッグハットの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。
(単位：千円)

項 目	平成 14 年度	15 年度	16 年度
I 人に係るコスト	21,693	20,056	15,433
市職員人件費	1,580	1,580	1,580
団体職員人件費	20,113	18,476	13,853
II 物に係るコスト	731,427	725,597	727,453
物件費	5,391	6,827	5,024
委託費	124,548	119,090	122,824
維持管理費	79,210	77,365	77,358
減価償却費※1	521,960	521,960	521,960
その他	316	353	285
III その他のコスト	296,464	269,883	226,857
支払利息	296,375	269,795	226,768
その他	88	88	88
行政コスト合計	1,049,585	1,015,538	969,744
IV 収入			
利用料収入	84,099	100,774	103,355
その他収入	122,495	122,439	117,628
収入金額合計	206,594	223,213	220,983
差引行政コスト	842,990	792,323	748,761
市人口（4月1日現在）	362,393 人	362,540 人	363,306 人
市民 1 人当たり行政コスト	2,326 円	2,185 円	2,061 円
利用者数	341,180 人	343,583 人	342,280 人
利用者 1 人当たり行政コスト	2,471 円	2,306 円	2,188 円

※1 減価償却費は建設費を簡便的に 25 年の定額法で償却計算している。

平成 16 年度における行政コスト合計 969,744 千円に占めるコスト項目の割合を見ると、委託料や修繕費、水道光熱費等の維持管理費（200,182 千円）が 20.6%、減価償却費（521,960 千円）が 53.8%、支払利息（226,768 千円）が 23.3%であり、維持管理費、減価償却費及び支払利息がコストの大部分を占めていることがわかる。

減価償却費は、一旦、決定された事業計画に基づき事業費支出が行われると、将来にわたり不可避免的に発生するコストである。一方、維持管理費については、契約金額や委託業務内容の見直し等により短期的に削減可能な金額である。ただし、平成 14

年度から 16 年度までの推移を見ると、委託料は低減傾向にあるとは言えない。また、支払利息は、起債償還にしたがって低減している。

(意見)

ビッグハットの差引行政コスト、すなわち利用料収入等で賄いきれない行政が負担するコストは毎年 7 億円を超えている計算になる。今後の指定管理者制度の導入により行政コストの圧縮が期待されるものの、毎年 7 億円を超える差引行政コストを負担していく必要性が認められるのか検討していくことが望ましい。

② 行政キャッシュフロー計算書

ビッグハットに係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
I 歳出	231,250	223,783	221,016
行政コスト合計 ※1	1,049,585	1,015,538	969,744
減価償却費 ※1	△521,960	△521,960	△521,960
支払利息 ※1、※2	△296,375	△269,795	△226,768
II 市債償還に係る市の負担	420,142	414,850	393,731
元金償還金額	656,354	669,632	683,472
支払利息 ※1、※2	296,375	269,795	226,768
国交付税	△118,331	△114,827	△111,297
県補助金	△414,256	△409,750	△405,212
III 歳入 ※1	206,594	223,213	220,983
差引市財政負担額 (I + II - III)	444,798	415,420	393,764
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	1,227円	1,146円	1,084円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。
2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

上表より経常的な維持管理負担として年間 225,000 千円程度は必要であり、そのほかに施設の建設のために発行した市債の償還に係る市の負担として平成 14 年度 420,142 千円、平成 15 年度 414,850 千円、平成 16 年度 393,731 千円の負担が必要となっている。

市債の償還は平成 26 年度まで継続し、市として負担しなければならない金額は平成 17 年度以降、平成 27 年度までの合計で 2,598,001 千円となる。この市債の償還に係る財政負担はビッグハットの存続の是非に依らず今後発生することが予想される。

財政負担の観点から見た場合にもビッグハットに係る市民負担は少なくない金額であり、施設の有効活用を図ることや市民負担の軽減などの方策を十分に検討していくことが望まれる。

③ ビッグハットの稼働状況

ア アリーナ

年度	貸館可能日 (日)	貸館日数 (日)	稼働率 (%)	利用料金 (千円)	入場者数 (名)
平成 10 年度※	179	87	48.6	52,310	327,794
平成 11 年度	181	95	52.5	57,845	303,109
平成 12 年度	192	101	52.6	63,580	323,018
平成 13 年度	178	119	66.9	71,357	359,548
平成 14 年度	179	93	52.0	59,464	309,314
平成 15 年度	201	115	57.2	69,578	291,103
平成 16 年度	195	107	54.9	74,220	289,740
7 年間平均	186.4	102.4	54.9	64,050	314,804

※ 平成 10 年度は平成 10 年 7 月 1 日に開館し、貸館を開始している。

イ アイスリンク

年度	貸館可能日 (日)	貸館日数 (日)	稼働率 (%)	利用料金 (千円)	入場者数 (名)
平成 10 年度	アイスリンク実績なし				
平成 11 年度	82	82	100.0	30,309	47,944
平成 12 年度	77	77	100.0	22,956	38,454
平成 13 年度	105	104	99.0	35,527	38,841
平成 14 年度	75	75	100.0	21,553	31,866
平成 15 年度	79	79	100.0	32,940	52,480
平成 16 年度	83	83	100.0	30,215	52,540
7 年間平均	83.5	83.3	99.8	28,916	43,688

アリーナの稼働率は、多目的スポーツアリーナとして再スタートして以来、7 年間平均で平均 54.9%となっている。一方で、アイスリンクでの稼働率は、7 年間平均で 99.8%とほぼ 100%に近い水準になっている。

(意見)

アリーナについては、施設の稼働率を向上させることにより、使用料収入が増加することになるのであるから、稼働率の向上に努める必要がある。

④ 中長期修繕計画

施設に係る修繕等について、中長期計画が策定されていない。現状においては、各年度の予算策定時に、優先度を設けて修繕を実施し、突発的なものについては、財団法人がのコンベンションビューローへの委託費予算に小規模工事請負費として計上しておき、そのなかで対応している。施設は市所有であるため、市において修繕等の実施時期及び修繕費の見積を行い、修繕計画を策定することが必要である。

(意見)

今後もビッグハットの運営を継続していく以上、ホール全体の必要な修繕時期と金額を見積ったうえで修繕計画を策定すべきである。

⑤ 未取得用地

ビッグハットのアリーナ裏手に未取得土地及び建屋がある。当初、短期的な解決の見込みは全くないということであった。

その後、平成 17 年 9 月に隣接している企業へ譲渡され、倉庫として改修されている。市としては、ビッグハットの管理上の支障はないため、今後も積極的に購入する考えはないとしている。

(意見)

オリンピック開催に当たり解決できず、未取得のままであったことを考慮すると、短期的な解決は難しい状況であるといえる。ただ、ビッグハットの施設としての価値を著しく減じる可能性があるものであるといえ、将来的に取得が可能となれば財政負担となることも考えられることから、ビッグハットの中長期的な運営方針や事業計画について、行政コスト等勘案し、未取得土地に対する対応についても検討するべきである。

6. 茶臼山動物園

(1) 施設の概要

- ① 所在地
長野市篠ノ井有旅 570-1
- ② 所管部署
長野市都市整備部公園緑地課
- ③ 供用開始年度
昭和 58 年度
- ④ 施設の目的
市制 80 周年記念事業として建設。昭和 58 年 8 月 8 日に動物園開園。動物展示は各々の生態や生活ぶりが自然の状態で観察できる放し飼い方式を採用し、自然環境の中で動物の保護繁殖を進めている。
- ⑤ 施設の内容
飼育展示は動物の自然形態を生かすよう「放し飼い方式」を採用している。
主な動物：キリン、ゾウ、レッサーパンダ、オランウータン、チンパンジー、ウォンバット、ライオン、トラ、シマウマ、シロオリックス、クモザル他
利用料金は長野市都市公園条例に定められ平成 16 年 4 月 1 日現在の料金は次のとおりである。

区分		使用料(円)
個人	一般	470
	小・中学生	100
団体(30人以上の場合)	一般	420
	一人につき	小・中学生 80

(2) 施設の管理運営方法

- ① 主な委託業務
管理運営業務の大部分は（社）長野市開発公社（以下「開発公社」という）に委託されている。
開発公社では平成 16 年 4 月 1 日時点で 33 名（うち嘱託 8 名、臨時 4 名）の職員により運営されていた。
- ② 委託先の概要
 - ア 名称
社団法人 長野市開発公社
 - イ 所在地
長野市大字鶴賀字苗間平 1613 番地長野市役所内
 - ウ 所管部署
企画政策部企画課
 - エ 設立目的
公社は、市が策定する開発計画にそって積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

オ 事業内容

(i) 直営事業

- ①運営管理事業
- ②霊園造成管理事業
- ③施設貸付
- ④国民宿舎「松代荘」 (観光課)
- ⑤いこいの村アゼイリア飯綱 (観光課)
アゼイリア飯綱別館 (しなの山荘) (観光課)
- ⑥飯綱高原キャンプ場 (観光課)
- ⑦飯綱高原大座法師池ボート場 (観光課)
- ⑧千曲川リバーフロントスポーツガーデン
(ローラースケート場、ショートゴルフ場)
- ⑨受託施設の食堂、売店経営

(ii) 受託運営事業

- ①長野駅東口地下駐車場 (監理課)
- ②保健保養訓練センター (健康課)
- ③飯綱高原スキー場 (観光課)
- ④飯綱高原屋外市民ホール・飯綱高原小天狗の森 (観光課)
- ⑤総合レクリエーションセンター (体育課)
- ⑥青垣公園市民プール (体育課)
- ⑦千曲川リバーフロントスポーツガーデン (体育課)
(クラブハウス、サッカー場)
- ⑧茶臼山動物園 (公園緑地課)
- ⑨茶臼山動物園城山分園 (公園緑地課)
- ⑩茶臼山マレットゴルフ場 (体育課)

(iii) 市からの受託内容

- ①長野駅東口地下駐車場 (監理課)
- ②保健保養訓練センター (健康課)
- ③飯綱高原スキー場 (観光課)
- ④飯綱高原屋外市民ホール・飯綱高原小天狗の森 (観光課)
- ⑤総合レクリエーションセンター (体育課)
- ⑥青垣公園市民プール (体育課)
- ⑦千曲川リバーフロントスポーツガーデン (体育課)
(クラブハウス、サッカー場)
- ⑧茶臼山動物園 (公園緑地課)
- ⑨茶臼山動物園城山分園 (公園緑地課)
- ⑩茶臼山マレットゴルフ場 (体育課)

カ 財務状況の推移

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事業収入	1,650,897	1,518,587	1,463,824	1,551,684	1,549,621
補助金収入	—	—	—	—	—
その他収入	58,268	37,172	95,758	50,365	84,831
総収入	1,709,166	1,555,759	1,559,582	1,602,049	1,634,452
事業費	1,681,491	1,538,019	1,465,550	1,575,402	1,593,940
管理費	—	—	—	—	—
その他支出	8,103	22,141	7,249	542	15,666
総支出	1,689,595	1,560,160	1,472,799	1,575,945	1,609,606
収支差額	19,571	△4,401	86,783	26,104	24,846
総資産	1,979,107	1,977,209	1,966,967	2,061,386	2,089,953
有利子負債	—	—	—	—	—
正味財産	1,465,690	1,461,288	1,548,072	1,574,176	1,599,022

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	190,000	190,000	—	—	—
建設費	2,000,000	1,890,000	110,000	—	—
計	2,190,000	2,080,000	110,000	—	—

(4) 施設の利用状況及び収支状況

① 利用状況

(単位：人)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
大人	74,461	80,399	73,387	73,054	71,472
小中学生	15,774	16,462	14,914	13,976	14,331
乳幼児等	60,713	65,549	61,097	61,108	57,775

② 収支状況

ア 市の収支状況

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
収入	36,867	39,843	36,404	36,428	35,200
入園料	36,327	39,338	35,844	35,654	34,736
土地建物使用料	154	154	154	-	-
諸収入	384	350	406	774	464
支出	290,633	305,386	309,991	343,599	346,306
職員人件費	-	-	-	-	-
委託費	273,893	265,025	268,211	279,300	289,646
需用費	-	16,064	16,238	15,680	15,376
工事請負費	15,274	21,594	24,148	47,446	39,668
その他	1,466	2,702	1,392	1,172	1,615
収支(-)	253,766	265,543	273,586	307,171	311,106

イ 委託先の収支状況

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
歳入	272,463	263,511	265,926	275,180	287,345
市負担金	272,463	263,511	265,926	275,180	287,345
歳出	259,489	250,963	253,263	275,180	287,345
職員人件費	142,099	152,008	153,651	160,633	171,476
委託費	21,251	21,045	20,940	21,878	21,862
その他	96,138	77,909	78,671	92,668	94,007
収支(-)	12,974	12,548	12,663	0	0

ウ 茶臼山動物園に係る収支の状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入	36,867	39,843	36,404	36,428	35,200
入園料	36,327	39,338	35,844	35,654	34,736
土地建物使用料	154	154	154		
諸収入	384	350	406	774	464
支出	277,658	292,837	297,326	343,599	346,305
職員人件費	142,099	152,008	153,651	160,633	171,476
委託費	22,680	22,559	23,225	25,997	24,162
その他	112,879	118,270	120,450	156,968	150,667
収支(-)	240,792	252,995	260,923	307,171	311,106

(注) 茶臼山動物園に係る収支の状況の作成方法は次のとおり。

所管部署の収支と委託先における茶臼山動物園に係る収支を合算。

所管部署の収支の支出に含まれる委託費のうち、茶臼山動物園の管理委託に係る分と、委託先の収支の収入にある市負担金とを相殺。

(5) 主な委託契約事務

① 市が直接行っている委託契約

(単位：千円)

	委託内容(業務)		平成14年度	15年度	16年度
1	茶臼山動物園 管理運営委託	委託先	長野市開発公社	長野市開発公社	長野市開発公社
		契約金額	265,926	275,180	287,345
		契約形態	E	E	E
2	茶臼山動物園 春期植栽管理 委託	委託先	神山緑地産業	神山緑地産業	神山緑地産業
		契約金額	472	492	468
		契約形態	D	D	C
3	茶臼山動物園 夏期植栽管理 委託	委託先	神山緑地産業	神山緑地産業	神山緑地産業
		契約金額	490	483	436
		契約形態	D	D	C
4	茶臼山動物園 秋期植栽管理 委託	委託先	神山緑地産業	神山緑地産業	神山緑地産業
		契約金額	349	367	468
		契約形態	D	D	C
5	茶臼山高木剪 定委託	委託先	神山緑地産業	神山緑地産業	神山緑地産業
		契約金額	478	399	443
		契約形態	D	D	C

② 委託先が行っている再委託契約

(単位：千円)

	委託内容(業務)		平成14年度	15年度	16年度
1	清掃、ボロ	委託先	みすず工業	みすず工業	みすず工業
		契約金額	12,495	12,243	11,991
		契約形態	E	E	E
2	汚水処理	委託先	水処理サービス	水処理サービス	水処理サービス
		契約金額	3,906	3,906	3,906
		契約形態	E	E	E
3	青草栽培	委託先	グリーン長野農協	グリーン長野農協	グリーン長野農協
		契約金額	2,152	2,152	2,152
		契約形態	E	E	E

	委託内容(業務)		平成 14 年度	15 年度	16 年度
4	機械警備	委託先	全日警	全日警	全日警
		契約金額	768	768	768
		契約形態	E	E	E
5	自動扉保守点検	委託先	ナムコ	ナムコ	ナムコ
		契約金額	661	661	661
		契約形態	E	E	E

(注) 契約形態の記号について

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約(他社よりの見積書を手していない)

(6) 監査の結果

① 入園料金の検証

入園料金は、売札所職員が作成した「入園者数及び料金日報」(以下「日報」とする。)とともに茶臼山動物園内の管理事務所に持ち込まれ、金融機関への納金まで管理事務所内の金庫に保管される。なお、納金は週に2回行われる。

茶臼山動物園では、「日報」の正確性を検証しておらず、また、「日報」上の入園料金と実際の入園料金との整合性を検証していない。

「日報」の正確性を検証するためには、入園券の使用記録が必要となる。この点、茶臼山動物園では入園券に連番を付しているが、半券は日ごとに保管するよう指導しているものの日々の使用状況を記録していないため、入園券の使用枚数から「日報」の正確性を検証することができない。

(指摘事項)

「日報」の正確性が検証されない場合、入園料金にかかる重大な不正が生ずるリスクがある。したがって、入園券について日々の使用状況を記録して、入園券の使用枚数からあるべき入園料金の金額を算出し、その金額と「日報」上の入園料金との整合性を確認することによって、「日報」の正確性を検証するように受託者を指導することが望まれる。

このようにして「日報」の正確性を検討したうえで、「日報」上の入園料金と実際の入園料金との整合性を検討するように受託者を指導することが望まれる。

茶臼山動物園では自動券売機を使用していないが、「日報」の正確性を検証しやすくし、重大な不正を事前に防止するために、自動券売機の導入を検討することも必要であると考えられる。

ただし、自動券売機については開園当初に2台導入していたが、故障が多いことや混雑時に入園者をさばききれなかったこと等から使用を中止し、その後は人件費の削減等に繋がらないことから再導入を見送ってきたという経緯があるので、費用対効果についても十分に留意する必要がある。

② 営業用現金の管理

入園料金及びつり銭準備金について実査が行われていない。

(指摘事項)

現金管理を適切に行うためには、入園料金及びつり銭準備金の実査を毎日行うように受託者を指導することが望まれる。

特に入園料金については、その金額がつり銭準備金のように定額ではないこと及び週に2回しか金融機関に納金しないことを考慮すると、売札所から回収して金庫に保管される金額を入金額とし、金融機関に納金した金額を支出額として出納簿を作成す

ることによって、出納簿上の残高と実査の結果とを毎日照合するように受託者を指導することが望まれる。

③ 小口現金の管理

小口現金については、その補充のために必要となる使用明細は作成されているが、出納簿は作成されておらず、実査も定期的には行われていない。

(指摘事項)

現金管理を適切に行うためには、小口現金について出納簿を作成すると同時に、定期的の実査を行い、出納簿上の残高と実査の結果とを定期的に照合するように受託者を指導することが望まれる。

④ 公有財産台帳

土地、建物および工作物に関しては、長野市財務規則第 136 条で公有財産台帳（様式第 71 号）を備えなければならないとされ、同規則第 139 条で公有財産を台帳に記載する場合の価格について規定されている。

茶臼山動物園にある土地、建物及び工作物の公有財産台帳は作成されているが、取得価格の記載漏れがあった。

(指摘事項)

公有財産の取得価格は財産管理に当たって重要な情報であり、財務規則においても記入が要請されていることから、財務規則にしたがって台帳を整備すべきである。

⑤ 備品の現物管理

市財務規則第 178 条によれば、備品のうち価格が 1,000 千円以上のもの及び美術工芸品及び標本等で市長が必要と認めるものについては、毎会計年度末に現在高を調査しなければならないとされている。また、同第 167 条において課長等が備品を常に良好な状態で使用又は処分できるように保管しなければならない旨を明らかにすることによって、同第 178 条に掲げられている備品以外のものも当然実査対象に含めているとのことである。

しかし、茶臼山動物園では同第 178 条に規定されている備品について会計年度末に実査が行われていない。また、同第 178 条の存在を前提にすると、同第 167 条をもって同第 178 条に掲げられているもの以外の備品も実査対象に含まれていると解釈することは難しく、そのような解釈に基づいた備品の実査は行われていない。

そこで、備品使用簿から無作為に対象物品を抽出して実査を行った。実査の概要は以下のとおりである。

	実査対象	総合計	カバー率
備品点数	30 点	226 点	13.3%
備品取得価額	31,476 千円	52,250 千円	60.2%

実査した結果、実査対象物についてはすべて実在性を確認できた。しかし、明らかに使用見込がなく不要であると思われるものが散見された。

(指摘事項)

ア 市財務規則に準拠して毎会計年度末に備品を実査するように受託者を指導することが望まれる。

イ 備品について実査をすることの意義は、備品の実在性を確認すると同時にその使用状況や損耗の程度を把握することにより、備品使用簿を補正する、不要なものを廃棄する等の措置を適時に講じていくことにあるので、すべての備品を実査対象とすべきである。

すべての備品を実査対象とする旨が明確になるように財務規則を改定し、その運用を徹底していくことが望まれる。

⑥ 薬品の現物管理

薬品について受払簿が作成されておらず、棚卸も年に一度しか行われていない。

基本的に薬品は鍵のかかる薬品準備室に保管されているが、麻酔のような劇物・毒物については薬品準備室に十分なスペースがないため、誰でも出入りできるスペースに置いてある戸棚に保管されている。なお、その戸棚は鍵のかかるものではあるが決して堅牢なものではない。

(指摘事項)

現状では、薬品について、使用以外の異常な原因による減少を適時に把握することができない。特に麻酔のような劇物・毒物はその保管状況から不正使用や盗難等のリスクが高いにもかかわらず、それらの事実があっても適時に発見できない状況にある。

そこで、薬品については受払簿を作成すると同時に、少なくとも月に1度は棚卸を実施するように受託者を指導することが望まれる。また、麻酔のような劇物・毒物については鍵のかかる堅牢な戸棚に保管することに加えて、その戸棚自体も鍵のかかる薬品準備室に置くように受託者を指導することも必要であると考えられる。

⑦ 飼料の購入

飼料については、青草を除き、在庫量が不足するつど、購入することとしている。購入に際しては、魚、肉、野菜・果物、パン及び牛乳のそれぞれごとに業者から見積りを提出させているが、1回の購入につき見積りを提出してくる業者は、飼料の種類ごとにそれぞれ1業者ずつである。

魚、肉及びパンについては、ここ数年同一の業者から購入し続けており、野菜・果物については茶臼山動物園納入組合を、牛乳については篠ノ井牛乳協同組合を窓口として複数の業者から購入している。

なお、市には茶臼山動物園と城山動物園があるが、それぞれの動物園ごとに飼料を購入している。

(指摘事項)

現状のような飼料の購入方法では、飼料の納入業者間の競争を促すことができないこと及び納入業者にとっては飼料単価の季節的変動を市に負担させることが容易であることから、より質の高い飼料をより安く購入できるようにはならないと考えられる。

飼料の購入方法を再検討して、飼料の質を低下させることなく年間の飼料費を削減するように受託者を指導することが望まれる。その際には、茶臼山動物園の飼料と城山動物園の飼料をそれぞれ別個に購入したほうが有利なのか、両動物園の飼料を一括して購入したほうが有利なのかという点も検討することが望まれる。

なお、飼料の購入方法として、年間の飼料消費量を合理的に見積ることが可能であるならば、一般競争入札により競争原理を働かせながら年間供給契約を締結するといった案が考えられる。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算書

茶臼山動物園の行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。
（単位：千円）

項目	平成14年度	15年度	16年度
I 人に係るコスト	157,543	164,457	175,230
市職員人件費	3,892	3,823	3,754
団体職員人件費	153,651	160,633	171,476
II 物に係るコスト	161,624	191,080	182,758
物件費	72,511	78,578	81,729
委託費	23,225	25,997	24,162
維持管理費	47,879	68,483	58,348
減価償却費	18,008	18,020	18,517
III その他のコスト	12,722	9,906	10,589
支払利息	—	—	—
その他	12,722	9,906	10,589
行政コスト合計	331,891	365,444	368,578
IV 収入			
利用料収入	35,844	35,654	34,736
その他収入	560	774	464
収入金額合計	36,404	36,428	35,200
差引行政コスト	295,487	329,015	333,378
市人口（4月1日現在）	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	815円	908円	918円
利用者数	149,398人	148,138人	143,578人
利用者1人当たり行政コスト	1,978円	2,221円	2,322円

平成14年度からの3年間の差引行政コストの推移を見ると年々増加している状況にある。

これは主に団体職員人件費が毎年増加していることに起因している。職員数は平成14年度から平成16年度の間では、ほぼ横ばいの状況であることから人件費の上昇は昇格、昇給によるものと考えられる。

物に係るコストは平成14年度から平成15年度にかけて上昇したものの平成16年度にはコスト削減努力により減少している。

また、行政コストに対する収入項目合計の割合は10%前後で推移しているが、「日本動物園水族館年報」（平成15年度版）にある自治体運営の動物園の収支からは支出に対する入園料収入の割合は平均的には20%程度となっており、年報の数値は行政コストベースではないため単純に比較できるものではないが、茶臼山動物園の10%という水準は相対的に低いものとなっている。

(意見)

茶臼山動物園の行政コストは人件費の割合が40～50%と高いウェイトを占めている。これは業務の中心が動物の飼育管理であるため、動物園の規模にあわせた人員が必要であることは理解できる。

しかしながら人件費の上昇が行政コストの上昇の主要因であることが伺えることから、行政コストを抑えるためには人員構成の見直しによる人件費の削減、人件費の上昇に見合うだけの利用料収入の増加を図るなどを検討する必要がある。

また、他の動物園の状況や民間の動物園などを参考にして採算性改善の施策を検討することが望まれる。

なお、単純に比較することは難しいが、参考までに平成15年度における地方都市の市営動物園の収支状況と茶臼山動物園の収支状況を比較すると次のとおりである。

(単位：千円)

	茶臼山動物園	秋田市大森山動物園 (秋田市)	浜松市動物園 (浜松市)	富山市ファミリーパーク (富山市)
入園館料	35,624	72,815	92,336	55,491
人件費	224,470	181,587	224,848	279,668
その他	150,943	233,239	617,102	174,906
支出計	375,413	414,826	841,950	454,574
支出に対する収入の割合	9.5%	17.5%	10.9%	12.2%

(平成15年度 日本動物園水族館年報より)

(注) 秋田市大森山動物園と富山市ファミリーパークには園内に入場無料の遊園地がある。

浜松市動物園の支出の「その他」の中には維持工事費が461百万円含まれている。(茶臼山動物園では3百万円)なお、これを除いた場合の支出に対する収入の割合は24.2%となる。

② 行政キャッシュフロー計算書

茶臼山動物園に係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
I 歳出	313,883	347,424	350,061
行政コスト合計※1	331,891	365,444	368,578
減価償却費※1	18,008	18,020	18,517
支払利息※1	—	—	—
II 市債償還に係る市の負担	—	—	—
元金償還金額	—	—	—
支払利息※1	—	—	—
国交付税	—	—	—
県補助金	—	—	—
III 歳入※1	36,404	36,428	35,200
差引市財政負担額 (I + II - III)	277,479	310,996	314,861
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	766円	858円	867円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

③ 入園者数の動向と増加のための対策

茶臼山動物園の入園者数は、開園翌年の昭和59年に16万8千人を記録して以来、昭和60年から平成3年までは11万人から14万人の間で推移し、最近5年間は14万人台で推移している。

このような入園者数の減少に対応するため茶臼山動物園では入園者数の増加対策として、「いつでもなにかをやっている」をテーマに、リピーターの増加を主眼に置いた入園者サービス、イベントを行っている。また、平成17年度からは入園者アンケートを実施して、入園者の意見、要望を収集する活動も始めている。

また、茶臼山動物園は大型動物を飼育している動物園としては信越地方において最大規模の動物園であることから、新潟県、富山県などの県外利用者のウェイトも比較的高いため他県の観光バスに対する広告も行っている。

(意見)

茶臼山動物園を魅力ある動物園にしていくことは、市民サービスの向上のみならず利用料金収入の増加をもたらすことで、行政の負担軽減にも繋がるため、現在行われている施策の今後の効果が期待される。

しかしながら、茶臼山動物園は山腹にあり、また開園当初に比べ定期バスの本数が減少し、公共交通機関が十分ではないため、乗用車による利用が中心となっており、必ずしも気軽に利用できる施設ではない。「(4) 施設の利用状況及び収支状況」にあるように、利用者のうち小中学生の利用数が、大人や乳幼児の利用者数と比較して明らかに少ないのは、友人同士で活動する世代の移動手段が限られていることが影響していると考えられる。

この点について、潜在的な需要（たとえば学生同士での利用など）を考慮し、乗用車以外のアクセス方法の確保を検討することが望まれる。利用者が多いと考えられる週末だけでも駅と動物園を結ぶ輸送手段を確保することにより、市民の利用促進につながるものとする。

また、繁忙期の渋滞対策として駐車場の増設も必要と思われる。

④ 再委託業務

業務の再委託はすべて随意契約により行われており、また契約の締結に当たっては1社からしか見積りをとっていないケースが多く、その理由の多くは、「業務内容が専門的である」、「保守点検の対象となる設備の導入業者である」といったものである。

平成16年度において随意契約により再委託された業務のうち、契約金額が500千円を超え、かつ、1業者からしか見積りをとっていないものの過去3年間の推移は次表のとおりであり、ほとんど同額で推移している。

随意契約により再委託された主な業務の推移

(単位：千円)

業務	委託先	14年度	15年度	16年度
清掃及びボロ運搬業務	(株)みすず工業	12,495	12,243	11,991
汚水処理施設維持管理業務	(有)水処理サービス	3,906	3,906	3,906
青草栽培	グリーン長野共同組合	2,152	2,152	2,152
機械警備	(株)全日警	768	768	768
自動扉開閉装置保守業務	(株)長野ナブコ	661	661	661

(意見)

業務内容が専門的であったとしても当該業務を専門とする業者が複数ある場合や設備導入業者以外の業者にも設備の保守点検が可能な場合はあると考えられる。

したがって、委託している業務の内容や業者の選定範囲等を改めて見直し、その上で競争入札が適当なケースについては随意契約をやめ、随意契約による場合であっても見積り合わせが可能なケースについては見積り合わせを行うように受託者を指導することによって、委託料削減に努める必要がある。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

⑤ リニューアル計画

平成20年度が開園25周年となるため、これを目途にリニューアルを考えているとのことであるが、現時点ではリニューアルに関する具体的な計画は立案されておらず、来年度において再整備基本構想を策定する予定とのことである。

再整備基本構想を策定するに当たっては、アンケートを実施し利用者のニーズを把握することとしている。

(意見)

開園 25 年ということで施設の老朽化が進んでいることから、リニューアルは必要と考えられるが、リニューアル計画に当たっては利用者ニーズを十分に考慮し、また、利用者が非常に落ち込む冬季に利用者が増えるような配慮（たとえば、冬季に動きが活発な動物の導入、子供の遊具設備の増設・充実など）が望まれる。

利用者のニーズ、市民のニーズ、他の動物園の状況などを参考にするなど多面的な検討を加えられることを期待する。また、茶臼山動物園の運営に係るコストや動物園の存在意義、今後のあり方・将来像といった観点からもリニューアルの内容について十分な検討が行われることを期待する。

⑥ 利用料金の設定

利用料金は長野市都市公園条例に定められ平成 16 年 4 月 1 日現在の料金は次のとおりとなっている。

区分		使用料(円)
個人	一般	470
	小・中学生	100
団体(30人以上の場合)	一般	420
	小・中学生	80

現在の料金は平成 9 年度が最終改定となっている。開園以来、利用料金が改定されたのは、有料であった駐車場料金を無料化することによる改定、消費税の導入による改定、及び消費税率アップによる改定の 3 回である。

試験的に平成 17 年度は、土曜日に小学生の入園料を無料としている。

(意見)

他の動物園の利用料金の設定状況を見ると、高齢者に対する料金の設定、高校生に対する料金の設定、年間パスポートの設定などがある。

茶臼山動物園においても、利用者層や利用状況に応じて利用料金の設定を柔軟に検討することが望まれる。平成 17 年度から実施している入園者アンケートを活かして、たとえば、リピーターの状況や、冬季における入園者の状況、高齢者の入園状況など利用者の動向や傾向といったものを把握し、これらの状況を踏まえて料金区分を設定することや、年間もしくは季節ごとのパスポートを設定する、回数券を設定するなど利用者のニーズと動物園の収入確保の観点から検討されたい。

7. 総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの）

(1) 施設の概要

① 所在地

長野市松岡2丁目27番19号

② 所管部署

長野市教育委員会体育課

③ 供用開始年度

昭和60年度

④ 施設の目的

長野市総合レクリエーションセンターは、長野市清掃センターの余熱を利用し、年間を通じて、幼児から高齢者まで幅広く楽しみながら、体位の向上を図ることのできる総合レクリエーション施設として設置された。

⑤ 施設の内容

ア プール棟（鉄骨造平屋建一部3階建）

- 1F 流水プール 1周170m 幅4m 水深1m
- 造波プール 長さ40m 幅14m～19m 水深1.2m～0m
波高20cm～60cm 波長15m～30m
- スライダー 2基 長さ50m（ループ式） 長さ30m（ストレート式）
- 競泳プール 25m×11.4m 水深1.15m～1.35m
6コース可
- 飛込プール 6.5m×5m 水深3.5m 飛板高さ1m
- ちびっこプール 不定形 63.1㎡ 水深40cm
- 全体の水面積 1,841㎡ 全体の水量 1,700㎡
- 採暖室
- 灯台・帆船・イースター島のモアイ像
- 2F ギャラリー（プール利用者の飲食及び休憩用）
- 3F クワコーナー（サウナ・気泡浴槽・温水浴槽・冷水浴槽）
屋上テラス（沐浴スペース）

イ 管理棟（鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階）

- B F 機械室（各種ポンプ・空調機器・ろ過機・受水槽等）
- 1F 受付・事務室・監視員控室・更衣室
- 男女ロッカー室
- 浴室（男女各1槽）
- エレベーター1基
- 男女便所 身障者用便所
- 2F 大広間2ヶ所（115㎡、88㎡）
- 和室5部屋（28畳、16畳、16畳、8畳、8畳）
- 食堂 売店 電話コーナー 男女便所 身障者用便所

ウ 屋内運動場（鉄骨平屋建）

壁打テニス・ゲートボール・バトミントン等に使用可能

エ 駐車場 412台収容可能

- 第1駐車場 156台
- 第2駐車場 256台

オ 余熱利用システム

(熱源)

清掃センター内で発生する高圧蒸気を利用して、センター内の熱交換器で80℃の温水を作り地下埋設配管でサンマリーンに供給される。

(サンマリーンの熱利用方法)

80℃の温水を地下機械室の熱交換器で熱交換し、プールの加温・シャワー浴槽の加温給湯等に利用する。加温方法は循環ポンプによる循環式。

(空調)

・プール棟

暖房のみ プール棟 1F・3Fの床は床暖房

水温 28℃～29℃

室温 30℃～31℃

・管理棟

全館冷暖房

カ 開館時間

平日	管理棟	AM9:00～PM8:00
	プール棟	PM1:00～PM8:00
土日祝日	管理棟	AM9:00～PM6:00
	プール棟	

キ 利用料金

利用料金は、「長野市総合レクリエーションセンターの設置及び管理に関する条例」第4条によって定められている。平成17年4月1日現在の料金は以下のとおりである。

(i) 入館料

区 分	個人	回数券 (6枚綴)	通年券	団体(30人以上) 1名につき
一般	700円	3,500円	20,000円	600円
一般(管理棟屋内運動場のみ)	400円	2,000円		
高校生・シルバー	500円	2,500円	15,000円	450円
小・中学生	350円	1,750円	10,000円	300円
小・中学生(ふるさと探検パスポート)	250円	※期間平成16年4月29日から平成18年3月31日まで		
ナイター(一般)	400円	2,000円		
ナイター(高校生・シルバー)	300円	1,500円		
ナイター(小・中学生)	200円	1,000円		

(注) 小学生以下の方は、保護者(高校生以上)の付添いが必要。

ナイターは午後5時以降。シルバーは60歳以上が対象。

毎週土曜日は小・中学生は無料。

(ii) 和室使用料

	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～20時
8畳(戸隠・斑尾)	1,150円	1,150円	1,150円
16畳(黒姫・妙高)	1,730円	1,730円	1,730円
28畳(飯綱)	2,310円	2,310円	2,310円

(2) 施設の管理運営方法

① 主な委託業務

社団法人長野市開発公社へ施設運営を委託

運営体制

館長・・・1名

副館長・・・1名

業務部門・・・17名

管理部門・・・6名

合計 25名（正職員 12名、臨時・嘱託 13名）

② 委託先の概要

委託先である社団法人長野市開発公社の概要等については、前述の茶臼山動物園と同様である。

③ 利用者に対するニーズ調査（又はマーケティング調査）

臨時的に、利用者に対して、利用時間・利用料金等のアンケート調査を実施している。直近では、平成17年2月1日から3月31日の期間において実施している（質問項目 17、サンプル数 129）。

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	用地費は賃借によっている。				
建設費	2,180,000	1,165,560	189,340	—	825,100

建設費内訳

(単位：千円)

委託料	設計・監理委託	54,300
工事請負費	建築主体工事	1,155,000
	電気設備工事	174,000
	給排水衛生設備工事	177,000
	空調設備工事	217,000
	余熱供給設備工事	171,000
	外溝・植栽工事	61,420
	下水道接続工事	29,987
	造波設備工事	29,500
	造形工事	25,500
	さく泉工事	6,600
	駐車場整備工事・その他	48,693
	工事請負費 計	2,095,700
初度調弁費		30,000
建設費合計		2,180,000

※いす・机等の器具備品類、その他諸費用に充てている。

(4) 施設の利用状況及び収支状況

① 利用状況

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
入館者数(人)	141,425	127,623	132,181	145,020	152,160
うち、無料入場者数(人)	11,857	12,779	16,145	18,006	33,355
和室利用(回)	487	419	347	352	315
屋内運動場利用(人)	2,514	1,767	1,822	2,064	2,603
営業日数(日)	312	285	287	323	329
1日当たり入館者数	453	448	461	449	462
利用料収入(千円)	68,490	58,350	55,809	59,689	54,134
入館者1人当たり利用料収入(円)	484	457	422	412	356

- ア 平成 12 年度は、MIRAI 券（割引券）の利用による収入が 12 百万円（30,675 人）あるため、他の年度に比べて利用料収入が増加している。
- イ 平成 16 年度は、ふるさとパスポートによる入場者が 8,443 人
- ウ 平成 13 年度から入館者数は増加傾向にあるが、無料入場者数が増加傾向にあることが要因として挙げられる。無料入場者数の増加及び平成 14 年度から開始した通年券の発行により、入館者 1 人当たり利用料収入が減少している。
- エ 12 月 29 日～31 日は条例施行規則により休館日となっている。その他、清掃センター焼却炉の工事及びサンマリーンながの改修工事による休館日があり、営業日数が 300 日前後となる。

② 収支状況

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
収入	211,185	156,789	154,543	164,205	159,449
受託料収入	211,185	156,789	154,543	164,205	159,449
支出	205,666	144,570	151,719	161,337	157,845
人件費	100,471	98,808	104,409	117,926	112,554
(内訳)					
給料	38,366	37,564	38,754	44,603	39,801
手当	19,888	19,677	22,024	24,109	21,815
法定福利費	9,543	9,530	9,967	12,745	11,253
福利厚生費	85	74	79	82	90
退職給付引当金	3,495	6,814	6,165	8,521	8,408
賃金	29,092	25,147	27,418	27,864	31,185
維持管理費	22,472	20,058	21,395	18,182	18,533
(内訳)					
修繕費	2,993	2,935	3,863	1,988	2,958
委託費	19,479	17,123	17,532	16,194	15,574
その他支出	82,722	25,702	25,914	25,228	26,757
収支(-)	5,518	12,218	2,823	2,867	1,603

(5) 監査の結果

① 通年券の管理

サンマリーンながのでは、通年券（有効期間は発行日より1年間）を販売している。通年券の発行にあたっては、購入者が「通年使用券申込書」を提出し、それに基づき、発行の日付、発券No、氏名を記入した「通年使用券発行表」を作成して発券管理を行っている。

しかし、ブランクの通年券についての現物管理が行われておらず、盗難・紛失の適時把握や原因追及が困難な状況にある。また、ブランクの通年券には教育委員会の印が押印されており、盗難・紛失時には、不正利用の可能性が高いと考えられる。

(指摘事項)

ブランクの通年券について、印刷枚数、発行枚数を記載した管理台帳を作成し、残数が把握できるようにした上で、毎月末等の一定期間ごとに現物の実査を行い、管理台帳に記載された枚数の券が保管されていることを確認する必要がある。

② 領収書の管理

サンマリーンながのの領収書の管理状況を確認したところ、一部の領収書について書き損じの領収書が綴りから除かれて保管されていなかった。

(指摘事項)

領収書の書き損じは、不正使用につながる恐れがある。不正使用防止の観点からは、書き損じの領収書は複写部分と合わせてホチキス止めし、適切に保管しておく必要がある。

③ 勤怠管理

サンマリーンながのでは、正規職員、嘱託職員、臨時職員ごとに出勤簿を作成しており、各職員が出勤時に押印している。また、各職員の出勤簿に基づいて、出勤状況の報告書を作成し、総務課に提出している。

平成16年度の出勤簿を閲覧したところ、臨時職員について、出勤日数と出勤簿の押印の数が相違しているものが2件見られた。職員が出勤時の押印を失念したこと及び押印誤りについて修正をしていなかったことによるものであった。

(指摘事項)

臨時職員出勤状況の報告書の作成時に、適時に出勤簿を訂正する必要があると思われる。また、出勤簿の作成・管理の時間削減という観点からは、タイムカードを導入することも検討の余地があると思われる。

④ 改修工事計画

サンマリーンながのでは、平成16年度実績で24百万円、平成17年度予算で21百万円の改修工事費用が計上されている。改修工事は設備の老朽化の程度、改修の緊急性、予算額等を踏まえてローテーション的に実施されており、「改修予想計画」を作成して管理されている。しかし、「改修予想計画」には設備の種類ごとに実施内容、実施年度が記載されているのみであり、工事金額の記載がない等、管理資料としては不十分である。

(指摘事項)

改修工事計画は、各設備にどの程度の費用がかかっており、今後どれくらいの費用が発生するかを把握できるものである必要がある。そのため、改修工事計画の作成に当たり、改修工事ごとに工事金額の実績及び予算を記載し、採算性の管理に資するような資料とする必要がある。

⑤ 委託契約

ア 開発公社からの再委託

社団法人長野市開発公社が市からの受託業務のうち、再委託している業務、契約額、契約形態及び競争入札のものについての落札率は次のとおりである。

委託の契約形態

(単位：千円)

業 務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
館内清掃委託	契約金額	7,224	6,825	6,489
	委託先	(株) グリーン美装	(株) グリーン美装	(株) グリーン美装
	契約形態	D	B	B
衛生設備保守点検委託	契約金額	3,990	3,780	3,570
	委託先	浦安工業 (株) 長野支店	浦安工業 (株) 長野支店	浦安工業 (株) 長野支店
	契約形態	E	E	E
空調設備保守点検委託	契約金額	3,453	3,276	3,076
	委託先	(株) マツハシ冷熱	(株) マツハシ冷熱	(株) マツハシ冷熱
	契約形態	E	E	E
自家用電気工作物保守点検	契約金額	489	478	461
	委託先	(財) 中部電気保安協会 長野事業所	(財) 中部電気保安協会 長野事業所	(財) 中部電気保安協会 長野事業所
	契約形態	E	E	E
消防設備点検	契約金額	714	728	714
	委託先	ホーチキ (株) 長野営業所	ホーチキ (株) 長野営業所	ホーチキ (株) 長野営業所
	契約形態	E	E	E

- (注) 契約形態
- A 一般競争入札
 - B 指名競争入札
 - C 随意契約 (他社よりの見積書を 2 社以上入手している)
 - D 随意契約 (他社よりの見積書を 1 社入手している)
 - E 随意契約 (他社よりの見積書を入手していない)

落札率

業務	委託先	契約形態	平成 15 年度	16 年度
館内清掃委託	(株)グリーン美装	指名競争入札	97.74%	99.68%

社団法人長野市開発公社財務規則第 52 条によると、「公社が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約は、競争入札に付し、当該契約の目的にしたがい最高又は最低入札者と締結する」と規定されている。また、随意契約の方法により契約を締結することができる場合についても同第 53 条で規定されている。

上表のとおり、館内清掃委託が指名競争入札となっている以外は、すべて随意契約となっており、さらに契約形態が E、すなわち契約先以外他社からの見積りを入手していないというものが多く見受けられる。また、唯一の競争入札である館内清掃委託も落札率は高い水準にあると言える。

(指摘事項)

指名競争入札では、参加業者の入れ替え等をして、競争原理を働かせる必要がある。随意契約としているものでも、契約内容を再検討し、指名競争入札が適当な場合は入札とし、委託料の削減などの改善を図って行く必要がある。また、業務の専門性が必要とはいっても、同様の業務を提供している委託業者もありうることから、随意契約についても見積り合わせを実施して委託料削減を目指す必要がある。さらに、毎年、前年契約額及びその後の諸事情 (人件費や経費の低下傾向) を十分勘案したうえ

で、予算額、設計額及び予定価格を決定することとし、委託料の削減に努めていく必要がある。

なお、平成 18 年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

イ 社団法人長野市開発公社との業務委託契約

(i) 業務完了検査

業務委託契約第 21 条において、開発公社は、業務が完了したときは市へ通知し、市が検査を行う者として定めた検査職員の立会のうえ、業務の完了を確認するための検査を受ける旨の文言があるが、市の検査職員の担当は明確に定められていない。また、実質的にも市の職員による検査は実施されていない。

(指摘事項)

業務委託契約第 21 条にしたがい、検査を行う職員を定め、業務の完了を確認するための検査を実施する必要がある。

(ii) 業務完了報告

業務委託契約第 13 条において、開発公社は業務仕様書の定めるところにより、毎月の管理状況等を翌月の 20 日までに市に報告しなければならない旨の規定があり、業務仕様書においても第 5 条においても同様に規定されている。現状においては、毎月、業務（一部）完了届と引渡し書類として利用状況報告書が報告されているのみで、年度の業務完了届が作成されておらず、管理業務についての報告もなされていない状況である。

(指摘事項)

業務委託契約第 13 条にしたがい、毎月の利用状況だけでなく管理業務についての報告も行う必要がある。また、毎月の業務（一部）完了届に加えて、年度の業務完了届も作成し、報告する必要がある。

ウ 委託料

平成 16 年度における委託料の内訳は、総合レクリエーションセンター管理運営及び使用料徴収業務委託、温水を供給するための熱供給設備及び熱供給導管設備の維持管理、の 2 件のみである。前者は、社団法人長野市開発公社との随意契約であり、長野市総合レクリエーションセンターの設置及び管理に関する条例第 10 条に規定されている。後者は、設備の特殊性から、当該設備の工事請負業者である日立造船(株)と総合レクリエーションセンター設立以来、維持管理について随意契約としているものである。

(意見)

工事請負業者以外の事業者による保守業務委託が困難であるとしても、他事業者とも見積り合わせを行うなどにより、コスト削減を図っていくことが望ましい。

⑥ 備品の管理状況

備品台帳に記載されている単価 10 万円以上の備品について、現在使用中の備品と備品台帳を照合したところ次の事実が判明した。

ア 備品への標識の添付及び備品台帳との不整合

備品番号により備品は管理されており、財務規則第 179 条の 2 にしたがって標識を付しているが、プールの中に入れる備品、たとえばプールクリーナーやプールロボットは標識がはがれてしまっており、標識添付の不備があった。そこで、複数ある同種の備品については、備品台帳上の「品質・規格」欄で確認しようとしたところ、プールクリーナーについては備品それぞれの型式と備品台帳の記載が異なっており、備品と備品台帳との同一物の認定が困難であった。また、プールクリーナーは備品台帳にお

いて5台計上されていたが、現在使用中の備品は4台であった。これは、7～8年前に使用可能な部品のみ残したうえで廃棄処分したとのことであり備品台帳上の不備であった。

イ 備品台帳への計上漏れ

造波プールの前にある工作物である帆船の裏手に、休館中においてプールの排水に使用するエンジンポンプが1台あったが、備品台帳上において記載がなかった。

ウ 実査

定期的な備品台帳と現物の保管状況の調査は行われておらず、使用中の備品の保管状況も調査されていなかった。

(指摘事項)

備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品番号の標識添付の不備、備品台帳への記載漏れなどが発見できたものと考えられる。

⑦ 備品計上金額

開発公社における備品は、財務処理規程第6条第1項1号において、比較的長期間にわたり使用に耐える物で、1個または通常「組」をもって使用する1組の金額が、5万円以上の物品であるとされている。平成16年度における備用品費として処理されているものうち、開発公社において備品として計上すべきものが次のとおり含まれていた。

(単位：千円)

品名	金額
人工呼吸心臓マッサージ訓練用モデル	183
ワイヤレスアンプ	94
富士通 ノートパソコン	170
合計	448

(指摘事項)

財務処理規程第6条第1項1号にしたがい、備品として処理する必要がある。また、備品について、現品の定期的な実査を行なうことも備品台帳への計上漏れ等を把握する手段として有用であると考えられる。

⑧ 公有財産台帳の整備状況

長野市財務規則第136条によれば、土地や建物、工作物等について、公有財産台帳の作成が求められている。したがって、それぞれ公有財産台帳を閲覧したところ、土地については、松岡共有地管理委員会及び13名の個人からの賃貸借契約によっており、3年に一度で更新している。財務規則第163条によれば、土地または建物を借り受けたときには、財産借受台帳を作成する必要があるが、現状は公有財産台帳のデータベース化への過渡期であり、特に財産借受台帳は作成されておらず、公有財産台帳において、「使用許可(貸付)または借受の状況」の欄に記載すべき事項であるが、記載はされていなかった。

建物については、管理棟及びプール棟と屋内運動場の2件のみの記載となっており、公有財産の定義(建物、工作物の分類)に基づき建物附属設備もまとめて1つの資産として捉えられ、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できない。また、サンマリーナがの建物は借地上に建てられているので、登記をすべきであるが、建物の登記がなされていない。

工作物については、取得価額を記入する必要があるが、各工作物の取得価額が記入されていない。

(指摘事項)

土地については、財務規則第 163 条にしたがい財産借受台帳を作成する必要がある。ただし、公有財産台帳のデータベース化による移行措置があり、財産借受台帳の作成が必要ないのであれば、少なくとも現状の公有財産台帳上の「使用許可（貸付）または借受の状況」の欄に土地の賃貸借契約の内容を記載する必要がある。

工作物については、台帳価格を記載する必要がある。建物については躯体だけでなく建物附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価額等を記載した公有財産台帳を整備する必要がある。また、貸借中の土地が他に売却された場合、新しい土地所有者に賃借権の主張ができず、営業の継続が困難となるため、至急、建物登記についても行う必要がある。

(意見)

公有財産台帳に関して、財務規則において規定されている様式と現状作成している台帳様式が大きく異なっているものがある。

これは、管財課へのシステム導入により生じているものであり、現状の財務規則において記載が要求されているものとほぼ同じ内容は記載されている。ただし、たとえば土地に関して賃借があれば、財務規則第 163 条にしたがい、財産借受台帳を作成する必要があるが、システム上の公有財産台帳には、財産借受台帳は作成されていない状況になっている。

公有財産台帳の様式が現行の財務規則と合致していない状況になった背景は、全財産の適正管理及び有効活用を図るため、平成 13 年度から平成 16 年度にかけて全面的な財産の再調査を実施したが、公有財産台帳についても自主開発により平成 14 年度末までに紙ベース台帳からデータベースの台帳（臨時的に、決裁行為により財務規則とは異なる様式を使用）に OA 化し、平成 16 年度末までには財務規則の改正も行う予定であった。しかし、様式に改良の必要性が生じたことに加え、平成 16 年度における町村の編入に当たり、公有財産台帳が未整備であるところもあったことが判明したことによるものである。

市としては、これらを整備後、システム上の台帳様式も整備し、システムの維持管理も専門業者に委託したうえで、財務規則を整備する予定としている。ただし、編入町村の土地などは正確に台帳整備する必要があることから、現在情報政策課で計画されている「情報システム最適化事業」における「統合型地理情報システム(GIS)」を使用して把握する必要があるため、今後 4～5 年くらいのうちに整備を終了する予定となっている。

今後の具体的なスケジュールについて、情報政策課で計画されている「統合型地理情報システム(GIS)」は、平成 18 年度末までに導入が行われる予定で現在構築作業がすすめられており、平成 19 年度から地理情報システム (GIS) を使用した合併町村の財産調査を開始し、2～3 年で調査を終了させる予定となっている。

平成 13 年度以降現状まで、財務規則と異なる様式を使用している状況にあることは、好ましい状況ではない。現在は過渡期であり、そのつど財務規則の改正を行うということは実務上難しいため、やむを得ず起案による決裁で様式を定めている状況である。一刻も早く整備を終了し、財務規則の改正を行うことが必要である。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

① 行政コスト計算

サンマリーンながのの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。
（単位：千円）

項目	平成14年度	15年度	16年度
I 人に係るコスト	113,422	127,812	121,338
市職員人件費	3,792	3,989	3,155
公社職員人件費	109,629	123,822	118,182
II 物に係るコスト	246,502	230,188	223,007
物件費	39,541	37,158	36,766
委託費	21,191	19,440	17,298
維持管理費	101,890	88,917	84,537
減価償却費※1	78,480	78,480	78,480
その他（雑費）	5,399	6,192	5,926
III その他のコスト	24,575	20,359	17,279
起債支払利息	15,838	11,735	7,367
負担金、補償金等	8,736	8,624	9,911
行政コスト合計	384,500	378,361	361,625
IV 収入			
利用料収入	54,996	59,232	53,156
その他収入	7,025	7,180	6,350
収入金額合計	62,021	66,413	59,506
差引行政コスト	322,478	311,947	302,119
市人口（4月1日現在）	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	890円	860円	832円
利用者数	132,181人	145,020人	152,160人
利用者1人当たり行政コスト	2,440円	2,151円	1,986円

※1 減価償却費は建設費を簡便的に25年の定額法で償却計算している。

平成16年度における行政コスト合計361,625千円に占めるコスト項目の割合を見ると、公社職員人件費（118,182千円）が32.7%、委託料や修繕費、水道光熱費等の維持管理費（101,835千円）が28.2%、減価償却費（78,480千円）が21.7%であり、公社職員人件費、維持管理費及び減価償却費がコストの大部分を占めていることがわかる。

減価償却費は、一旦、決定された事業計画に基づき事業費支出が行われると、将来にわたり不可避免的に発生するコストである。一方、維持管理費については、契約金額や委託業務内容の見直し等により短期的に削減可能な金額である。平成14年度から16年度までの推移を見ると、委託料は低減傾向にありコストの削減が図られているといえる。

② 行政キャッシュフロー計算書

長野市のサンマリーンながのに係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
I 歳出	290,182	288,146	275,778
行政コスト合計※1	384,500	378,361	361,625
減価償却費※1	△78,480	△78,480	△78,480
支払利息※1、※2	△15,838	△11,735	△7,367
II 市債償還に係る市の負担	79,808	79,808	79,808
元金償還金額	63,970	68,073	72,440
支払利息※1、※2	15,838	11,735	7,367
国交付税	—	—	—
県補助金	—	—	—
III 歳入※1	62,021	66,413	59,506
差引市財政負担額 (I + II - III)	307,969	301,541	296,079
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	850円	832円	815円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。
2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

この表から歳出として年間 284,000 千円程度が必要であり、そのほかに施設の建設のために発行した市債の償還に係る市の負担として平成 14 年度に 80 百万円、平成 15 年度に 80 百万円、平成 16 年度に 80 百万円の負担が必要となっている。市債の償還は平成 17 年度で終了する予定であるが、市のごみ焼却施設の移転に伴い、サンマリーンながのと同様な施設を建設するための新たな建設事業費の負担が生じることが見込まれる。

財政負担の観点から見た場合にもサンマリーンながのに係る市民負担は少なくない金額であり、施設の有効活用を図ることや市民負担の軽減などの方策を十分に検討していくことが望まれる。

(意見)

サンマリーンながのの差引行政コスト、すなわち利用料収入等で賄いきれない行政が負担するコストは毎年 300,000 千円を超えている計算になる。ごみ焼却場の周辺住民に対する還元施設という位置付けであるとしても、毎年 300,000 千円を超える差引行政コストを負担していく必要性が認められるのか、今後清掃センター移転の際、余熱利用施設建設の中で検討していくことが望ましい。

③ 随意契約によることができる金額

開発公社財務規則によると、予定価格が 200 万円以下の契約の場合は、随意契約の方法により契約を締結することができることと規定されているが、同様に市で委託契約を随意契約の方法により締結する場合、長野市契約規則第 29 条によると予定価格が 50 万円を超えない場合としており、開発公社の規定の方が、随意契約の方法での契約締結がやりやすくなっている。

たしかに公益法人は地方自治法による規制を受けないので、原則的に契約方法については公社の自由であり法的な規制を受けない。しかし、市の外郭団体ということから市の契約規則を参考にして、財務規則を設け運用している。現状においては、事務の効率化の面などから随意契約のできる金額の設定は 200 万円以下と定めている。

(意見)

予算の規模を考慮すれば、平成 16 年度の一般会計の歳出予算 1,431 億 50 百万円の市と比較して、同年度の総支出予算 1 億 61 百万円の開発公社のほうが金額的な規制が

緩やかになっているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を潜脱するものとなる可能性があり望ましい状況ではない。また、市から委託された業務を遂行するために契約を締結するのであれば、契約に係る基準は少なくとも市と合わせて設けられる必要がある。

なお、平成18年度以降、当該施設の管理運営が指定管理者制度へ移行するため、指定管理者に対して措置を求めるものではない。

④ 備品の区分

備品とは、市においては、財務規則第164条第1項1号において、その性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐える物、飼育する動物、美術工芸品、標本及び形状は消耗品に属するものであっても長期間保管すべき物で、購入価格又は評定価額が3万円以上のものであるとされている。一方で、開発公社においては、財務処理規程第6条第1項1号において、比較的長期間にわたり使用に耐える物で、1個または通常「組」をもって使用する1組の金額が、5万円以上の物品であるとされている。

開発公社における平成16年度の総合レクリエーションセンター会計のなかで備消品費として処理されているもののうち、市の財務規則によった場合に、備品とされるものは、開発公社での単純な備品計上漏れも含めて、次のとおりである。

(単位：千円)

品名	金額
コクヨイス3脚	43
共立刈払機一台	35
チューナーユニット	36
ワイヤレスマイクロホン	33
人工呼吸心臓マッサージ訓練用モデル	183
ワイヤレスアンプ	94
富士通 ノートパソコン	170
合計	597

(意見)

市の財務規則第164条第1項第1号を潜脱するものとなる可能性があり望ましい状況ではない。また、市から委託された業務を遂行するために備品を購入するのであれば、備品に係る定義は少なくとも市と合わせて設けられる必要がある。

⑤ 清掃センターの移転ともなう今後の余熱利用施設

平成14年4月改訂の長野地域ごみ処理広域化基本計画及び長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会の提言に基づき、長野広域連合が整備する予定のごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画の策定を行うため、平成15年5月に長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会を発足させている。

平成16年5月の長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会の中間報告により、長野広域連合がごみ処理施設建設地をブロック単位で決定したことに基づき、市におけるごみ焼却施設の建設候補地を選定するため、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会が置かれた。長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会は、平成17年7月まで18回開催され、慎重に検討をしてきた。その結果、平成17年4月にもっとも優位と判断した候補地として「大豆島松岡二丁目（サンマリーンながの及びその周辺部）」、優位と判断した候補地として「芹田川合新田（旧南部浄化センター及びその周辺部）」の2ヶ所を建設候補地とする中間報告を取りまとめた。また、ごみ焼却施設を建設地地域のまちづくりに貢献できる魅力あるものにするため、余熱を利用した還元施設のあり方についても検討を加え、最終報告書を取りまとめた。

そのなかで、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会の使命は、市内に建設するごみ焼却施設の建設地を選定することであると前提をおきながら、建設をお願いすること

になる地域に対しては、その地域のまちづくりに貢献できる余熱を利用した還元施設についても付帯意見として要望することとしている。具体的には、「余熱利用施設は、多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、施設周辺の皆さんの意見・要望を十分に反映したものが必要である。さらに、民間施設との重複を避け施設周辺の皆さんはもとより、市民が有効に利用できる施設とするとともに、地域や雇用確保や財源の考慮も必要である」と述べられている。

また、同報告書においては、ごみ焼却施設の余熱利用について、以下のとおり医療と一体となった健康増進施設などの「健康づくり」、農業公園、市民農園整備などの「花づくり」、環境学習拠点の整備などの「人づくり」の3つの視点から事例が報告されている。

なお、平成17年11月に市は、ごみ焼却施設の建設候補地を「大豆島松岡二丁目（サンマリーンながの及びその周辺部）」に選定している。

ごみ焼却施設の余熱利用を利用した還元施設の事例

施設事例	所在	施設概要
健康づくり		
ヘルスプラザ 三重北勢健康増進センター	三重県 四日市市	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施設（温水プール、トレーニングジム、健康度測定施設等） 熱源用蒸気は隣接する民間企業から有償で供給されている。
コート岡山南	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施設（温水プール、トレーニングジム、風呂等） 当新田環境センター（東部クリーンセンター）の余熱を利用した施設である。 施設の整備・運営事業は、PFI事業として実施しており、スポーツ施設の運営ノウハウを持った企業がSPC（PFI事業者）に参画している。
市川市クリーンセンター 余熱利用施設（予定）	千葉県 市川市	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施設（温水プール、トレーニングジム、風呂等） 市川市クリーンセンターの余熱を利用する予定の施設である。 市川市クリーンセンター（焼却施設）は平成6年4月に稼働したが、余熱利用施設整備・運営をPFI事業として現在建設中である。
健康プラザわくわくランド	埼玉県 上尾市	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施設（温水プール、風呂等） 西貝塚地区環境センターの余熱を利用した施設である。

花づくり		
豊橋市エコビレッジ基本構想（予定、一部稼働）	愛知県 豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> 総合農業公園、健康増進レジャー施設（余熱利用温室、温水プール、トレーニングジム、風呂等） 豊橋市資源化センターの余熱利用を中心とした事業を展開する予定である。 資源化センターは平成14年3月に竣工したが、余熱利用施設は、今後、PFI事業での建設を予定している。

施設事例	所在	施設概要
人づくり		
環境未来館 宇都宮市環境学習センター	宇都宮市	・環境学習拠点 ・ジオラマとテレビモニターで地球環境問題が学習できるモニュメント、環境問題を学ぶエコシアター、エコマーク等の環境に配慮した商品を展示紹介するエコショップ、図書コーナー、パソコン・ビデオコーナー、研修室等の施設がある。
環境資源ギャラリー (予定)	静岡県 掛川市	・環境学習拠点 ・可燃ごみを処理する「ガス溶解施設」、粗大ごみ及び不燃ごみを処理する「リサイクルプラザ施設」と、「環境学習施設」で構成され現在建設中である。

これらについて、建設事業費、歳入及び歳出については、下表のとおりである。建設事業費は、把握している施設だけでも少なくとも14億円は超えている。また、最近、PFIの事業方式を採用している自治体が目立つといえる。

(単位：百万円)

	建設事業費	歳入		歳出		差額	備考
健康づくり							
サンマリーン ながの	2,180	使用料 雑入	55 1	需用費 委託料 使用料及び 賃借料	33 158 52	一般財源 充当額	190 平成16 年度の歳 入・歳出
ヘルスプラザ 三重北勢健康 増進センター	4,190	使用料等 県補助金	46 132	管理運営費 人件費 市償還額	146 21 385	一般財源 充当額	373 平成15 年度の歳 入、歳出
コート岡山南	2,317 (PFI提案)	本施設はPFI事業(15年間) 市は委託料(サービス購入費)として年額131百万円を支出					
市川市クリー ンセンター 余熱利用施設 (予定)	2,531 (特定事業 仮契約書)	事業方式はPFI事業(BOT方式)で事業期間は15年間。平成17 年11月のオープンを予定していたが、用地内のダイオキシン類を 含む廃棄物処理・処分の問題で建設工事を一時中断している。少 なくとも1年以上のオープン延期を見込んでいる。					
健康プラザわ くわくランド	1,400	竣工2001年8月31日(平成13年度)					
花づくり							
豊橋市エコビ レッジ基本構 想	—	PFI手法(BTO方式)による施設の整備運営が予定されている。					
人づくり							
環境未来館 宇都宮市環境 学習センター	—	資源循環型社会を築くための基本を伝える施設、余熱を利用した レジャー施設ではない。					
環境資源ギャ ラリー(予 定)	未設置	—					

(注) 1. PFIとは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るといえる考え方である。

2. BOT方式とは、民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移転(Transfer)し、施設の維持管理・運営(Operate)を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式である。他に事業期間中は民間事業者が所有権を持ち、事業期間終了後所有権が公共に移転するBOTや、民間事業者が所有権を持ちつづけるBOOなどの方式がある。

(意見)

サンマリーンながのの当初の建設事業費は、国庫補助金含め 2,180 百万円であることから、サンマリーンながのと同様な施設を建設すると新たに 2,180 百万円の建設事業費を投じることになると考えられる。また、行政コスト計算書によれば、収入を大きく上回る行政コストとなっている一方で、利用者数等を維持又は増加させるために実質的な利用料金等の値下げを行っているという実情がある。これほどの事業費を投じたうえ、収入を大きく上回る行政コストを継続して負担することになるにもかかわらず、再度同様な余熱利用施設を建設することがもっとも望ましい方策であるのか疑問である。

第 18 回の長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会において、高川委員長の意見として、余熱利用施設の導入に際しては、施設運営が赤字とならないように、十分な調査を行うことが必要であるとの補足説明がなされているが、上表を見る限りでは、余熱利用を利用した還元施設としては比較的新しい案件であり、収支の状況は必ずしも明らかではない。

ただし、一般に、ごみ焼却施設は、ごみ搬入車の輻輳、悪臭・汚汁・有害物質の散乱、大気汚染などの恐れがあり、迷惑施設として予定地周辺住民への負担となる場合があることから、ごみ焼却施設の建設をお願いすることとなる地域に対して、その地域のまちづくりに貢献できる余熱を利用した還元施設を建設することは理解できると言える。

したがって、管轄である長野市環境部環境第一課において、現状は、上記のごみ焼却施設の余熱利用施設事例について効率性等の検討を行っていない状況であることから、ごみ焼却施設の建設をお願いすることとなる地域に対して、その地域のまちづくりに貢献できる余熱を利用した還元施設を建設するのであれば、他都市における事例を参考に効率性、経済性の検討を詳細に実施することが望まれる。

⑥ 指定管理者制度の導入

平成 18 年度から導入が予定されている指定管理者制度について、サンマリーンながのでは、公募の結果、長野市指定管理者選定委員会の基準に基づき、社団法人長野市開発公社が選定されている。

選定理由としては、①利用時間の拡大、自主事業の実施等市民サービスの向上が図られること、②危機管理体制も整備されていること、③市費の削減も見込まれることが挙げられている。

指定管理者に対する報酬は、施設管理運営の総経費から施設全体の総利用料収入を差し引いた額として決定され、平成 16 年度決算額と比較し 26 百万円程度のコスト削減が見込まれている。また、営業時間の拡大及び自主事業の積極的な実施を中心としたサービスの向上により、施設の利便性を高めていく方針である。

(意見)

今後は、施設の利便性の向上が、利用者数・利用料金収入額にどのように反映しているかを適切にモニタリングし、利便性向上の施策を継続的に見直していくことが課題になると思われる。

9. 飯綱高原スキー場

(1) 施設の概要

所在地

長野市大字富田 1 - 1

所管部署

産業振興部 観光課

供用開始年度

昭和 40 年 12 月

施設の目的

長野市の観光開発事業の一環として、冬期間における観光及び市民のスポーツ振興を図るための施設として設置。

施設の内容

施設の内容は以下のとおりである。

項 目	仕 様
リフト	7 基（内 1 基は休止中）
コース	9 コース
発券所	3 ヶ所
駐車場	3 ヶ所 計 1,500 台

リフトの運行時間は次のとおりである。

午前 8:30 ~ 午後 4:30

ナイター / 午後 6 時 ~ 午後 9 時（第 3 ペアリフト）

12 月 31 日（金）を除く 12 月 29 日（水）～ 1 月 3 日（月）20 人以上で 1 ヶ月前までの予約により実施

利用料金は、長野市飯綱高原スキー場の設置及び管理に関する条例第 4 条第 2 項の別表に、次のように定められている。

区分	使用料の額	使用券の種類	
1 回の乗車	円	1 回券	
	一般		250
	中学生以下・シニア		180
12 回の乗車	中学生以下の団体	60	回数券
	一般	2,500	
4 時間不定回数の乗車 （ナイターを除く。）	中学生以下・シニア	1,800	4 時間券
	一般	2,000	
半日不定回数の乗車 （ナイターを除く。）	中学生以下・シニア	1,500	半日券
	一般	2,000	
1 日不定回数の乗車 （ナイターを除く。）	中学生以下・シニア	2,000	1 日券
	一般	3,000	
	一般の団体	2,500	
	中学生以下・シニアの団体	1,700	
2 日不定回数の乗車 （ナイターを除く。）	一般	5,000	2 日券
	中学生以下・シニア	3,500	
	一般の団体	4,200	
	中学生以下・シニアの団体	3,000	
1 日ナイター不定回数	一般	1,500	ナイター券

区分		使用料の額	使用券の種類
の乗車	中学生以下・シニア	1,000	
1 運行期間不定回数 の乗車	一般	35,000	シーズン券
	中学生以下・シニア	25,000	
スキー教室（市内小・中学校の生徒及び引率の学校職員 による学校行事に限る。）における1日不定回数の乗車		500	スキー教室券

(注)

- 1 使用券の通用期間は、規則に定めるところによる。
- 2 シニアとは、50歳以上の者をいう。
- 3 団体とは、30人以上のものをいい、中学生以下の団体にあつては、あらかじめ市長に届出をした成人の責任者に引率されたものに限る。

(2) 施設の管理運営方法

主な委託業務

管理運営業務の大部分は（社）長野市開発公社（以下「開発公社」という）に委託している。平成16年度においては、開発公社では正規職員10名、嘱託1名、臨時職員（スキーシーズンのみ）70名の計81名でスキー場の管理運営を行っている。なお、オフシーズンは正規職員2名を除いて、他の施設の管理運営業務に当たっている。

委託先の概要

委託先である社団法人長野市開発公社の概要等については、前述の茶臼山動物園と同様である。

(3) 初期投資の状況

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	-	-	-	-	-
建設費	1,101,347	834,487	-	-	266,860
合計	1,101,347	834,487	-	-	266,860

(4) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
利用者数（人）	62,715	80,195	72,500	87,350	74,750
営業日数（日）	84	93	85	93	81
1日当たり利用者数 （人/日）	746	862	852	939	922

収支状況

ア 市の収支状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度 (税込み)	16年度 (税込み)
歳入	66,760	76,739	62,894	69,627	64,843
利用料金収入	65,853	76,686	62,825	69,217	64,763
諸収入	908	53	69	410	79
歳出	289,639	178,549	174,064	179,197	203,534
物件費	32,954	9,255	9,153	8,260	6,307
維持管理費	120,353	39,986	42,930	38,884	48,380
その他	306	613	-	1,188	977
委託費	136,026	128,695	121,980	130,865	147,868
収支(-)	222,879	101,810	111,170	109,570	138,691

イ 委託先の収支状況

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度 (税込み)	16年度 (税込み)
収入	136,026	128,695	121,980	130,865	147,868
受託料収入	136,026	128,695	121,980	130,865	147,868
支出	113,318	95,157	88,401	100,120	97,502
人件費	77,798	77,415	68,977	72,150	77,646
物件費	11,407	-	-	-	-
維持管理費	24,113	17,742	19,425	27,971	19,855
収支(-)	22,708	33,538	33,579	30,745	50,366

ウ 施設の収支状況

(単位：千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度 (税込み)	16年度 (税込み)
収入	66,760	76,739	62,894	69,627	64,843
利用料金収入	65,853	76,686	62,825	69,217	64,763
諸収入	908	53	69	410	79
支出	266,931	175,742	174,262	179,077	195,238
人件費	77,798	77,415	68,977	72,150	77,646
物件費	44,361	39,986	42,930	38,884	48,380
維持管理費	144,466	57,728	62,355	66,855	68,235
その他	306	613	-	1,188	977
収支(-)	200,171	99,003	111,368	109,450	130,395

(5) 監査の結果

リフト券用つり銭の管理と確認

スキー場の現金は、本部事務所、券売所3ヶ所、リフト乗り場6ヶ所に分散している。

この内、本部事務所と券売所3ヶ所については、毎日つり銭を営業日計表とチェックし、本部事務所の金庫に集めたうえで、さらに別の担当者が再確認を行っており問題ない。

リフト乗り場のつり銭や売上金については数日リフト乗り場に置いておき、週2回程度本部に持ち込んで確認を行っている。

しかし、リフト乗り場のつり銭や売上金を本部に持ち込むタイミングは、各乗り場の自由になっているため、スキー場内のすべての現金を一括して確認するのはシーズン終了時のみになっている。リフト乗り場のつり銭やリフト券売上金額は1万円以下と少額ではあるが、現金は移動が容易であり、かつ紛失の可能性が高いので、頻繁に実査する必要がある。

(指摘事項)

最低でも週一回はスキー場すべての現金を一括して確認できるよう、曜日を決めてリフト乗り場のつり銭を同時に本部に集める必要がある。

資産台帳の作成

市の作成する資産台帳の一部である工作物の管理表には、第5リフトの取得価額が176,950千円と記載されている。

しかし、この取得価額は第5リフトを平成8年度に延長した際の、延長工事に要した金額そのものであり、延長する前のリフトの取得価額は台帳に残っていない。

(指摘事項)

有用な情報であるので可能な限り当初の取得価額、取得年月日を記入すべきである。

今後取得する資産についてはその数量だけでなく、取得金額についても把握しておくことが望ましい。後に施設の修繕や更新を行う際の参考情報として有用である。

スノーモービルの所有者

現在スキー場では6台のスノーモービルを使用している。この内、4台については市の資産として備品台帳に登録済。残る2台については、公社が委託費の中で購入したと思われるが、市と公社のいずれの台帳にも登録されておらず、所有者が公社と市のいずれであるか不明になっている。

委託料の中で購入したとみられる資産について、委託者と受託者、いずれの資産とするか明確でないことに問題がある。市が施設を所有し、その管理運営のみを委託している以上、固定資産については市が取得、所有する必要がある。委託先に固定資産を所有させておくと、委託先を変更した場合に、市は再度同じ資産の取得が必要になる。

(指摘事項)

該当するスノーモービルについて早急に所有者を確定する必要がある。また、近年取得した固定資産は市の所有としているが、委託料から購入した固定資産についての所有権は明らかにしておく必要がある。

スノーモービルの入札金額

未登録スノーモービルの内、平成15年度に取得したパトロール用のものについて、本体のメーカー希望小売価格が700千円、オプションの簡易パトロールキットのメーカー希望小売価格は89千円の合計789千円となっている。

メーカーの希望小売価格の合計が789千円であるスノーモービルを購入するに際して、物品購入内訳書での価格は896千円となっているが、この差額107千円は納車費

用やオプションの取り付け費用と思われるが、その説明が文書として残っていない。
また、通常はメーカー希望小売価格と市場価格との間にはある程度の開きがあるが、これを検討した記録もない。

(指摘事項)

今後入札の基準となる価格の決定に際しては、その金額の根拠を明らかにしておく必要がある。また、予定価格の設定は市場価格も考慮して決定する必要がある。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

飯綱高原スキー場の行政コスト(過去3年度分)の試算結果は次のとおりである。
(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	77,537	80,559	85,904
市職員人件費	8,560	8,409	8,257
団体職員人件費	68,977	72,150	77,646
物に係るコスト	138,864	150,922	145,672
物件費	9,153	8,260	6,308
委託費	22,082	26,305	20,210
維持管理費	51,992	60,717	63,514
減価償却費 ¹	55,636	55,640	55,640
その他のコスト	6,483	6,404	4,892
支払利息	6,483	5,216	3,915
その他(租税公課等)	-	1,188	977
行政コスト合計	222,883	237,885	236,468
収入			
利用料収入	62,825	69,217	64,763
その他収入	69	410	79
収入金額合計	62,894	69,627	64,843
差引行政コスト	159,989	168,258	171,626
市人口(4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	441円	464円	472円
利用者数	72,500人	87,350人	74,750人
利用者1人当たり行政コスト	2,207円	1,926円	2,296円

¹ 減価償却費については、取得価額または評価額が判明している建物、工作物、備品について、25年で償却計算している。

(意見)

今後設備老朽化に伴ない、修繕や更新に係る費用が増加してゆくことを考えると、様々な利用者増加対策を行って収入を増やすことが重要である。

行政キャッシュフロー計算書

飯綱高原スキー場に係る財政負担という観点から見た場合負担の推移については次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	160,764	177,029	176,913
行政コスト合計 1	222,883	237,885	236,468
減価償却費 1	55,636	55,640	55,640
支払利息 1、 2	6,483	5,216	3,915
市債償還に係る市の負担	12,271	12,271	12,271
元金償還金額	46,891	48,158	49,459
支払利息 1、 2	6,483	5,216	3,915
国交付税	36,536	36,536	36,536
県補助金	4,567	4,567	4,567
歳入 1	62,894	69,627	64,843
差引市財政負担額 (+ -)	110,141	119,673	124,341
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	304円	330円	342円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。
2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

(意見)

行政コストの増加により市民1人当たり負担額も増加している。より多くの人に利用してもらうことで市民の理解を得ることが望ましい。

委託契約

委託の契約形態 (上位5件)

(単位：千円)

業 務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
スキー場業務 管理	契約金額	121,980	130,865	147,868
	委託先	(社)長野市開発公社	(社)長野市開発公社	(社)長野市開発公社
運營業務	契約形態	E	E	E
	委託先	クボタ機工(株)	クボタ機工(株)	クボタ機工(株)
人口降雪設備 点検整備	契約金額	3,045	4,074	3,349
	委託先	E	E	E
スキーリフト ベアリング点 検業務	契約金額	-	-	498
	委託先	-	-	日本ケーブル(株)
スキー場仮設 案内看板等設 置業務	契約形態	-	-	E
	委託先	-	(有)カマダ工芸社	(有)カマダ工芸社
スキー場受変 電設備点検業 務	契約金額	-	493	490
	委託先	-	D (工事発注)	D (工事発注)
契約金額	418	399	383	
	委託先	(財)中部電気保安協 会	(財)中部電気保安協 会	(財)中部電気保安協 会
契約形態	E	E	E	

(注) 契約形態

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約 (他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約 (他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約 (他社よりの見積書を手入していない)

(意見)

金額上位5件の委託契約については、14年～16年度は全部随意契約でかつ、他社よりの見積書を入手していない契約方法であった。(有)カマダ工芸社を除く)

市の契約規則 第31条では、随意契約の場合他社よりの見積書をとることを原則としており、「ただし」書きで、例外として特定の場合他社よりの見積をとらないこともできると規定されているに過ぎない。

契約に際しては他社からの見積書を入手するとの原則に従った手続を踏む必要がある。

飯綱高原スキー場の契約方法は違法ではないが経費削減の面から、原則どおり、他社よりの見積書をとる方法に改め、さらにすすめて一般競争入札へ移行するよう努力が望まれる。

委託契約を結ぶ際、同一業務については同一委託先を選択している傾向にある。長野市開発公社であっても市の契約規則に準ずる形で業者選定を行うことが望ましい。

なお、平成18年度からは指定管理者制度が導入されるので、指定管理者に対してこの措置を求めることはない。

「なんちゃってスノーパーク」の実施予算

「なんちゃってスノーパーク」は、平成16年度の予算編成後、平成15年度において飯綱高原スキー場で試行的に実施したところ誘客効果が見込めたため、平成16年度から本格的に実施すべく観光課と開発公社が協議し、平成16年度の事業計画に盛り込み、平成16年度当初の公社のスキー場事業会計予算には予算化されていなかった「なんちゃってスノーパーク」委託料を既設の委託料・修繕費から流用し事業の実施を観光課が開発公社に指示したものである。

(意見)

公社は、実施を希望する計画について、積極的に市に主張して予算付けしてもらう必要がある。

予算は、何を実施し、何を実施しないかについての市の決定を具体化したものであるので、予算が認められなかったものについて公社が勝手に実施することはこれに反することになる。

平成16年度の場合、予算交渉の段階で、草刈業務や修理作業の内製化等による支出削減提案を行い、予め市との間で、実施したいものと、実施しないものとを明確にした予算を認めてもらう努力が不足していたと考えられる。

(意見)

市は、従来から実施している事業の継続だけでなく、新規の事業についても、さまざまな資料から有効性を検討して、試験的な予算を認めることが必要である。過去の実績がないために予算が認められないのであれば、何の変化も生まれえない。試験的に実施し、効果がないならやめる、有効であれば必要十分な予算をつけることが必要である。

事業計画

飯綱スキー場に関する平成17年度の予算はあるが、長期の事業計画はない。

設備の長期修繕計画も含めて、市としての具体的な方針を検討する必要がある。設備の内、平成元年度に取得した人口降雪用の給水設備はかなり老朽化が進んでおり、近い将来対策を検討する必要があるが発生する。

(意見)

この際、設備投資を改めて行うか、スノーマシンの使用をやめて、以降は自然の降雪のみにより営業を行ってゆくかの決定が必要になる。その決定を行うための基礎として、長期の事業計画は必要不可欠である。

10.戸隠スキー場

(1) 施設の概要

所在地

長野市戸隠 3682 番地

管轄部署

産業振興部観光課、総務部戸隠支所

使用開始年度

昭和 38 年度

施設の目的

冬期間のスキー客誘致による地元経済の活性化

施設の内容

種別	施設名	建築年度		
リフト施設	第1ダブルリフト	S53	延長	618.04m
	第2ロマンスリフト	S57	延長	244.88m
	第3クワットリフト	S63	延長	995.56m
	第4高速ペアリフト	H1	延長	691.91m
	第5高速ペアリフト	H2	延長	1,016.52m
	第6クワッドリフト(格納庫あり)	H9	延長	1,135.36m
	中社第1ペアリフト	S61	延長	415.48m
	中社第2リフト	S46	延長	664.76m
食堂施設	シャルマン戸隠	S63	構造	鉄骨2階
	そば処めのう	S48	構造	木造平屋
	レストランやなぎらん	S58	構造	木造平屋
休憩施設	ゲストハウス岩戸	H13	構造	木造2階
その他	作業棟	H15	構造	鉄骨平屋
	バッテリーハウス	H1	構造	木造2階
	中社パトロール室(プレハブ)	H6	構造	軽量鉄骨
	第1券売所(プレハブ)	不明	構造	軽量鉄骨
	第2券売所(プレハブ)	不明	構造	軽量鉄骨
	中社券売所(プレハブ)	不明	構造	軽量鉄骨
種別	施設名	取得年度	仕様・能力等	
降雪設備	スノーマシン	H3~4	降雪面積 約9ha ファン方式、固定3基、自走14基	
		H13	自走1基追加	
動く歩道	サンキッドコンベア	H15	延長	25m

使用料金

ア リフト料金

種別	大人	小人	シニア
1日券	4,000円	2,500円	3,000円
2日券	7,500円	4,500円	5,600円
3日券	10,500円	6,500円	8,000円
半日券(午前券・午後券)	3,000円	2,000円	2,400円
回数券(10回券)	2,700円	1,800円	2,700円

イ 1.5日券

	大人	小人	シニア
1.5日券	6,800円	4,300円	5,200円

(注) 午前中発売の券は発売翌日の午後1時まで
午後発売の券は発売翌日の営業終了まで

ウ GOGO券

	大人	小人	シニア
5.5時間券	3,400円	2,100円	2,600円

(注) 発売時より5.5時間

エ シーズン券

種別	大人	小人	シニア
通常料金	52,000円	32,000円	39,000円
10/31までに購入の前売	37,000円	16,000円	28,000円

(注) ア～エともに

- 1.シニア料金は満50歳以上(証明書不要・自己申告制)、小人料金は小学生以下の方が対象となる。但し前売シーズン券に限り中学生は、小人料金となる。
- 2.上記料金には消費税が含まれている。

(2) 施設の管理運営方法

市が直接運営している。

長野市戸隠観光施設事業は、夏期は戸隠キャンプ場、荒倉キャンプ場を冬期は戸隠スキー場を運営している。

スキー場の人員は合計139人で内訳は次のとおりである。

正規社員 7人、嘱託職員 7人、臨時職員 125人。

(3) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

項目	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入	496,172	479,481	442,560	358,026	318,386
スキー場収入 1	438,773	413,546	383,740	302,899	258,404
その他の収入 2	57,399	65,935	58,820	55,127	59,982
支出	401,108	381,461	367,239	347,436	344,283
収支(-)	95,064	98,020	75,321	10,590	25,897
建設改良支出	23,391	12,096	29,359	40,548	41,873
事業よりの余剰資金 3	71,673	85,925	45,962	29,958	67,770
スキー場来場者	150,040人	148,410人	138,700人	111,600人	95,530人

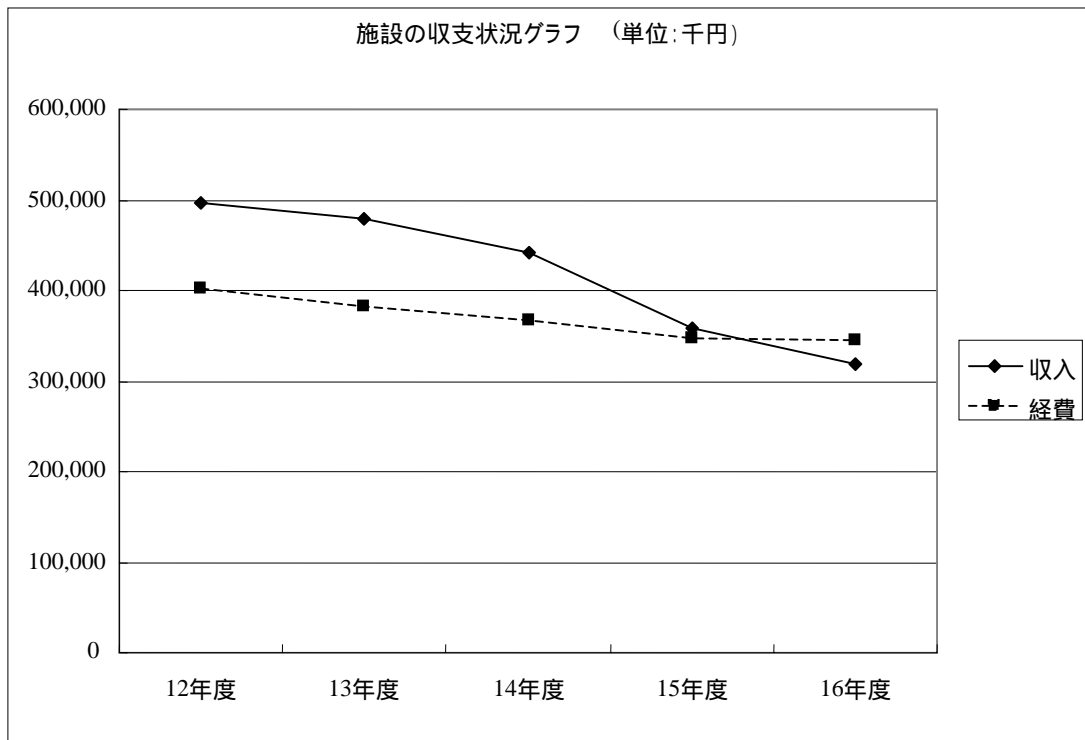
- 1 スキー場収入は索道事業収入と食堂事業収入の合計数値。
- 2 その他の収入はキャンプ場収入、受託管理収入、営業外収入を含んでいる。
- 3 この資金により、企業債、借入金の返済が行われている。

なお、平成17年3月31日現在の借入金等の残高は次のとおりである。

一般会計よりの借入金	213,673千円
長野信用金庫借入金	400,000
企業債(ながの農協)	289,500
計	903,173

- 4 16年度についてはその他収入より、営業外収益の中にある特別な収入16,000千円(この中には消費税還付金7,815千円が含まれる)を除外した。

上記表より明らかなように14年度までは借入金返済が可能であったが15年以降は逆に借入が増える状況にあることを示している。



(4) 監査の結果

施設の公有財産台帳（施設台帳）

施設についての公有財産台帳は合併に伴う移動の際に不明になっており、外部監査人の現地調査の間には提出してもらえなかった。

但し、後日、所在が判明したとの連絡を受けた。

（指摘事項）

重要書類が不明になることは書類管理に問題があり、永年に渡って使用する台帳等は、表紙を赤にするとか、「永久ファイル」と記入するとかして、毎年作成される資料とは明確に区分され、間違っただけで処分等がされないよう指導を徹底すべきである。

（意見）

施設についての公有財産台帳を見ることができなかったのは残念であるが、沿革欄等に過去の大規模な修繕工事の内容に記入しておくことが今後の修繕計画及び修理費の予測に重要な手掛かりとなるので、その記入を義務付けることが望まれる。

備品台帳（備品使用簿）

長野市財務規則 第 179 条 課長等は、備品使用簿を備えて記録しなければならない。

第 178 条では、課長等は、その保管する備品のうち、価格 100 万円以上のものについては毎会計年度末に現在高を調査しなければならないと規定されている。

ア 一括計上された備品

この件に関し、旧戸隠村では備品は 1 万円以上のものとなっており、これに基づき備品台帳は作成されていた。

ただし、この台帳は平成 6 年 7 月に新しく整備されたようで、この時点で一括計上された備品については備品名、数量の記入のみで価格は未記入のままとなっているものが多かった。また、本来の取得年月日の記入もなかった。

（指摘事項）

これについては第 139 条によると原則は購入価額となっているが困難な場合は見積価格でもよいことになっているので購入価額が不明の場合には見積価格また、本来の取得年月日の記入をすべきであり、この旨指導の徹底をはかるべきである。

イ 備品台帳（備品使用簿）の不備

備品台帳と決算書類の備品明細とを照合したところ備品台帳に次の不備があった。

（ ）除却処理

平成 9 年 6 月取得ゲレンデ整備車三菱 G B 400 価格 2,189,250 円は平成 15 年度で除却済だが備品台帳上は除却の処理がされていなかった。

（ ）リース物件の記載

圧雪車プリノートエベレスト（平成 13 年 12 月）は本来リース物件であるので計上してはならない車輛であるが車輛として備品台帳に計上されていた。

同じく、「ダイオキシン対策 排ガス中和装置」についてもリース物件であるが備品台帳に計上されていた。

（指摘事項）

備品台帳を訂正すべきである。

現物と台帳の照合

備品の現物に管理番号等の記入がないため台帳と現品との照合は困難な状況にある。

(指摘事項)

備品は現金と同様、市民の重要な財産であるので台帳と現物との照合ができるよう改善すべきであり、その現物との照合により資産の保全と台帳の正確性が保証されるものであることを再確認していただきたい。

幸い、長野市との合併に伴い、新たな台帳の作成と現品への貼付シールが配布されているようなので、この機会に管理が徹底するよう指導すべきである。

リース物件の管理

車輛、機械、備品等についてのリース物件について、備品使用簿に準じた「リース物件使用簿」等の作成がなされていなく、購入品とリース物件が混在している。

(指摘事項)

リース物件といえども市の管理する資産である。

近年戸隠スキー場ではリース物件が増加しており、リース物件についても「リース物件使用簿」(リース物件である旨を区分したうえでの備品使用簿)を作成する必要がある。

財務数値の不一致

長野市戸隠観光事業会計貸借対照表の資産の部の有形固定資産について、その明細たるべき「有形固定資産集計」表との間に下記のように1億3千万円位の大きな差異がかなり以前から発生しており、関係者はそのことを知っていながらそのまま放置していた。

(指摘事項)

このような差異が発生した場合、即座に原因を追求し、正しい処理に訂正すべきである。

	貸借対照表	同日の「有形固定資産集計」	
平成17年3月31日現在			
有形固定資産			
イ 土地		3,248,000	3,248,000
ロ 建物	699,084,411		
減価償却累計額	310,720,138	388,364,273	361,664,617
ハ 構築物	627,440,069		
減価償却累計額	283,815,764	343,624,305	359,876,903
ニ 機械及び装置	1,901,685,653		
減価償却累計額	1,620,876,270	280,809,383	507,728,355
ホ 車輛及び運搬具	176,715,633		
減価償却累計額	81,985,769	94,729,864	9,871,696
ヘ 器具及び備品	20,317,625		
減価償却累計額	17,952,945	2,364,680	2,163,972
有形固定資産合計		1,113,140,505 円	1,244,553,543 円
			差 131,413,038 円

一般に、決算書作成実務上は、その内訳明細を作成する過程で、決算の誤りが発見され、それを是正することにより、決算書の正確性が担保されるものであるが、このように大きな差異が原因追求されずに作成された決算書は、その決算書自体の信頼性に疑問が残るものである。

その原因を追求するため、現在、市では過去に遡って見直しをしている。

現金管理

シャルマン戸隠内の喫茶・ドリンクバーの現金収入についての原始記録がメモ書きで作成され、かつ、その保管が義務付けされていなかった。

(指摘事項)

これらの入金については、その担当者が売上傳票を作成し、これに責任者の承認を受けたうえで、その伝票と現金とを回収するよう改めるべきである。

なお、平成17年12月より、シャルマン戸隠、そば処めう、レストランやなぎらん並びに自動販売機の管理については、戸隠観光協会に年間賃貸料900万円で賃貸する方向で交渉中であり、これが成立した場合はこの業務がなくなるので問題ないが、同じような現金入金が新たに発生することもあるので注意して頂きたい。

シーズン券の管理

当スキー場ではシーズン券を発行し、それを台帳で管理している。しかしキャンセル、作成ミス等により未発行となったシーズン券の現物がその台帳と一緒に保管されていない。

(指摘事項)

無効券は大きく×印をするなど完全に使えなくするとともに台帳と一緒に保管を義務付けるべきである。

なお、今年度分について現物を実査したところ、担当者の机等にすべて保管されていたことを確認した。

(5) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

戸隠スキー場に関する行政コスト(過去3年分)の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	147,180	136,932	131,050
正規職員人件費	39,843	40,032	42,388
嘱託臨時人件費(索道)	86,933	78,650	74,061
嘱託臨時人件費(食堂)	20,404	18,250	14,601
物に係るコスト	311,937	297,315	293,214
物件費	104,490	99,496	105,222
委託費	16,849	16,509	14,699
維持管理費	61,092	60,688	67,599
減価償却費	108,829	100,086	90,810
その他(雑費)	20,677	20,536	14,884
その他のコスト	16,951	13,275	10,829
支払利息	16,880	13,275	10,829
その他(租税公課等)	71	-	-
行政コスト合計	476,068	447,522	435,093
収入			
使用料等営業収入	383,740	302,899	258,404
その他収入	58,820	55,127	59,982
収入金額合計	442,560	358,026	318,386
差引行政コスト	33,508	89,496	116,707
市人口(4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	92円	247円	321円
利用者数	138,700人	111,600人	95,530人
利用者1人当たり行政コスト	242円	802円	1,222円

減価償却費については、税法の耐用年数により定額法で償却計算している。

戸隠スキー場は平成 17 年 1 月 1 日の合併により市の施設となったものであるが、便宜上市の各年度の人口で比較している。

これによると来場者数の激減により、市民 1 人当たり行政コストは平成 14 年度の 92 円から 16 年度の 321 円へと約 3.5 倍に増加し、利用者 1 人当たり行政コストは 14 年度 242 円から 16 年の 1,222 円へと約 5 倍へと大きく膨らんでいる。

(意見)

今後利用者 1 人当たり行政コストを下げるために、固定費の削減、又は来場者数の増加による収益増大が必要とされる。

行政キャッシュフロー計算書

戸隠スキー場に係る財政負担という観点での負担の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	350,359	334,161	333,454
行政コスト合計 1	476,068	447,522	435,093
減価償却費 1	108,829	100,086	90,810
支払利息 1、 2	16,880	13,275	10,829
市債償還に係る市の負担	174,980	248,902	120,529
元金償還金額	158,100	235,627	109,700
支払利息 1、 2	16,880	13,275	10,829
国交付税	-	-	-
県補助金	-	-	-
歳入 1	442,560	358,026	318,386
差引市財政負担額 (+ -)	82,779	225,037	135,597
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	228円	621円	373円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。

2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

長野市は市の大型施設について、行政コスト計算書及び行政キャッシュフロー計算書の開示を行っていない。

(意見)

市民にとって有用な情報であるので行政コスト計算書及び行政キャッシュフロー計算書の開示を行うことが望ましい。

来場者数の増加策と 1 人当たりのスキー場収入

来場者数 (収入) の増加策について、戸隠スキー場では次の方策を検討している。

ア リフト、宿、レンタルの連携の強化

イ CS 向上委員会の設置

ウ スローライフ、スローフード (ゆっくりくつろげるスキー場、レストランの食の充実)

エ 市内 3 つのスキー場の共通リフト券の採用

(意見)

全国的なスキー客の減少の中では担当部署の対応のみでは限界があり、「エコールドまつしろ」のような全市をあげた対策が望まれる。

なお、インテージ長野 (株) によるアンケートによると当スキー場は、総合満足度は高いが接客については中位との結果が出ているので、「おもてなしの心」を地域全体で体现するスキー場の実現に向けて早急な対応が必要と思う。

また、さらに進んでシーズンオフのスキー場を新たな地域活性化の舞台として活用する高校生のアイデアも検討に値すると考える。

この山菜取り場、キノコ採り場とするための作業を、市（索道事業者）と旅館、地域住民等のボランティアにより、地域再生事業として遂行し地域を挙げて、これら収穫時期にはお客様を招待し、もてなしの中心施設に、このシーズンオフのスキー場が活用できれば地域の活性化につながると考える。

但し、スキー場ゲレンデの大半が国有地であり、新たな賃借料の発生にも留意する必要がある。

第二回高校生アイデアコンテスト 優秀賞

シーズンオフにおけるスキー場の新しい活用アイデア

内川 きい菜さん 松商学園高等学校 商業科 3年2組

概要 私はシーズンオフになったスキー場を秋やその季節ごとの山菜、キノコ採りを行う広場として利用してはどうかと考えました。

私の家では旅館をしていて、秋には山菜やキノコを目当てに沢山の人が来ます。しかし、その人々の中には、3年前は山を登り下りできたのに足腰が弱くなったり、病気をしてしまった山菜、キノコ採りに行きたくても行けなくなってしまった人も多く見られます。また、自分は山を登りたいが、子供がまだ小さくて行くことができない人も多くいます。そんな人達のためにも、山より傾斜が緩やかなスキー場は、体に負荷もかからず必要に応じてはリフトもあるため絶好の場所になると思います。また、周りが広く見渡しが良いため、子供が迷子になるという心配もなく、安心してかつ楽しく山菜やキノコ採りを行うことができます。スキー場自体は山の中にあるので、山菜などは育ちやすい環境にあると思うし、キノコに関しては、人工的に繁殖させることも可能です。

また、山菜採りやキノコ採りをするだけでなく、シーズンオフになったスキー場の店や食堂を使ってお客様の採ってきた山菜等を料理にしたり、食べられるキノコか否かを教えたり、家に持って帰ってからの調理の仕方を教えるといったようなことに利用すれば、スキー場周辺の地域は、活性化されると思います。

このように、シーズンオフのスキー場を山菜採り場、キノコ採り場として開放すれば、地域の活性化にもなり、観光客にも喜んでもらえる素敵な施設に生まれ変わると思います。

（資料 平成 17 年 10 月 9 日 信濃毎日新聞より）

索道事業収入

索道事業収入をスキー場来場者数で除した来場者 1 人当たり収入はつぎのようになり、年々減少している。

（単位：円）

平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
2,924	2,787	2,767	2,714	2,705

（意見）

来場者数の増加策とともに来場者 1 人当たりの収入アップ策についても検討されることが望まれる。

食堂部門の収支（減価償却費、金利を除く）

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
収入	83,140	77,833	71,828	58,596	53,736
支出	75,456	72,798	66,469	57,015	53,684
収支差額	7,684	5,035	5,359	1,581	52

お客様の利便性を高めるため、スキー場内で食堂部門を経営していたが、食堂収支については上記のとおりであり、この他に食堂部門の減価償却費は年間1,200万円近くあるため、これと金利を加味した採算ベースでは平成12年度でも実質マイナスであり、さらに16年度は単年度収支でもマイナスに近づいている。

(意見)

これらの状況を改善するため17年度はこれら食堂部門及び自販機類の管理を外部委託の方向で検討している点は良いことと考える。

固定費の見直し

スキー場はその経費の大部分が固定費であるので、この非常事態の中、この固定費の削減が重要テーマである。

スキー場入場者数を平成12年度と比較した場合、15年度は26%、16年度は36%減少している。一方で平成16年度の収支状況を平成12年度に比べると、索道収入が42%も減少しているのに対し、人件費は20%の減少、黒姫～戸隠間の送迎バス運行業務委託料も25%の減少に留まっている。

委託業務全般について、13年度に2件の他社よりの見積をとった以降、14年～16年度は他社よりの見積をとったケースは1件もなかった。

また、工事契約についても、16年度は業務内容が専門的であり、設備の導入業者でなければ適切な修理ができないことを理由に随意契約でかつ、見積り合わせも行われていなかった。この結果、固定費の削減効果は不十分なものとなっている。

(意見)

専門業者とはいえ、同様の業務を行う業者は多いので、随意契約であっても見積り合わせを行い、工事費・委託料の相場の把握や費用の削減に努めることが望まれる。

その他に固定費を削減するため、次の方法も有効かと思われるので検討が必要である。

- () グレンデの一部縮小、閉鎖
- () 他社との見積り合わせ、競争入札による価格の引き下げ
- () 3スキー場の共同発注によるコスト削減
- () 数年間一括契約によるコスト削減

旅費精算における宿泊領収書の添付

市では出張に伴う宿泊代について実費ではなく規定による額を支給している。また、出張精算時に宿泊代の領収書の添付はなされていない。

(問題点)

出張の事実を証する重要な証拠書類が欠けている。

(意見)

現在要求はされていないが旅費精算の際に、実際に宿泊した領収書の添付を義務付けることが望ましい。

このことによって、経費の削減及び宿泊手当の妥当額を検討するための有力な資料とすることが可能となる。

契約

平成 16 年度において 1,000 万円以上の設備整備工事等が 2 件以上実施されたが、いずれも安全性、迅速性の面からという理由で設備の納入業者との随意契約（他社よりの見積書を入手していない）とされていた。

また、委託契約については、14 年～16 年度は全部随意契約でかつ、他社よりの見積書を入手していない契約方法であった。

市の契約規則 第 31 条では、随意契約の場合他社よりの見積書をとることを原則としており、「ただし」書きで、例外として特定の場合他社よりの見積をとらないこともできると規定されているに過ぎない。

（意見）

戸隠スキー場の契約方法は違法ではないが経費削減の面から、原則どおり、他社よりの見積書をとる方法に改め、さらにすすめて一般競争入札へ移行するよう努力が望まれる。

委託の契約形態（上位 5 件）

（単位：千円）

業 務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
送迎バス運行業務 黒姫～戸隠	契約金額	3,360	2,782	2,516
	委託先	川中島バス(株)	川中島バス(株)	川中島バス(株)
	契約形態	E	E	E
ゲレンデ、リフト 敷 草刈作業	契約金額	2,200	2,150	2,125
	委託先	代表 原山俊美	代表 原山俊美	代表 原山俊美
	契約形態	E	E	E
リフト設備等 高圧電気保安業務	契約金額	968	925	903
	委託先	(財)中部電気保安協会	(財)中部電気保安協会	(財)中部電気保安協会
	契約形態	E	E	E
リフト券発券システム 保守管理業務	契約金額	840	840	840
	委託先	(株)ザイン	(株)ザイン	(株)ザイン
	契約形態	E	E	E
スキー場運営に関する 指導、コンサル タント業務	契約金額	577	840	840
	委託先	(有)サービスペック	(有)サービスペック	(有)サービスペック
	契約形態	E	E	E

（注）契約形態

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約（他社よりの見積書を 2 社以上入手している）
- D 随意契約（他社よりの見積書を 1 社入手している）
- E 随意契約（他社よりの見積書を入手していない）

11. 聖山パノラマスキー場

(1) 施設の概要

所在地

長野市大岡丙 5402 番地 1

所管部署

産業振興部 観光課

(平成 17 年 1 月 1 日の大岡村との合併により、大岡村直営から変更)

供用開始年度

昭和 41 年度

施設の目的

市民に健全な野外活動と保健休養の場を提供するために設置

施設の内容

施設の内容は以下のとおりである。

項 目	仕 様
リフト	2 基
コース	6 コース
発券所	1 ヶ所
駐車場	1 ヶ所 約 300 台

リフトの運行時間は次のとおりである。

午前 8:30 ~ 午後 4:30 (12 月、1 月)

午前 8:30 ~ 午後 5:00 (2 月、3 月)

使用料金は、長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例第 5 条の別表に、次のように定められている。

区分	使用料	使用券の種類
1回の乗車	円 150	1回券
12回の乗車	1,500	回数券
半日不定回数の乗車	一般	半日券
	中学生以下	
1日不定回数の乗車	一般	1日券
	中学生以下	
2日不定回数の乗車	一般	2日券
	中学生以下	
1運行期間不定回数の乗車	一般	シーズン券
	中学生以下	
貸スキー等	市長が別に定める額	

(注)

- 1 「半日」とは、発行当日の平常運行の運行開始時間から午後 1 時まで又は発行当日の正午から平常運行の運行終了時間までをいう。

- 2 貸しスキー料金は次のとおり (平成17年7月1日より)
(単位:円)

	半日	1日
貸しスキーセット(大人)	1,500	2,500
貸しスキーセット(小人)	1,000	2,000
貸しボードセット(大人)	2,500	3,000
貸しボードセット(小人)	2,000	2,500
貸しそり	1日 300円	
貸しストック(大人)	1日 500円	
貸しストック(小人)	400	500

(2) 施設の管理運営方法

管理運營業務は長野市産業振興部観光課及び総務部大岡支所産業振興担当が直接行っている。平成16年度においては、臨時職員7名のみでスキー場の管理運営を行っている。

(3) 初期投資の状況

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	-	-	-	-	-
建設費	544,937	66,137	-	-	478,800
合計	544,937	66,137	-	-	478,800

(4) 施設の利用状況及び収支状況

利用状況

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
利用者数(人)	6,227	6,256	4,691	3,910	4,963
営業日数(日)	102	102	102	102	90
1日当たり利用者数(人/日)	61	61	46	38	55

(注)平成16年度からは、利用者数にチケット購入者だけでなく、目視による無料利用者数を加えている。

収支状況

(単位:千円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入	8,658	8,838	8,326	7,369	6,108
スキーリフト使用料	7,766	7,956	7,556	6,418	5,344
貸スキー使用料	892	883	770	871	764
その他	-	-	-	80	-
歳出	16,679	14,571	12,961	21,150	12,122
人件費	6,379	5,496	5,340	4,472	4,257
物件費	1,417	829	1,160	7,476	1,424
維持管理費	8,884	8,246	6,460	9,202	6,442
収支(-)	8,022	5,733	4,635	13,781	6,014

(5) 監査の結果

備品の管理

取得価格 3 万円以上の備品については、市財務規則第 179 条に基づき台帳がシステムにより整備され、備品番号、備品分類番号、品名、単価、取得日、取得事由、規格等の記載が求められている。同じく取得価格 100 万円以上等の重要物品については、さらに取得年月日や異動年月日を記載した重要物品記録簿の作成が求められている。

今回、備品の一部について台帳と現物の照合及び台帳記載要件の確認を実施したところ、以下の問題点が抽出された。

それぞれ、財務規則に合わせて、また、実際の管理が効率的となるよう、改善が必要である。具体的には、以下の修正、改善が必要である。

ア 重要物品記録簿への記載漏れ

取得価格 100 万円以上の物品については重要物品記録簿の作成が財務規則で要請されているが、スキー場で保有する該当物品（5 つ）について、いずれも作成がなされていなかった。

(指摘事項)

取得価格 100 万円以上の備品については、重要物品記録簿を作成する。

イ 取得日の記載

台帳への取得年月日の記載について、合併による旧大岡村から市への引継ぎ日（平成 17 年 1 月 1 日）で記載されており、当初の取得日が記載されていない。また、以前の取得記録も残っていなかった。

(指摘事項)

たとえば、当初の取得日は備考欄等に記載しておき、一覧管理が可能な状態とする。機械類については使用や修繕を記録する台帳が必要と考える。

ウ 貸しスキー・スノーボードの管理

貸しスキー・スノーボードについて、各スキーが年間何日使われているのかについて記録が残っていない。

(指摘事項)

安全対策のためにも、貸しスキー・スノーボードについては、管理台帳を作成して使用状況を把握しておき、更新を適切に管理する必要がある。

重要物品の使用状況

聖山パノラマスキー場では圧雪車（取得価格 28,016 千円）を 1 台保有しているが、取得は平成 3 年度であり、一般的な耐用年数は 10 年を見込んでいる。現在、取得後 14 年程度経過しており、故障が増える等の不具合が増えてきている（平成 15 年度には修理代 3,885 千円かかっている）。また、今後メーカー側で交換部品の在庫がなくなっていくことが想定される。

また、圧雪車のほか、重要物品である降雪機やスノーモービルについて、いずれも使用日や使用時間等を記載した管理台帳が作成されていなかった。今回の監査の結果、それぞれの標準仕様と実際の使用状況は次のとおりであった。

重要物品	取得年度	メーカー標準耐用年数（時間）	実際の使用時間
圧雪車	平成 3 年度	13～14 年（7,000 時間）	14 年
人口降雪機 A	平成 10 年度	10～20 年（10,000 時間）	7 年
人口降雪機 B	平成 10 年度		
人口降雪機 C	平成 10 年度		
スノーモービル	平成 10 年度	10 年	

(指摘事項)

圧雪車については、メーカー標準耐用年数に達しており、修理も増えていることから、スキー場の安全性を確保する観点からも、早急に買換えの計画を検討すべきである。

公有財産台帳

土地について、当初旧大岡村が保有していた山林の一部を県有林と交換して使用しているが、明治39年から保有しており取得価格は不明であることから、公有財産台帳に価格が記載されていない。なお、スキー場開設に当たり新たに取得した土地はない。

工作物については、市財務規則で公有財産台帳の作成が求められているが、スキー場造成工事、リフト設備、ワイヤー等の工作物について台帳が作成されていない。なお、それぞれの取得年度及び取得価格はつぎのとおりである。

内容	取得年度	取得価格(千円)
第1ペアリフト架替	平成2年度	97,850
ゲレンデ拡張	平成9年度	51,954
第2リフト新設	平成9年度	107,100
ゲレンデ拡張(繰越分)	平成10年度	41,475
第2リフト新設(繰越分)	平成10年度	
駐車場舗装	平成10年度	62,999

(指摘事項)

土地の価格については、市財務規則に基づき、時価等に基づく適切な価格を記載する必要がある。

工作物については、必要事項を記載した台帳を早急に作成する必要がある。

入金処理

リフト券収入や貸しスキー収入等の収入については、原則として当日はホテルの金庫に保管し、翌営業日に金融機関に入金することとしている。しかし、平成17年2月の入金状況を入金伝票により確認したところ、実際の収入から金融機関への入金までに3~10日程度かかっている事例が散見された。理由を確認したところ、職員が多忙のためとのことであった。

(指摘事項)

これらの収入は公金であり、速やかに入金処理を行うべきである。

なお、パノラマスキー場及びパノラマホテルの収入について、市は今後セキュリティ会社での集金を検討している。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

聖山パノラマスキー場の行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	5,340	4,472	4,257
市職員人件費	5,340	4,472	4,257
団体職員人件費	-	-	-
物に係るコスト	25,153	27,934	25,246
物件費	1,160	7,476	1,424
委託費	988	973	974
維持管理費	3,997	340	3,978
減価償却費 ¹	17,532	17,766	17,780
その他(雑費)	1,475	1,379	1,090
その他のコスト	7,478	6,597	5,698
支払利息	7,478	6,597	5,698
その他(租税公課等)	-	-	-
行政コスト合計	37,971	39,003	35,201
収入			
使用料収入	8,326	7,289	6,108
その他収入	-	80	-
収入金額合計	8,326	7,369	6,108
差引行政コスト	29,645	31,634	29,094
市人口(4月1日現在) ²	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	82円	87円	80円
事業実績(利用者数等)	4,691人	3,910人	4,963人
利用者1人当たり行政コスト	6,319円	8,091円	5,862円

1. 減価償却費については、起債金額と、金額が判明している工事に基づいて、25年で償却計算している。
2. 市人口は便宜上、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村合併前の長野市の各年度人口を使用している。

(意見)

市民1人当たり行政コストは低く抑えられており、他施設に比べても遜色ないが、利用者1人当たり行政コストは一回の使用料金を上回っている。利用者の誘致対策を検討して、持続的に営業ができる施設にすることが求められる。

行政キャッシュフロー計算書

聖山パノラマスキー場に係る財政負担という観点から見た場合の負担の推移については次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	12,961	14,640	11,957
行政コスト合計 1	37,971	39,003	35,201
減価償却費 1	17,532	17,766	17,546
支払利息 1、 2	7,478	6,597	5,698
市債償還に係る市の負担	17,590	18,353	17,589
元金償還金額	51,155	52,036	52,934
支払利息 1、 2	7,478	6,597	5,698
国交付税	41,043	40,280	41,043
県補助金	-	-	-
歳入 1	8,326	7,369	6,108
差引市財政負担額 (+ -)	22,225	25,624	23,438
市人口 (4月1日現在) 3	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	61円	71円	65円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。
2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。
3. 市人口は便宜上、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村合併前の長野市の各年度人口を使用している。

市債返済額と支払利息の合計の7割を国が負担するので、この分市民の負担は軽減されている。

チケット売上帳の作成

スキー場のチケット販売は1つの窓口で行っているが、そこで作成している売上帳への記載は、担当者によって方法が異なっている。

(意見)

発券枚数や売上金額等が集計しやすく、つり銭管理が可能な形の一定の書式を定め、継続的に利用して記載してゆくとよい。

保険加入の状況

平成16年度末において、スキー場として加入している保険は機械、設備そのものの物的損害を填補する「機械保険」、並びに市側に瑕疵があった場合を填補する、スキーリフト及びゲレンデ内走行車輛の「賠償責任保険」である。

スポーツ施設で最も危険なのは利用者が怪我をすることだが、このような場合に施設の管理者としての責任を問われるケースが増えてきている。しかし機械保険ではこれを担保できない。

(意見)

入場者の万が一に備えるための「スキー場入場者保険」にも加入することを検討する必要がある。

なお、この保険については、平成17年度から予算化されているので、今後は問題とならない。

収入の増加策

現在のところ、スキー場として利用されているのは第2リフト以下である。これだけでは他のスキー場と比較した場合に何の特徴もなく、それだけで敬遠される恐れがある。

(意見)

このスキー場の売りは名前のとおりパノラマである。

ゲレンデから見える西方の北アルプスも大パノラマであるが、聖山山頂からは北の戸隠、東の浅間山、南の八ヶ岳とほぼ360度の眺望が得られる。第2リフト降り場から山頂までの道順案内をスキー期間中も整備することで、利用者の満足度を高められると考える。

利用状況

聖山パノラマスキー場の最近3年間の利用状況は次のとおりとなっている。

	平成14年度	15年度	16年度
入込人員(人)	4,691	3,910	4,963
輸送人員(人)	62,709	52,007	42,668
リフト収入(円)	7,555,800	6,417,750	5,343,600
レンタルスキー収入(円)	770,100	871,200	763,900

平成16年度の入込人員は増えているものの、輸送人員とリフト収入はともに連続して減少している。

リフト収入の推移を内容別に示すと次のとおりとなる。

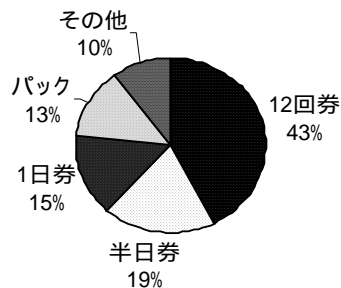
(単位:円)

種類	料金	平成14年度	15年度	16年度	増減率
1回券	150円	135,300	111,750	99,900	26%
12回券	1,500円	3,699,000	3,064,500	2,266,500	39%
1日券大人	3,500円	1,018,500	752,500	639,200	37%
1日券小人	2,500円	692,500	92,500	149,000	78%
半日券大人	2,000円	980,000	802,000	869,000	11%
半日券小人	1,500円	172,500	114,000	167,000	3%
2日券大人	5,500円	396,000	407,000	275,000	31%
2日券小人	4,000円	116,000	40,000	4,000	97%
シーズン券大人	17,500円	217,000	402,500	140,000	35%
シーズン券小人	12,500円	0	25,000	25,000	-
日帰りパック	1,000~3,000円	80,500	380,000	294,000	265%
宿泊パック	1,000~3,500円	38,000	226,000	415,000	992%
計		7,545,300	6,417,750	5,343,600	29%

平成14年度から16年度にかけての増減率である。

このように、パック収入は増加、半日券は比較的減少率が低いものの、他はおおむね30%程度も減少していることが分かる。なお、平成16年度のリフト券の主な種類別の売上構成は次表のとおりであり、主力は12回券と半日券となっている。1日券やシーズン券の比率が低いのは、小規模でありリフトやコースが少ないためと考えられる。

平成16年度のリフト券の主な種類別内訳



リフト収入における主な問題点は次のとおり整理できる。

- ア 主力の 12 回券や半日券の減収幅が大きいこと
- イ 料金の高い 1 日券、2 日券、シーズン券の構成割合が低いこと
- ウ 併設ホテルとの宿泊パックの構成割合が低いこと

また、併設ホテル（市営聖山パノラマホテル）の宿泊パックについて、宿泊状況とスキー場の利用状況との関係は次のとおりである。

		平成 14 年度	15 年度	16 年度
宿泊人数（1 月～3 月計）（人）	A	591	480	536
スキー場入込人員（人）	B	4,691	3,910	4,963
スキー客と宿泊人数の比率	A / B	12.5%	12.2%	10.7%
ホテルの年間宿泊稼働率 （市の計算による）		14.3%	18.9%	19.1%

上記からは、併設ホテルの稼働率が低いことやスキー場利用者における併設ホテルの宿泊者数が少ないことが分かる。

なお、平成 16 年度の聖山パノラマスキー場の「歳出 - 歳入」（純歳出）は 23,438 千円であり、仮に利用者 1 人当たりの単価を 1,500 円（12 回券の値段）とすると、純歳出をゼロとするためには 16 年度はあと 15,625 人の利用者が必要であったことになる。

（意見）

利用者及びリフト券収入の減少を食い止め、増収に転じさせるためには、たとえば次のような施策を検討すべきと考える。

ア 料金設定

小規模であるため、1 日券や 2 日券の料金設定が割高に感じられる。思い切って、12 回券や半日券を廃止し、1 日券の料金を 2,000 円程度に設定する。

イ 営業活動

パンフレットやホームページによる PR があまり行われていないため、そもそも存在を知らないスキーヤーが多いと思われる。小規模ではあるものの、雪質の良さや景色の良さ（リフト頂上からは白馬連峰が見渡せ、樹氷を見ることもできる）をもっとアピールすべきである。市民に対してはもちろん、東京や名古屋等の大都市居住者に対しても、営業活動を行う。

ウ パック利用の促進

併設ホテルとの提携（PR 方法、割引率の拡大等）を強めて、パック利用者を増やす。

エ 温泉の利用

併設ホテルのほか、近隣に市営の温泉があり、この温泉は低料金ということもあり好評となっている。そのため、温泉の無料券を配ったり、逆に温泉に割引券を置いておく等、温泉の人気をもっと活用する。今後定年退職を迎える団塊の世代をターゲットにすることも考えられる。

オ 目標の設定

損益管理を行い、損失を出さないために必要な利用者数を目標として設定する。

指定管理者の選定と今後の管理運営

合併支所管内の直営施設についても、利用者ニーズに的確に応えるため、指定管理者制度を適用する予定だが、それまでは直営で行う方針。

（意見）

適用に際しては、選定方法や募集要項があいまいになっていないか、市と指定管理者とのリスク分担が適切か、施設の安全面を確保したうえで確実にコストが減少するか等、検討する必要がある。

12.スパイラル

(1) 施設の概要

所在地

長野市中曽根 3700 番地

所管部署

長野市教育委員会体育課

供用開始年度

平成 8 年度

施設の目的

1988年(平成10年)第18回オリンピック冬季競技大会の開催に当たり、ボブスレーおよびリュージュの競技会場として建設。ボブスレー、リュージュおよびスケルトンの本格的なコースとして、各種大会の開催が可能。夏季トレーニング施設の整備により、年間を通し選手強化・育成に寄与する。

施設の内容

総延長 1700m、標高差 113m、カーブ数 15 のコース、夜間照明設備、プッシュトラック 120m、自由広場、計量棟、格納庫、管理棟から構成されている。

使用料金は長野市ボブスレー・リュージュパークの設置および管理に関する条例によって定められ、平成 16 年 4 月 1 日現在の料金は次のとおりである。

区分		単位	使用料の額
コース	専有する場合	ボブスレー	1 時間 24,000 円
		リュージュ	1 時間 12,000 円
		スケルトン	1 時間 12,000 円
		ローラーリュージュ	1 時間 6,000 円
	専有しない場合	ボブスレー(4人乗り)	1 回 6,000 円
		ボブスレー(2人乗り)	1 回 4,000 円
		リュージュ	1 回 1,500 円
		スケルトン	1 回 1,500 円
		ローラーリュージュ	1 回 700 円
		プッシュトラック	1 時間
会議室	アマチュアスポーツ等に使用する場合 (1室につき)	午前(9時～正午)	1,000 円
		午後(1時～5時)	1,300 円
	上記以外の使用の場合(1室につき)	午前(9時～正午)	1,500 円
		午後(1時～5時)	2,000 円
ボブスレー・リュージュ格納庫		1 区画 1 月	2,000 円
コース照明設備		1 時間	3,000 円
ボブスレー(4人乗り)そり		1 台 1 回	3,000 円
ボブスレー(2人乗り)そり		1 台 1 回	1,500 円
リュージュそり		1 台 1 回	1,000 円
スケルトンそり		1 台 1 回	1,000 円
会議室暖房設備		1 時間	200 円

(2) 施設の管理運営方法

主な委託業務

施設の管理運営は市の直営となっている。

市が行っている主な委託業務は次のとおり。

- ア 整氷維持管理
- イ 冷凍設備点検
- ウ 冷凍設備維持管理
- エ 除雪業務

運営体制

職員配置

(夏季)

- ア 場長・・・嘱託 1 名
- イ 係長・・・体育課職員
- ウ 職員・・・嘱託 1 名

(冬季)

上記に臨時職員を 2 名程度追加

(3) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	613,646	-	-	-	-
建設費	9,476,141	-	-	-	-
計	10,089,787	783,541	3,392,506	779,040	5,134,700

(4) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
一般入園者数(人)	5,113	4,077	4,656	4,303	5,172
延滑走者数(人)	3,832	3,265	4,233	4,607	3,586
コース専用(時間)	407	340	306	388	316
歳入	59,397	57,419	59,154	57,767	57,922
使用料	9,397	7,419	9,154	7,767	7,911
諸収入	50,000	50,000	50,000	50,000	50,011
歳出	190,924	196,946	197,277	201,586	187,372
職員人件費	15,225	15,143	18,046	19,061	17,776
委託費	99,970	95,860	105,876	104,555	101,410
光熱水費	66,612	73,836	56,133	55,218	55,218
その他	9,117	12,106	17,221	22,750	12,966
収支(-)	131,527	139,527	138,122	143,819	129,450

(5) 主な委託契約事務

ア 市が直接行っている委託契約

(単位：千円)

	業務		平成 14 年度	15 年度	16 年度
1	整氷維持管理業務	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
		契約金額	39,375	48,920	47,576
		契約形態	E	B	E
2	冷凍維持管理業務	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
		契約金額	10,185	10,185	9,398
		契約形態	E	B	E
3	整氷維持管理時間外業務	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
		契約金額	20,673	6,807	4,548
		契約形態	E	E	E
4	冷凍維持管理時間外業務	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
		契約金額	1,000	709	1,445
		契約形態	E	E	E
5	除雪業務	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
		契約金額	1,985	6,204	7,253
		契約形態	E	E	E
6	中央監視設備等保守点検業務	委託先	(株)明電舎	(株)明電舎	(株)明電舎
		契約金額	4,725	95	3,360
		契約形態	E	E	E

契約形態の記号について

- A 一般競争入札
- B 指名競争入札
- C 随意契約(他社よりの見積書を2社以上入手している)
- D 随意契約(他社よりの見積書を1社入手している)
- E 随意契約(他社よりの見積書を入手していない)

イ 委託先が行っている再委託契約
長野市直営のため該当なし。

(6) 監査の結果

使用料の設定

現在設定されている使用料体系は平成8年に設定されたものであり、その後1度も改正されていない。

使用料は、設定当時における世界のコースの使用料設定を参考に決定したとのことであるが、最近の動向に関しては調査していないとのことである。

(指摘事項)

施設利用者への応分の負担を求めるという観点からは、定期的に使用料体系を見直し、適時に使用料改定を行うことが望まれる。

使用料の設定に当たっては、国内に類似の施設がないことから海外のコースの料金を参考にすることは必要な観点であるが、施設の維持管理費に対する負担(コスト意識)の観点も考慮されたい。

使用料の収入事務

管理事務所において施設利用者から使用料を受け取った後、金融機関に納金するまでの間、使用料は管理事務所内の金庫に保管されるが、その間実査が行われない。また、領収書の連番管理が行われていない。

一部の利用者は月に一度の割合で銀行振込をするという形で納金をしているが、債権管理が十分に行われていないため、入金の不十分を適時に把握できない。

(指摘事項)

現状では現金の管理や出納に問題がある。施設利用者から受領し金庫に保管される金額を入金額とし、金融機関に納金した金額を支出額として出納簿を作成したうえで、実査を毎日行い、出納簿上の残高と実査の結果とを毎日照合すること及び領収書の連番管理を行うことが望まれる。

(意見)

使用料を現金で受領する限り、管理事務所において盗難等に遭うリスクが残る。この点、施設利用者はすべて日本ボブスレー・リュージュ連盟などの組織に所属しており、そのような組織に所属しない個人利用客はいないので、各組織に対する債権の管理を十分に行い、原則として当該組織から銀行振込により使用料を納金する仕組みを構築することによって、盗難等のリスクを回避する必要もあると考えられる。

公有財産台帳

土地、建物および工作物に関しては、長野市財務規則第 136 条で公有財産台帳（様式第 71 号）を備えなければならないとされ、同規則第 139 条で公有財産を台帳に記載する場合の価格について規定されている。

スパイラルにある土地、建物及び工作物の公有財産台帳は作成されているが、取得価格の記載漏れがあった。

(指摘事項)

公有財産の取得価格は財産管理に当たって重要な情報であり、財務規則においても記入が要請されていることから、財務規則にしたがって台帳を整備すべきである。

備品の管理状況

市財務規則第 178 条 1 項によれば、備品のうち価格が 1,000 千円以上のもの及び美術工芸品及び標本等で市長が必要と認めるものについては、毎会計年度末に現在高を調査しなければならないとされており、これを受けて会計年度末に備品を実査している。なお、実査の際には備品使用簿に記載されているすべての備品を対象としている。

しかし、施設内を視察したところ、備品使用簿に記載されていない椅子や机等が散見された。そのなかには、当初、工事費の枠内で取得したものであるため備品使用簿に記載されていなかったと考えられるもの等、備品使用簿に記載されないことについて合理的な理由を見出せないものも含まれていた。また、使用見込がないと思われるものも含まれていた。

(指摘事項)

備品について実査をすることの意義は、備品の実在性を確認すると同時にその使用状況や損耗の程度を把握することにより、備品使用簿を補正する、不要なものを廃棄する等の措置を適時に講じていくことにある。この点に鑑みて、備品実査の際に備品使用簿に記載されないことについて合理的な理由を見出せないものが検出された場合には適時に備品使用簿を補正することが望まれる。また、使用見込のない備品については適時に廃棄することが望まれる。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書

スパイラルの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成14年度	15年度	16年度
人に係るコスト	18,046	19,061	17,776
市職員人件費	18,046	19,061	17,776
団体職員人件費	-	-	-
物に係るコスト	520,728	524,022	511,093
物件費	17,221	22,750	12,966
委託費	105,876	104,555	101,410
維持管理費	56,133	55,218	55,218
減価償却費	341,497	341,497	341,497
その他のコスト	134,419	119,458	106,693
支払利息	134,419	119,458	106,693
その他	-	-	-
行政コスト合計	673,194	662,542	635,563
収入			
使用料収入	9,154	7,767	7,911
その他収入	50,000	50,000	50,011
収入金額合計	59,154	57,767	57,922
差引行政コスト	614,039	604,775	577,641
市人口（4月1日現在）	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり行政コスト	1,694円	1,668円	1,590円
年間延滑走者数	4,233人	4,607人	3,586人
滑走1回当たり行政コスト	145,060円	131,273円	161,082円

3年間の行政コストの推移を見ると、年々減少の傾向にある。減少している主な原因は市債に係る支払利息の減少であり、それ以外の人に係るコスト、物に係るコストは平成14年度から平成15年度にかけては増加し、平成15年度から平成16年度にかけては減少しておりコスト削減努力の効果が見受けられる。

スパイラルは大規模な施設を有しているため、行政コストの半分以上を減価償却費が占めている。減価償却費は、施設の建設費を期間按分したものであるため施設の建設により不可避免的に生じる費用である。減価償却費の金額は建設費により決まるため建設当初にどの程度の金額をかけるかが重要となる。

（意見）

行政コストの発生内容を見ると、施設の建設により不可避免的に発生するコストである減価償却費や、建設資金の調達方法により発生が左右される支払利息などを除くと、年間概ね2億円程度の維持管理コストで推移しており、コスト削減努力も見られる。今後も継続して行政サービスの水準とそれに要するコストのバランスを考慮して、より効率的な運営が望まれる。

施設の維持管理コストのなかで大きなウエイトを占めているものは委託費であるが、委託費の主なものは冷凍設備の点検、整氷維持管理といったものであり、特に整氷維持に係る委託費についてはコースコンディションをどの程度の水準にするかにより変動するものであり、要求される品質水準などについて十分検討することによりコスト削減の可能性があるものとする。

収入面を見ると、使用料金収入は1,000万円未満の水準で推移しており施設運営のコストを賄うには程遠い状況にある。これは有料の利用者が、日本ボブスレー・リ

ユージュ連盟をはじめとする連盟（以下「連盟」という）に加入した競技者に限定されているためであり、競技人口が少ないことから結果的に使用料金収入も低水準なものとなっている。利用者数、使用料金収入の増加策としては、大会の誘致などによる施設利用の促進を検討することが望まれる。

また、収入で大きなウエイトを占めているその他収入は、長野オリンピックムーブメント推進協会からの補助金であり今後も継続して補助金を得られるかは不透明である。当該補助金の削減等は、差引行政コストの増加となり市民負担の増加となるので、今後の補助金収入の動向や、対応策を十分検討されたい。

行政キャッシュフロー計算書

参考までに長野市のスパイラルに係る財政負担という観点から見た場合における市の負担の推移については次のとおりである。

財政負担に関する下記の推移表は、施設における歳入、歳出をベースとして、市債の償還及び利息の支払に係る支出のうち市の財政負担分を加味したものである。

(単位:千円)

項目	平成14年度	15年度	16年度
歳出	197,278	201,587	187,373
行政コスト合計 1	673,194	662,542	635,563
減価償却費 1	341,497	341,497	341,497
支払利息 1、 2	134,419	119,458	106,693
市債償還に係る市の負担	195,936	180,967	163,067
元金償還金額	379,645	351,820	313,427
支払利息 1、 2	134,419	119,458	106,693
国交付税	122,191	109,344	93,986
県補助金	195,936	180,967	163,067
歳入 1	59,154	57,767	57,922
差引市財政負担額 (+ -)	334,061	324,787	292,518
市人口 (4月1日現在)	362,393人	362,540人	363,306人
市民1人当たり負担額	922円	896円	805円

1. 行政コスト計算書の金額を使用している。
2. 市債償還関係の負担額を把握するため、組み替えている。

市は施設の建設のために発行した市債の償還として平成14年度に195百万円、平成15年度に180百万円、平成16年度に163百万円を負担している。市債の償還は平成27年度まで継続していくが、市として負担しなければならない金額は平成17年度以降、平成27年度までの合計で1,314百万円となる。この市債の償還に係る財政負担はスパイラルの存続の如何に依らず今後発生することが予想される。なお、施設を廃止した場合、歳入・歳出ベースでの財政負担はなくなるが、建設当初に交付された社会体育施設整備費補助金（文部科学省所管 補助金額3,171百万円）の交付条件に処分制限期間（38年）が設けられており、期間満了前に廃止した場合には補助金を返還することとなる可能性がある。（平成16年度末時点で2,586百万円）

行政コストベース、財政負担ベースのいずれにしてもスパイラルに係る市民負担は少なくない金額であり、施設の有効活用を図ることや、主な利用者である連盟に対する応分の負担を求めることなど市民サービスの向上や、市民負担の軽減などの方策を十分に検討していくことが望まれる。

事業計画等

長野市教育委員会体育課ではスパイラルに関する事業計画として10カ年の修繕計画を作成している。当該計画書は2010年までのものが作成されており、現在2005年以降2015年までの計画案を策定中であるとのことである。

しかしながら、当該計画書は施設の維持管理を主眼としたメンテナンスに係る計画であり、今後施設の老朽化などに対応する大規模修繕や施設の更新については検討されていない。

(意見)

スパイラルの施設は国際大会にも使用される競技施設であり、その規模も大きいものである。

したがって施設のレベルの維持は必要とされるコストも大きなものとなる可能性が高いことから今後予想される大規模修繕や設備の更新に関して十分検討され、事業計画に織り込むことが望まれる。

事業計画を策定するに当たっては、今後のスパイラルのあり方や利用方法などが明確になっていることが重要であり、その方向性にしたがって今後必要となる施設の更新計画や修繕計画が結果的に決まることとなる。施設の利用方法については、建設当初からさまざまな後利用方法が検討されているが、今のところ競技施設としての利用を中心とし、イベントとして滑走体験会(夏フェスタ)が催されるなどしているにとどまっており、市の施設として一般市民が気軽に施設を利用できるといった環境といえるかどうかは疑問である。

今後どのように利用方法を展開していくかについては十分に検討されるとともに、施設に関する情報(活動状況、収支状況、行政コスト、今後の展望など)の開示を進め市民の理解を得られるように説明責任を果たしていくことが必要であると考え

業務委託

業務の委託が随意契約により行われている場合がある。随意契約の締結に当たっては1社からしか見積りをとっていないケースが多く、その理由の多くは、「業務内容が専門的である」、「保守点検の対象となる設備の導入業者である」といったものである。

平成16年度において随意契約により委託された業務のうち、契約金額が500千円を超えるものであり、かつ、契約に際して1社からしか見積りをとらなかったものの過去3年間の推移は次表のとおりである。

(単位：千円)

業務		14年度	15年度	16年度
整氷維持 管理業務	契約金額	39,375	48,920	47,576
	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
冷凍維持 管理業務	契約金額	10,185	10,185	9,398
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
整氷維持管理 時間外業務	契約金額	20,673	6,807	4,548
	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
冷凍維持管理 時間外業務	契約金額	1,000	709	1,445
	委託先	(株)前川製作所	(株)前川製作所	(株)前川製作所
除雪業務	契約金額	1,985	6,204	7,253
	委託先	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組	(株)鹿熊組
中央監視設備等 保守点検業務	契約金額	4,725	95	3,360
	委託先	(株)明電舎	(株)明電舎	(株)明電舎
自家用電気工作物 精密点検業務	契約金額	1,029	987	987
	委託先	中部電気保安協会	中部電気保安協会	中部電気保安協会

平成15年度については指名競争入札を行った。

(意見)

ア 一者随意契約

随意契約によっている理由の多くは、「業務内容が専門的である」、「保守点検の対象となる設備の導入業者である」といったものである。しかし、業務内容が専門的であったとしても当該業務を専門とする業者が複数ある場合や設備導入業者以外の業者にも設備の保守点検が可能な場合はあると考えられる。

したがって、委託している業務の内容や業者の選定範囲等を改めて見直し、そのうえで競争入札が適当なケースについては随意契約をやめ、随意契約による場合であっても見積り合わせが可能なケースについては見積り合わせを行うことによって、委託料削減に努める必要がある。

イ 単価契約

整氷維持管理業務及び冷凍維持管理業務に関しては、17時以降の時間外作業について別途整氷維持管理時間外業務及び冷凍維持管理時間外業務として単価契約を締結している。

時間外業務について単価契約を結んでしまうと、監督職員と業者とが結託して意図的に時間外業務を増やし、委託料の一部を着服する等の重大な不正が生じるリスクがある。また、そのような不正の可能性を度外視しても、人事異動などにより整氷維持管理業務や冷凍維持管理業務について専門的知識のない人材が監督職員に任命される場合には、監督職員が時間外業務の必要性について適切な判断をできず、結果としてそれらの業務に係る委託料が青天井になってしまうリスクがある。

整氷維持管理業務及び冷凍維持管理業務は、天候等の影響により作業量が大きく変動するという性質を持っており、時間外作業に係るコストを予定価格に織り込んで競争入札を実施するよりも、単価契約を締結したほうが委託料を削減できる可能性がある。したがって、委託料削減の観点から時間外作業について単価契約を締結すること自体否定するものではない。

しかし、単価契約を締結する場合には既述のようなリスクを回避するために「単価契約における支払総額に上限を設ける」、「作業量に最も大きな影響を与える天候と作業実績との関係を分析し、天候に応じた標準的な1日当たり作業量を見積っておく」といった方策を講じる必要があると考える。

以上